

【評価の概要】

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人都市再生機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和4年度（第4期）
	中期目標期間	令和元年度～5年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	住宅局	担当課、責任者	住宅企画官 須藤 明彦
	都市局		総務課国際室 室長 長谷川 信栄
			まちづくり推進課 課長 喜多 功彦
			市街地整備課 課長 筒井 祐治
公園緑地・景観課 課長 伊藤 康行			
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 洪武 容

3. 評価の実施に関する事項
<p>評価の実効性を確保するため実施した手続き等は以下の通り。</p> <p>(1) 外部有識者意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の評価等に係る外部有識者として、下記5名に意見聴取を実施。（敬称略。五十音順。） <p>浅見泰司 東京大学大学院工学系研究科教授 井上由起子 日本社会事業大学専門職大学院教授 黒田克司 公認会計士 中井検裕 東京工業大学名誉教授 長沢美智子 弁護士</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見聴取の方法としては、以下の2種類を実施。 <p>① 事前ヒアリング（令和5年5月23日（火）～5月30日（火）） 各外部有識者と国土交通省が共同して、個別に機構の自己評価（案）を中心に意見を聴取。</p> <p>② 有識者会合（令和5年6月22日（木）） WEB会議にて外部有識者に参加いただき、主務大臣の評価（案）を中心に意見を聴取。なお、議事概要を国土交通省ホームページにて公表することにより透明性の確保を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記①、②における外部有識者からの主な意見については、本資料の【総合評定】【項目別評定調書】ページにて適宜記載している。 <p>(2) 理事長ヒアリング（令和5年6月22日（木））</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記有識者会合の場において、機構理事長中島正弘氏から、機構の業務実績・自己評価等についてヒアリングを実施。 <p>(3) 監事意見聴取（令和5年6月1日（木））</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構監事から、機構の業務実績・自己評価等について意見聴取を実施。

4. その他評価に関する重要事項
該当なし

【総合評定】

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		B	B	B	B	
評定に至った理由	<p>「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成27年4月1日国土交通省決定)の規定に基づき、重要度の高い項目を考慮した項目別評定の算術平均(以下算定式の通り。)に最も近い評定が「B」評定であること及び下記「法人全体の評価」を踏まえ、「B」評定とする。</p> <p>【項目別評定の算術平均】</p> <p>(A4点×4項目×2+B3点×2項目×2+B3点×7項目)÷(13項目+6項目)=3.4...</p> <p>⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。</p> <p>※算定に当たっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い6項目(項目別評定総括表、項目別評定調書参照)については加重を2倍としている。</p>					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>項目別評定のとおり、機構の業務運営については、評価項目全13項目のうち4項目について「中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている」、9項目について「中期計画における所期の目標を達成している」と認められる。</p> <p>特に、災害からの復旧・復興支援、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、東日本大震災からの復興に係る業務の実施、財務体質の強化等の個別課題において優れた成果を上げており、法人全体としては、概ね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評定に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	<p>総論として、機構の業務は法令等に従い適正に実施されているとの意見があった。個別には、以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害からの復旧・復興支援は、機構のノウハウや人材が活かせる分野であり、災害対応支援に大きく貢献している。 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備は、多種多様な主体との関係を構築し、目標を上回る成果を出している。また、団地の地域医療福祉拠点化を形成して終わりではなく地域関係者との連携も充実させ、団地の豊かな屋外環境等を活かして地域コミュニティの活性化を図っており、ハード・ソフトの両面から、地域の関係者の評価を受けている。 東日本大震災からの復興に係る業務の実施については、最後まで全町避難であった福島県双葉町において、基盤整備や町役場建設の発注者支援を実施し、令和4年度の居住再開に向け大きく貢献した。 財務体質の強化は、各事業部門の経営努力によりキャッシュフローを確実に確保し、有利子負債の削減目標を前倒して達成している。また、新たにサステナビリティボンドの第三者認証を取得し、財務体質の強化に貢献している。
その他特記事項	<p>外部有識者から、法人全体に対する評価として以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人・物・金という資源を適切に調達・配分しなければならないが、現状は概ね良好に運営されていると思料する。 機構が担う政策課題はいずれも重要なものであり、さらに財務の健全化を一層進めながらこなしてきた点は大きな評価に値するところである。 全体としては着実な達成とみるのが妥当と思われる。

【項目別評定総括表様式】

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 政策的意義の高い都市再生等の推進	B	A	B	B	—	—	—
（1）都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	—	I-1-1	—
（2）災害からの復旧・復興支援	A○	A○	A○	A○	—	I-1-2	—
（3）都市開発の海外展開支援	<u>B</u>	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	—	I-1-3	—
2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現	B	B	B	B	—	—	—
（1）多様な世代が安心して住み続けられる環境整備	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	—	I-2-1	—
（2）持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	—	I-2-2	—
（3）UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	—	I-2-3	—
3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施						—	—
（1）福島県の原子力災害被災地域における復興支援	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	—	I-3	—
（2）津波被災地域における復興市街地整備事業の推進							
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 効率的な運営が行われる組織体制の整備	B	B	B	B	—	II-1	—
（1）機動的・効率的な組織運営							
（2）管理会計の活用による経営管理の向上							
2 業務の電子化							
3 適切な事業リスクの管理等	B	B	B	B	—	II-2	—
（1）事業リスクの管理							
（2）事業評価の実施							
4 一般管理費、事業費の効率化							
5 入札及び契約の適正化の推進	B	B	B	B	—	II-3	—
III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画							
1 財務体質の強化	A○	A○	A○	A○	—	III	—
2 予算							
3 収支計画							
4 資金計画							

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度		
IV 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	IV	—
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	—	—	—	—	V	—
VI 剰余金の使途	—	—	—	—	—	VI	—
VII その他業務運営に関する重要な事項							
1 施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	VII-1	—
2 中期目標の期間を超える債務負担							
3 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項（附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途							
4 内部統制の適切な運用	B	B	B	B	—	VII-2	—
5 業務運営の透明性の確保等							
（1）業務運営の透明性の確保							
（2）情報セキュリティの確保							
（3）個人情報の保護							
6 人事に関する計画	B	B	B	B	—	VII-3	—
（1）方針							
（2）人材育成							
（3）人件費管理の適正化							
（4）ダイバーシティの推進							
7 保有資産の適切な管理・運用	B	B	B	B	—	VII-3	—
8 環境及び都市景観への配慮							
（1）地球温暖化対策の推進							
（2）建設副産物のリサイクルの推進							
（3）環境物品等の調達							
（4）都市の自然環境の保全・創出	B	B	B	B	—	VII-3	—
（5）良好な都市景観の形成							
9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元							
（1）研究開発の実施							
（2）成果の社会還元							

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度（困難度）を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 「項目別調書 No.」欄には、令和元年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	1 政策的意義の高い都市再生等の推進		
業務に関連する政策・施策	<p>政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 7：良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する</p> <p>政策目標 4：水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11：住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>政策目標 7：都市再生・地域再生の推進</p> <p>施策目標 25：都市再生・地域再生を推進する</p> <p>政策目標 12：国際協力、連携等の推進</p> <p>施策目標 43：国際協力、連携等を推進する</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条第1項第1号から第11号まで、第2項第3号及び第4号、第3項並びに附則第12条第1項第6号
当該項目の重要度、困難度	<p>重要度：「高」</p> <p>< I-1-1 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進 ></p> <p>都市再生基本方針において、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進することにより、国民生活の向上や経済の活性化等を図り、併せて大規模災害に備え、都市の防災に関する機能を確保することが重要であるとされているため。</p> <p>< I-1-2 災害からの復旧・復興支援 ></p> <p>国土強靱化基本計画において、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であること、また、いかなる災害等が発生しようとも、迅速な復旧復興等を基本目標として、国土強靱化を推進することとされているため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>< 1-1-1 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進 ></p> <p>地域の住民、民間事業者、地方公共団体等の多様な関係者間の意見調整、複雑な権利関係の調整等を必要とするため難易度が高い。</p> <p>< I-1-3 都市開発の海外展開支援 ></p> <p>我が国事業者、関係府省、関係公的機関、外国政府等の多様な関係者間の意見調整等を必要とすることに加えて、海外における政治的要因、急激な為替変動や、景気悪化等による経済的要因等に由来する都市開発事業の遅延・延期・中止等が生じる可能性があるため難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	<p>事前分析表（令和4年度）4-⑪、4-⑳</p> <p>行政事業レビューシート番号 0099、0105、0106、0308、0309、0311、0312</p>

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
					<p>< 評定と根拠 > 評定：B</p> <p>各評価単位での評定を踏まえ、「1. 政策的意義の高い都市再生等の推進」としての評価をBとした。</p>	<p>「政策的意義の高い都市再生等の推進」 ※細分化した項目（1）～（3）の評定の算術平均により算定 $\left((A\ 4点 \times 1項目 \times 2) + (B\ 3点 \times 1項目 \times 2) + (B\ 3点 \times 1項目) \right) \div (1項目 + 2項目 \times 2) = 3.4点$ ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。 ※算定に当たっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">評定</td> <td style="width: 20%;">B</td> </tr> </table> <p>< 評定に至った理由 > （1）都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進について 令和4年度における所期の目標を達成していること、大都市から地方都市まで都市政策上の課題が複雑で多岐にわたる中において都市再生等の推進を着実に実施していること、地方公共団体等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「B」評定とする。 （2）災害からの復旧・復興支援について 令和4年度における所期の目標を上回っていること、発災時の円滑な対応に向けた活動を着実に実施し、これまでの経験や活動を活かして災害発生時に優れた取組を実施していること、国、地方自治体等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「A」評定とする。 （3）都市開発の海外展開支援について 令和4年度における所期の目標を達成していること、官民プラットフォームの改革アクションプランを作成・実行し案件組成を活性化していること、JICA や JOIN 等の他機関との関係を強化し、将来的に我が国事業者の参入を促す効果が認められることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p>< 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 > 該当なし</p> <p>< その他事項 > 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・都市再生の推進及び海外展開支援においては、計画に基づく事業推進が展開できた。また、災害からの復旧・復興支援については著しい成果を挙げる事ができた。 ・各地における再開発事業等を始めとする国際競争力を高めるための都市再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市の再生、そして密集市街地を抱える地域における防災性の向上による安全、安心なまちづくり等、機構に課された課題はいずれも大きく、またそれゆえに機構に対する期待も大きい。令和4年度もこれらの課題を着実にこなすべく実績を積んできているが、さらに地道な活動・取組を通して、これらの期待に応える仕事をしてもらいたい。</p>	評定	B
評定	B							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進		
業務に関連する政策・施策	<p>政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 7：良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する</p> <p>政策目標 4：水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11：住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>政策目標 7：都市再生・地域再生の推進</p> <p>施策目標 25：都市再生・地域再生を推進する</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条第1項第1号から第11号まで、第2項第3号及び第4号、第3項並びに附則第12条第1項第6号等
当該項目の重要度、難易度（困難度）	<p>重要度：「高」</p> <p>都市再生基本方針において、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進することにより、国民生活の向上や経済の活性化等を図り、併せて大規模災害に備え、都市の防災に関する機能を確保することが重要であるとされているため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>地域の住民、民間事業者、地方公共団体等の多様な関係者間の意見調整、複雑な権利関係の調整等を必要とするため難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	<p>事前分析表（令和4年度）4-⑪、4-⑳</p> <p>行政事業レビューシート番号 0099、0105、0106、0308、0309、0311、0312</p>

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
コーディネート及び事業の実 施地区数 (計画値)	330 地区	—	237 地区	262 地区	260 地区	252 地区	—	予算額（百万円）	122,463	133,795	99,907	69,348	—
コーディネート及び事業の実 施地区数 (実績値)	—	—	259 地区	273 地区	267 地区	264 地区	—	決算額（百万円）	112,424	101,046	70,383	76,643	—
達成率	—	—	109%	104%	103%	105%	—	経常費用（百万円）	171,372	122,341	98,801	61,582	—
都市再生事業等に係る民間建 設投資誘発効果 (計画値)	1.8 兆円	—	1.4 兆円	1.6 兆円	1.3 兆円	1.4 兆円	—	経常利益（百万円）	7,835	47,270	6,284	7,154	—
都市再生事業等に係る建設投 資誘発効果 (実績値)	—	—	1.6 兆円	1.6 兆円	1.3 兆円	1.6 兆円	—	行政コスト（百万円）	171,496	122,638	98,939	61,779	—
達成率	—	—	114%	100%	100%	114%	—	従事人員数（人）	752	773	782	785	—
都市再生事業等に係る経済波 及効果 (計画値)	3.6 兆円	—	2.8 兆円	3.1 兆円	2.6 兆円	2.8 兆円	—						
都市再生事業等に係る経済波 及効果 (実績値)	—	—	3.1 兆円	3.1 兆円	2.6 兆円	3.2 兆円	—						
達成率	—	—	111%	100%	100%	114%	—						

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 政策的意義の高い都市再生等の推進</p> <p>(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</p> <p>人口減少・少子高齢化、グローバルな都市間競争の激化、東京一極集中、都市のスポンジ化の進展、施設・インフラの老朽化、ICT等技術革新の進展、空き家・空き地の増加等の経済社会情勢が変化しており、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することが必要である。</p> <p>都市再生に当たっては、民間の資金やノウハウを最大限引き出し、それを都市に振り向け、新たな需要を喚起することが求められている一方で、多数の関係者間の意見調整等が難しいことや、権利関係が複雑で調整が難しいこと等の課題があり、地方公共団体や民間事業者のみでは都市再生を進めることに困難な状況が見られる。</p> <p>このため、機構は、こうした状況を踏まえ、都市再生を的確に推進するため、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施するとともに、民間事業者、</p>	<p>Ⅰ 国民に対して提供するサービス</p> <p>その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 政策的意義の高い都市再生等の推進</p> <p>(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</p> <p>都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上で</p> <p>このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方</p>	<p>Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 政策的意義の高い都市再生等の推進</p> <p>(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</p> <p>都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上で</p> <p>このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシ</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネート及び事業の実施地区数 252 地区 ・将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 1兆4,000 億円規模 経済波及効果 2兆8,000 億円規模 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） ・防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の公共性、中立性、ノウハウを生かした、コーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図ったか。 ・都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、コーディネート及び都市再生事業を 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネート及び事業の実施地区数 264 地区 ・将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 1兆6,000 億円規模 経済波及効果 3兆2,000 億円規模 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） 128 地方公共団体 ・防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） 48 地方公共団体 	<p><評定と根拠> I-1-(1)</p> <p>評定：B</p> <p><評価の概要></p> <p>令和4年度においては、我が国の都市政策上の重要課題へ対応するため、公的機関ならではの機構の公平中立性、専門性、事業経験に基づくノウハウや人材面での強みを最大限発揮し、第4期中期目標における重要度及び難易度（困難度）「高」の当該目標について、計画値を上回る264地区でコーディネート及び事業を実施した。各地区の着実な事業等の推進により、民間建築投資誘発効果1兆6,000億円規模、経済波及効果3兆2,000億円規模の実績をあげた。</p> <p>また、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、国や地方公共団体等と緊密に連携することで関係構築を進め、全国の地方公共団体に対応できるように体制等を整備・強化等し、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ確に対応した。</p> <p>都市災害対策として防災性向上や減災対策等を図るため、密集市街地では地方公共団体等との適切な連携・役割分担のもと、整備改善・不燃化促進するとともに、南海トラフ地震等による津波被害を想定した事前防災まちづくりの推進についても支援した。</p> <p>政策的意義の高い都市再生等の推進に当たっては、大都市における競争力を強化する交通イン</p>	<p>評定：B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>年度計画等で定めた主な定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネート及び事業の実施地区数について、機構の公平中立性、専門性、事業経験に基づくノウハウや人材面での強みを最大限発揮し、コーディネート及び事業を実施することにより、年度計画での目標「252 地区」に対し、実績値「264 地区(達成率 105%)」であった。 ・都市再生事業等に係る民間建築投資誘発額について、年度計画での目標「1兆4,000 億円規模」に対し、「1兆6,000 億円規模(達成率 114%)」であった。 ・経済波及効果について、年度計画での目標「2兆8,000 億円規模」に対し、「3兆2,000 億円規模(達成率 114%)」であった。 <p>機構は、都市再生の推進に当たって、①都市の国際競争力と魅力高める都市の再生、②地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、③防災性向上による安全・安心なまちづくりを図るため、以下の取組を実施した。</p> <p>①都市の国際競争力と魅力高める都市の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大都市等においては、属性の異なる複数の関係者が存在し、輻輳する複数の事業を一体的に進めるコーディネートの難しい事業においても、利害関係者や各事業の調整を円滑に進め、着実に事業を実施した。 ②地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 ・地方都市等においては、国や地方公共団体等と緊密に連携し、コロナ禍でも全国の地方公共団体に対応できるよう体制等を整備・強化

<p>地方公共団体等とのパートナーシップの下、民間事業者との共同出資による開発型SPCの組成等多様な民間連携手法を活用し、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の先導的な役割を果たすこと。</p>	<p>公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。</p> <p>なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じた多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、大規模開発や高度利用によらない個性や限界性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p>	<p>ップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。</p> <p>なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じた多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、大規模開発や高度利用によらない個性や限界性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p>	<p>施したか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進したか。 ・都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、都市の防災性の向上や減災対策を推進したか。 	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>民間事業者等多様な主体との連携の下、各種制度を活用した事業を実施した。また、国家的プロジェクトや拠点駅周辺等において、長期的な視点を持って、コーディネート及び事業を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p>	<p>フラの整備や地方都市等における地域の特性や資源を活かしたまちづくり、安全・安心なまちづくりに当たっての都市災害に対する脆弱性の克服等、複雑で多岐にわたる都市政策上の課題がある。その中で機構は、それぞれの地区の課題や背景に応じて、様々な立ち位置・役割でまちづくりを実施・支援しており、機構が関わることで、地方公共団体や民間事業者だけでは成しえなかった大規模な整備や新たな価値の創出、投資の誘発、中長期的な視点を持ったまちづくりを実現している。</p> <p><具体的な事例・評価></p> <p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>「特定都市再生緊急整備地域」全15地域のうち13地域でコーディネート及び事業を実施するなど、国家的プロジェクトに積極的に関与した。具体的には、未開のマーケット開拓による地域の新たな魅力創出や公平中立性を活かした輻輳する事業、属性の異なる</p>	<p>した結果、128 団体において支援（人事交流による人的支援を含む）を実施するに至った。コンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生を推進し、各地域の特性を踏まえて地域の活力を高める取組を着実に実施した。</p> <p>③防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市災害対策として防災性向上や減災対策等を推進するため、48 地方公共団体において安全・安心なまちづくりの支援を行い（人事交流による人的支援を含む）、東日本大震災における復興支援等から得た経験を活かした南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくり支援や、東京 23 区を中心に西日本、地方都市も含む全国 19 エリアにおける密集市街地改善支援等を推進した。 <p>また、こうした機構の取組に対して、地権者等への丁寧な対応や個々の意向を踏まえた合意形成等の調整力、事業ノウハウ・公平中立性を活かした事業推進力等について、地方公共団体等から評価を受けるなど、取組の効果が認められる。</p> <p>これらを踏まえ、令和4年度における所期の目標を達成していること、大都市から地方都市まで都市政策上の課題がより複雑で多岐にわたる中で都市再生等の推進を着実に実施していること、地方公共団体等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p> <p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤整備のための都市再生の観点から、コーディネート及び事業の推進が計画に基づき
<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>グローバルな都市間競争が激化するなか、資金、人材、技術等が集積し、我が国の経済活動等の中核としての役割を果たす大都市等においては、我が国経済を牽引することが期待される産業を育成し、また、グローバルな業務</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>民間事業者等多様な主体との連携の下、各種制度を活用した事業を実施した。また、国家的プロジェクトや拠点駅周辺等において、長期的な視点を持って、コーディネート及び事業を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>民間事業者等多様な主体との連携の下、各種制度を活用した事業を実施した。また、国家的プロジェクトや拠点駅周辺等において、長期的な視点を持って、コーディネート及び事業を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>「特定都市再生緊急整備地域」全15地域のうち13地域でコーディネート及び事業を実施するなど、国家的プロジェクトに積極的に関与した。具体的には、未開のマーケット開拓による地域の新たな魅力創出や公平中立性を活かした輻輳する事業、属性の異なる</p>	<p>した結果、128 団体において支援（人事交流による人的支援を含む）を実施するに至った。コンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生を推進し、各地域の特性を踏まえて地域の活力を高める取組を着実に実施した。</p> <p>③防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市災害対策として防災性向上や減災対策等を推進するため、48 地方公共団体において安全・安心なまちづくりの支援を行い（人事交流による人的支援を含む）、東日本大震災における復興支援等から得た経験を活かした南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくり支援や、東京 23 区を中心に西日本、地方都市も含む全国 19 エリアにおける密集市街地改善支援等を推進した。 <p>また、こうした機構の取組に対して、地権者等への丁寧な対応や個々の意向を踏まえた合意形成等の調整力、事業ノウハウ・公平中立性を活かした事業推進力等について、地方公共団体等から評価を受けるなど、取組の効果が認められる。</p> <p>これらを踏まえ、令和4年度における所期の目標を達成していること、大都市から地方都市まで都市政策上の課題がより複雑で多岐にわたる中で都市再生等の推進を着実に実施していること、地方公共団体等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p> <p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤整備のための都市再生の観点から、コーディネート及び事業の推進が計画に基づき

<p>を展開する企業の拠点等の立地を促進するため、都市の国際競争力の強化及び都市の魅力を高める都市再生を進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、大都市等において、都市の国際競争力の強化に必要となる経済基盤の確立等に必要不可欠な国家的プロジェクトや都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、これらの実現に向けたコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>が国の経済基盤等の確立に必要な不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の各種制度を活用して進める。</p>	<p>が国の経済基盤等の確立に必要な不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の各種制度を活用して進める。</p>		<p>「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、国家的プロジェクトとして、産学官連携の下、1期開発事業から多面的・連続的・継続的にエリアに関与し、事業・コーディネートを実施している。令和4年度は、2期開発区域において、都心部に大規模なみどり空間を創出する防災公園の工事に着手したほか、鉄道事業者によって新駅が開業された。</p> <p>「東京駅前八重洲地区（東京都中央区）」においては、全体完成時には国内最大級の規模となる「バスターミナル東京八重洲」の整備を着実に推進し、令和4年度には第1期エリアの開業を迎えた。</p> <p>「広島市基町相生通地区（広島県広島市）」においては、市街地再開発事業の代表施行者として事業を推進し、令和4年度には施行認可に至った。</p>	<p>る権利者等の協議調整等、民間事業者等との多様な連携の下、都市の国際競争力強化と魅力の向上に大きく貢献した。</p> <p>「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、基盤整備（土地区画整理事業・防災公園街区整備事業）と民間事業者提案による公共空間の一体的整備・施設誘導を図ることで、「みどり」空間と「イノベーション」の融合拠点の形成を着実に推進している。また、近接しながら更新が滞る芝田エリアにおいては、機構保有地を活用して地域価値向上に資する地域活動等を実施している。これらの施策を通じて、関西圏の広域中枢拠点かつ業務・商業の一大集積地にふさわしいまちづくりの実現と更なるエリア価値の向上に貢献している。</p> <p>「東京駅前八重洲地区（東京都中央区）」においては、駅前に散在するバス停を集約するため、3地区の市街地再開発事業にまたがる大規模なバスターミナルを整備している。各事業の事業主体やスケジュールが異なる中で、機構は各事業に参加組合員として参画し、段階的に各地区のバスターミナルを取得し、管理することで、3地区一体の整備・運営を実現し、国際都市東京の玄関口にふさわしい交通結節機能強化に寄与している。</p> <p>「広島市基町相生通地区（広島県広島市）」においては、原爆ドーム周辺の景観の改善や事業区域内に位置する変電所の機能を中断せずに直接移転し更新するなど、まちの複数課題を一体的に解</p>	<p>適切に執行された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方都市も含め、機構の貢献は着実であり評価している。もともとの目標値が高いこともあり、B評定でやむを得ないと思うが、質を評価できるような指標があればもう少し評価が改善するのではないか。次期に期待したい。
--	--	--	--	---	--	---

				<p>「愛宕地区（東京都港区）」においては、市街地再開発事業の施行者として事業を推進し、令和4年度には事業計画認可に至った。</p> <p>「広町二丁目地区（東京都品川区）」においては、土地区画整理事業の施行者として事業を推進し、令和4年度には施行認可に至ったほか、民間事業者への土地譲渡を実施した。</p>	<p>消する事業スキームを提案・構築し、官民連携による都心再生のリーディングプロジェクトとして市街地再開発事業を推進している。これらを通じて、市の目指すまちづくりの実現に寄与している。</p> <p>「愛宕地区（東京都港区）」においては、地元まちづくり協議会と港区からの要請に基づき、市街地再開発事業を施行者として推進し、土地の高度利用や愛宕山の環境整備、歩行者ネットワークの整備等により、国際ビジネス拠点機能の強化に貢献している。</p> <p>「広町二丁目地区（東京都品川区）」においては、公平中立な立場で関係者調整を行い、区庁舎再編や駅改良といった輻輳する基盤整備を着実に推進することで、大井町駅周辺地域全体におけるまちづくりの牽引役としての役割を果たしている。</p>	
<p>②地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>周辺地域を含む地域全体の活力の源泉である地方都市等においては、地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現を図る都市再生を進める必要がある。</p> <p>このため、機構は、地方都市等における現状を踏まえ、取組を一層強化・推進することとし、地方公共団体等と連</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体とのパートナーシップの下、地方都市が抱える様々な課題の解決に向け、コーディネート及び事業による地方公共団体の支援を積極的に推進し、国土交通省の「新しいまちづくりのモデル都市」、「ウォークアブル推進都市」への支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>国や地方公共団体等と緊密に連携することで関係構築を深め、コロナ禍においても全国の地方公共団体からの要請に対応できるよう体制等を整備・強化等したことにより、機構の認知度が徐々に浸透し、地方公共団体からの相談が着実に増加した。また、それらの多種多様な相談・課題に対し、地域の特性や資源を活かすことを念頭に置き、広域的な視点をもって、各地方公共団体が進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した。具体的には、まちづくり関連計画の検討、官民連携による</p>		

<p>携しつつ、各地域の持つ資源や特性を踏まえ、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る政策立案・施策の具体化段階におけるまちづくりの構想や計画づくり、施策の具体化等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。</p>	<p>地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。</p>		<p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、機動的な土地取得・保有等により、市主導のまちづくりを支援・補完し、施行者として市街地再開発事業を推進している。令和4年度には再開発地区全体の名称が地域の歴史を踏まえて「米百俵プレイス」に決定し、令和5年度には同施設の一部竣工により先行まちびらきを迎える予定である。</p> <p>「鹿沼市街地地区（栃木県鹿沼市）」においては、市との連携協力協定に基づき、市の目指すまちづくりを支援している。令和4年度には、地元事業者と連携して運営するまちづくり拠点（kanuma commons）を開設した。</p> <p>「鹿児島市中心市街地地区（鹿児島県鹿児島市）」においては、中心市街地の空洞化に対応するため、市の要請を受けてまちづくりの支援を行っている。令和4年度には、市の都市再生整備計画の策定に向けて、公共空間を活用したまちづくり活動の一環として、市やまちづくり法人、大学とともに歩行者天国を活用した社会実験を実施した。</p>	<p>まちづくり組織の立ち上げ等の支援を通して、各地方公共団体が掲げるKPI（重要業績評価指標）の実現に寄与し、128の地方公共団体の支援を実施するに至った。</p> <p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、市や地元のニーズに応じて、面的かつ継続的に事業・コーディネートを実施している。同エリアの核となる市街地再開発事業を着実に推進することでコンパクトシティの実現に寄与するとともに、隣接街区で土地を取得し、その活用方策を地元主導かつ持続可能なまちづくりへの転換に寄与するよう検討を進め、市の目指すまちづくりの実現に貢献している。</p> <p>「鹿沼市街地地区（栃木県鹿沼市）」においては、まちに賑わいを創出するため、機構が開設したまちづくり拠点にてイベントを開催するなど、市民や民間事業者、行政が一緒になって行う公民連携まちづくりを行い、市の目指す持続可能なまちづくりの実現に貢献している。</p> <p>「鹿児島市中心市街地地区（鹿児島県鹿児島市）」においては、市の中心でありながら来街者が減少している天文館エリアにて社会実験を実施し、市の都市再生整備計画の策定に至った。引き続き、市が目指す魅力あるウォークブルなまちづくりの実現に貢献することを企図している。</p>	
<p>③防災性向上による安全・安心なまちづくり 自然災害の頻発化・甚大化、</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり 都市災害に対する脆弱性の</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり 都市災害に対する脆弱性の</p>		<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり 安全・安心なまちづくりを推進</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり 都市災害対策として防災性向</p>	

<p>密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生の危険性の高まり等災害に係る課題が存在しており、大規模な自然災害等が発生した場合における都市の人的被害・経済的被害の最小化や都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、必要な措置があらかじめ講じられた防災性向上による安全・安心なまちづくりを進める必要がある。</p> <p>このため、機構は、都市災害に対する脆弱性の克服のため、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域において、地方公共団体等と連携し、都市の防災性の向上と減災対策を推進するとともに、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績を活かし、南海トラフ地震対策等の事前防災に向けた取組を推進すること。</p> <p>また、マンションの管理者等からの委託を受けた場合において、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施すること。</p>	<p>克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p> <p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p> <p>マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。</p>	<p>克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p> <p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p> <p>マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。</p>		<p>するため、地方公共団体等との適切な役割分担の下、密集市街地の整備改善や事前防災まちづくりを積極的に推進した。</p> <p>首都圏では23区を中心に多数の自治体の要請を受け、多様な事業メニューを活用した密集市街地改善を推進した。関西圏においては、他の政策上の課題や優先順位等の問題上、東京都と比べ密集市街地改善が進んでいなかったが、地方公共団体の意欲等を足掛かりとして密集市街地改善に着手した。令和4年度には全国19エリア（首都圏17エリア、関西圏2エリア）にて事業を実施した。</p> <p>また、南海トラフ地震対策等の事前防災まちづくりの推進が求められている中で、令和4年度は和歌山県や高知県において各種支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「東池袋エリア（東京都豊島区）」においては、防災公園街区整備事業や密集市街地整備といった複数の手法を活用して、区と連携してまちづくりを推進している。令和4年度には、令和2年に全面開園したとしまみどりの防災公園（イケ・サンパーク）の工事完了公告に至った。</p> <p>「豊町・二葉・西大井地区（東京都品川区）」においては、区と協働し多様なメニューを活用して密集市街地整備を推進している。令和4年度には、エリア内に不足する公園整備のため区に譲渡した土地の代わりに機構が取得し</p>	<p>上や減災対策等を推進するため、密集市街地では、地方公共団体等との適切な連携・役割分担のもと、老朽木造住宅の密集による建物倒壊や延焼の危険性の高さ、狭隘な地区内道路による住民の避難や緊急車両の進入の困難さ等の地区の特性によって異なる課題に寄り添い、多様な事業メニューを活用した支援を行うことで、整備改善・不燃化促進に大きく貢献した。</p> <p>また、東日本大震災における復興支援等から得た経験を踏まえ、南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくりの支援も推進した。</p> <p>これらの結果、防災性向上による安全・安心なまちづくりに関し、48の地方公共団体の支援を実施するに至った。</p> <p>「東池袋エリア（東京都豊島区）」においては、防災公園の整備を通じた広域防災拠点の形成や密集市街地整備の促進を通じて、まちの安全性向上を実現している。また、防災公園の整備に当たっては、首都圏初のPark-PFIを導入した計画立案の実施や隣接街区への大学誘致等賑わい創出を通じた地域価値の向上を実現し、まちの複数課題の解消に貢献している。</p> <p>「豊町・二葉・西大井地区（東京都品川区）」においては、無接道敷地解消の検討や密集市街地の整備にあたり移転等が必要となった借家人等のための従前居住者用賃貸住宅の建設・管理、公園・道路用地取得の協力を行うこと</p>
---	---	---	--	---	---

				<p>た土地において、整備を進めていた従前居住者用賃貸住宅が完成した。</p> <p>「大和川左岸エリア（大阪府堺市）」においては、洪水対策を進める国家的プロジェクトとして高規格堤防整備が行われている。機構はこれと連携して土地区画整理事業を施行中であり、このほか令和4年度には、行政からの要請に基づき土地取得を行った。</p>	<p>で、区が進める防災まちづくりを推進し、地域の防災性向上に寄与している。</p> <p>「大和川左岸エリア（大阪府堺市）」においては、洪水対策を進める高規格堤防整備とこれに併せて高速道路の整備が行われている。機構はこれらと連携した土地区画整理事業の実施や高規格堤防整備への活用を目的とした土地取得を通して、地域の防災・減災に寄与している。</p>	
	<p>これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決に資する都市再生を推進するため、中期目標期間中に330地区においてコーディネート及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に1兆8,000億円規模の民間建築投資を誘発し、3兆6,000億円規模の経済波及効果を見込む。</p>	<p>これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決に資する都市再生を推進するため、令和4年度中に252地区においてコーディネート及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に1兆4,000億円規模（累計で1兆8,000億円規模）の民間建築投資を誘発し、2兆8,000億円規模（累計で3兆5,000億円規模）の経済波及効果を見込む。</p>			<p>以上により、年度計画と同等の成果をあげた点を考慮し、B評定とする。</p>	

4. その他参考情報

2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1.1倍以上の乖離がある理由は、直接建設費の増によるものである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (2) 災害からの復旧・復興支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標 7: 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25: 都市再生・地域再生を推進する	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 6 号並びに第 2 項第 1 号及び第 8 号等
当該項目の重要度、難易度 (困難度)	重要度: 「高」 国土強靱化基本計画において、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であること、また、いかなる災害等が発生しようとも、迅速な復旧復興等を基本目標として、国土強靱化を推進することとされているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 (計画値)	50 回	—	10 回	10 回	10 回	10 回	—	予算額 (百万円)	122,463	133,795	99,907	69,348	—
機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 (実績値)	—	—	27 回	18 回	34 回	37 回	—	決算額 (百万円)	112,424	101,046	70,383	76,643	—
達成率	—	—	270%	180%	340%	370%	—	経常費用 (百万円)	171,372	122,341	98,801	61,582	—
復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体の数 (計画値)	50 団体	—	10 団体	10 団体	10 団体	10 団体	—	経常利益 (百万円)	7,835	47,270	6,284	7,154	—
復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体の数 (実績値)	—	—	18 団体	13 団体	14 団体	13 団体	—	行政コスト (百万円)	171,49	122,638	98,939	61,779	—
達成率	—	—	180%	130%	140%	130%	—	従事人員数 (人)	752	773	782	785	—

注) 主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報) については、次のとおり記載。①予算額、決算額: セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益: セグメント別に記載。③従事人員数: 年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(2) 災害からの復旧・復興支援</p> <p>南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、大規模な自然災害等が発生した場合における被災地域の復旧・復興を円滑に実施することが必要である。</p> <p>このため、機構は、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績や保有する専門性、ノウハウを活かし、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合において、復旧・復興を促進するため、国等からの要請・依頼に応じ、発災後の初動対応、復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。 ・災害発生時の迅速な対応が可能となるよう、人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を行うとともに、復旧・復興支援に取り組むことができる機構の組織体制を構築すること。 ・地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、事前防災、復旧支援及び復興支援に係る研修や啓発活動、復旧・復興に資する機構と地方公共団体等との関係構築を行 	<p>(2) 災害からの復旧・復興支援</p> <p>南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、国、関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。</p>	<p>(2) 災害からの復旧・復興支援</p> <p>南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、令和元年7月に災害対策基本法における指定公共機関に指定されたことを踏まえ、国、関係機関との更なる連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 10回 ・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体の数 10団体 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地方公共団体への被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、応急仮設住宅建設支援要員その他職員派遣数 ・被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数 ・災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコーディネート及び事業（災害発生に伴い被災地方公共団体からの要請に基づく市街地整備、災害公営住宅の建設等）の実施地区数等 ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を生かした積極的な支援を行ったか。 ・国・関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対して事前防災及び復旧・ 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 37回 ・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数 13団体 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地方公共団体への支援職員の派遣数 8人・日 ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練及び研修の実施回数 12回 	<p><評定と根拠> I-1-(2)</p> <p>評定： S</p> <p><評価の概要></p> <p>定量的な指標について年度計画を大幅に上回る実績（機構の働きかけによる啓発活動の実施回数は計画値対比 370%、復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数は計画値対比 130%）を達成したことに加え、発災時には住家の被害認定業務説明会及び初めて機構単独での調査計画策定支援を実施し、啓発活動においては東日本大震災の教訓等を活かしたセミナーの開催や機構独自に開発した研修の提供、講師の派遣等の機構ならではのメニューを提供するなど、地方公共団体の災害対応力向上に大きく寄与した。さらに、関係構築においては、官民連携の災害対応の仕組みの構築に関与し、流域治水関連法の整備に伴い、防災集団移転促進事業の受委託契約を締結した。</p> <p>また、機構がこれまで実施した大規模災害からの復旧・復興支援、都市再生や賃貸住宅管理業務等で得られた経験や知見の提供等の新たな取組を行うことで、災害の多発化・激甚化や大規模地震発生リスク増加、地方公共団体の災害対応力不足という社会課題に積極的に対応した。具体的な事例は以下のとおり。</p> <p><具体的な事例・評価></p>	<p>評定： A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>年度計画等で定めた主な定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数について、東日本大震災の復興支援から得た教訓の機構外への継承や、自治体の個別ニーズを踏まえた災害対応力の向上等を目的として、オンライン等で積極的に発信することにより、年度計画での目標「10回」に対し、実績値「37回（達成率 370%）」であった。 ・復旧・復興に資する機構との関係構築（関係部局間における連絡体制の構築等）を行った地方公共団体等の数について、オンラインも活用し継続的に地方公共団体等との関係づくりを実施したこと等により、年度計画での目標「10団体」に対し、実績値「13団体（達成率 130%）」であった。 <p>機構は、災害からの復旧・復興支援の推進に当たって、①災害からの復旧支援、②災害からの復興支援、③発災時の円滑な対応に向けた活動として、以下の取組を実施した。</p> <p>①災害からの復旧支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時における現地情報収集のための地方整備局へのリエゾン派遣のほか、令和4年8月の大雨災害に際して、山形県内の市町村に対し住家の被害認定業務説明会を実施するとともに、飯豊町に対しては調査計画策定支援を内閣府に帯同せず機構単独で実施するなど、のべ8人・日の職員派遣等を行った。 <p>②災害からの復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年2月、大洗町と「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等

<p>うこと。</p>	<p>② 災害からの復興支援 これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネート等積極的な支援を行う。 また、平成28年熊本地震にかかる災害公営住宅の建設等については、被災市町の意向を踏まえ、迅速かつ適切に実施する。</p>	<p>② 災害からの復興支援 これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネート等積極的な支援を行う。 平成28年熊本地震にかかる復興支援については、被災地方公共団体の意向を踏まえ、引き続き適切に実施する。</p>	<p>復興支援に係る啓発活動を行ったか。 ・これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築したか。</p>	<p>報収集を12回行った。 ② 災害からの復興支援 長野県佐久地域で実施した多種多様な復旧工事間の横断的な調整（災害復旧工事マネジメント業務）については、機構が設置した「佐久地域を例とした災害復旧支援に係る勉強会」での効果検証の成果を国土交通省が主催する「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン検討会」へ提供し、令和4年度にはガイドライン及びeラーニング資料に掲載された。 令和3年度に江の川水系における河川整備とまちづくりの一体的推進を目的とした覚書を交換した江の川流域治水推進室に対して、「治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）【第1版】」に基づく地区別計画の策定及び事業推進等の支援を実施した。茨城県大洗町（那珂川水系涸沼川）においては、令和4年2月に、河川整備とまちづくりの一体的な推進に向けた相談対応を開始。令和5年2月には、大洗町と機構は法改正後初となる防災集団移転促進事業の受委託契約を締結し、まちづくりや事業推進に向けた助言や同事業の計画立案、大臣同意に向けた国との調整に関する支援等を開始した。 また、これまでの防災集団移転促進事業に係る相談対応等で得た知見を、水管理・国土保全局主催の「治水とまちづくり連携会議」や全国地方整備局にて定期開催される「都市整備課長等会議」等において説明するなどして、状</p>	<p>① 災害からの復旧支援 豪雨や地震の発災前又は直後から、地方整備局へのリエゾン派遣や国・地方整備局へのメール等による情報収集を迅速に実施した。また、令和4年8月3日から大雨における住家の被害認定業務支援においては、山形県内の市町村に向けた説明会において概要・留意点・調査方法等についての講義を実施（職員のべ4人・日）したほか、山形県と調整の上で、機構に個別支援を求めている飯豊町に対し令和2年の内閣府との連携協定締結後初となる機構単独での調査計画策定支援を実施（職員のべ4人・日）した。これまでの支援を通じて培った機構の経験・ノウハウを活かし、町担当者に寄り添いながら、計画立案支援を行った。現地での支援後も適宜相談対応を実施し、迅速な罹災証明書の発行に貢献し、被災者の早期の生活再建に寄与したとして、飯豊町長からお礼状を受領した。 ② 災害からの復興支援 「東日本大震災における機構の震災復興支援事業」が、復興支援の活動だけでなく、その知見や教訓をまとめ地方公共団体職員への普及・啓発まで行ったことが評価され日本不動産学会賞を受賞したほか、コンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を活用した「長野県佐久地域における災害復旧工事マネジメント」等の5案件が令和4年6月に全建賞を受賞するなど、機構の防災・復旧・復興の活動が評価され</p>	<p>に関する法律」改正後初となる防災集団移転促進事業の受委託契約を締結し、地域のまちづくりや事業推進に向けたアドバイス、計画立案支援等を実施するなど、河川整備とまちづくりの一体的な推進に貢献した。 ③発災時の円滑な対応に向けた活動 ・東日本大震災復興支援の現場で起きた事例を題材とした研修（復興まちづくりケースメソッド研修）を新たに開発したほか、機構が主催する初の防災セミナーを開催するなど、関係構築先のニーズに対応し、地方公共団体等の災害対応力向上に寄与した。 ・人材育成・ノウハウ継承として、機構職員に対する訓練・研修等を8回実施した。特に、東日本大震災の復興支援から得られた教訓やノウハウの継承を目的とした社内研修を強化した。 また、機構のこうした取組について、イベントや自治体の研修において講義・講演を実施し、具体的経験を踏まえた説明が参加者から評価されるなど、災害からの復旧・復興支援に係る取組の効果が認められる。一方で、量的・質的に顕著な成果が得られているとまでは認められない。 これらを踏まえ、令和4年度における所期の目標を上回っていること、発災時の円滑な対応に向けた活動を着実に実施し、これまでの経験や活動を活かして災害発生時に優れた取組を実施していること、国、地方自治体等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「A」評価とする。 <指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし <その他事項> 評価について、外部有識者1名が「S」評価、4名が「A」評価が妥当であるとの意見であっ</p>
-------------	--	---	---	---	--	--

	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>災害の発生に備え、内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。</p> <p>また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を 50 回実施することに加え、50 団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>災害の発生に備え、外部の専門家の知見の活用や内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、災害復旧工事マネジメント業務を含む復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を 10 回実施することに加え、10 団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>		<p>況や課題を国に対しても適宜共有した。</p> <p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>体制整備については、令和 4 年 6 月に「復興初動期計画調整マニュアル」を改訂し、大規模災害発生時に、より迅速かつ円滑に復興支援を行うために手続きを明確化した。また、発災に備えた訓練については本社総合災害対応訓練を実施したほか、近畿地方整備局が主催する発災時初動対応訓練等への参画や全国被災建築物応急危険度判定協議会が主催する被災建築物応急危険度判定連絡訓練に合わせた社内訓練等計 4 回実施した。</p> <p>人材育成やノウハウの蓄積・継承については、全国の本部・支社・事務所等を対象とした研修を 8 回実施した。具体的には、出水期前に実施した住家の被害認定業務研修等災害対応支援登録者の確保を目的とした研修や近畿市町村災害復旧相互支援機構への派遣候補者向け研修、復興事業・災害対応に係るノウハウ継承を目的とした復興事業研修、大規模造成工事人材育成研修等を実施し、研修全体で186名が参加した。なお、発災に備えた研修以外にも、災害対応全般に関する基礎研修や職位別研修、部門別研修及び各本部への個別の説明会において災害対応支援業務に係る社内説明を実施した。</p> <p>事前防災や復旧及び復興支援に係る啓発活動については、従来から実施している平時における住家の被害認定業務説明会や被災建築</p>	<p>た。</p> <p>治水対策に課題を抱える地方公共団体に対し、相談対応を実施してきた。大洗町においては、機構の支援のもと、国河川管理者と河川整備と家屋移転等の連携に向けた協議を開始し、防災まちづくりを検討するとともに、地元に対して災害危険区域案を提示した。これまでの機構の支援に対し、同町から感謝の意を表され、「URの継続的な支援に関する要請文」を令和 5 年 1 月に受領の上、令和 5 年 2 月には法改正後初となる防災集団移転促進事業の受委託契約を締結し、同町の事業の推進に向けた支援を実施した。また、河川整備とまちづくりの一体的推進についての課題や提案等を水管理・国土保全局及び都市局に情報共有した。都市局に対しては、防災集団移転促進事業の活用及び制度改正に向けた状況や課題共有を実施し、令和 5 年度の防災集団移転促進事業の制度拡充に繋がった。</p> <p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>計 8 回の研修の実施を通じて、復旧・復興支援に対応できる人材の育成やノウハウの蓄積・継承を図るとともに、復興初動期計画調整マニュアルの改訂及び計 4 回の社内訓練の実施を通して、災害時に円滑に対応できる体制を強化した。</p> <p>既存の研修について、受講者の意見や国の動向等を踏まえ、内容の充実を図ったほか、復興事業や災害対応に係るノウハウを継承</p>	<p>た。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災時の円滑な対応に向けたケースメソッド演習の開発・実施については意義あるものと考えられる。災害別にケースを増やしていくことを期待したい。 ・災害からの復旧・復興支援において被害認定の単独推進を可能としたことや防災集団移転促進事業の受託の成果を含めて定量目標をいずれも超えたことは評価できる。 ・S 評定を付ける際の機構側と国土交通省側の考え方の違いがあるのではないかと。目標を大きく越えているだけでは、S 評定は付けられないという認識のすりあわせをしても良いと思う。一方で、本当に頑張った時に S 評定を受けられないということも避けるべきである。 ・災害からの復興だけでなく、事前の備えについても素晴らしい実績である。ただし、過去と比較して S 評定は付け難い。防災集団移転促進事業については現時点では 100 戸規模の計画と聞いており、今後の合意形成に依存するところが大きいと、事業まで到達できれば大きな成果になると考える。
--	--	--	--	---	---	--

				<p>物応急危険度判定研修等を実施するとともに、関係構築先のニーズに応じて災害復旧工事マネジメント業務から得られた知見や東日本大震災の教訓についての啓発活動を強化した。具体的には、機構が独自に開発した「復興まちづくりケースメソッド演習」を埼玉県及び神奈川県職員に対して実施したほか、機構が主催する初の防災に関するセミナー「UR防災セミナー」を開催するなど、13回の啓発活動において東日本大震災の教訓等を活用した。</p> <p>また、内閣府の主催する「防災スペシャリスト養成研修」において密集市街地整備事業の講義を、「地区防災計画研修会」において地区防災計画策定支援経験についての講義を、東北地方整備局が主催する会議体において江の川流域治水推進室と連携した活動及び防災集団移転促進事業に係る知見等に関する講義を実施した。</p> <p>復旧・復興に資する関係構築については、過去の被災県や南海トラフ巨大地震被害想定エリアに位置する都府県等を中心に、13団体と新たに関係を構築し、発災時の連絡体制の構築や、平時における相互の災害対応力の向上に関する意見交換を実施した。また、機構が整備・所有し、民間事業者が賃借利用している土地について、大規模な自然災害の発生時に地方公共団体が災害応急対策の活動拠点とできるよう、あらかじめ官民が連携した仕組みを取り決めておく初めての事例として、千葉県、三菱地所・サイモン株式会社及び機構の3者で「発災時における民有</p>	<p>する目的で、現地視察や復興事業支援経験者からの講義を実施する「復興事業研修」を新たに開始し、職員の復興に関する知識の向上に寄与した。</p> <p>啓発活動では、東日本大震災の教訓等についての講演・講義等を13回実施したほか、災害復旧工事マネジメント業務についての講演・講義等を計3回、内閣府と連携した研修等における講義を計10回実施するなど、年度計画を大きく上回る37回（計画値対比370%）の啓発活動により地方公共団体等の災害対応力の向上に寄与した。</p> <p>関係構築先のニーズに応じて、東日本大震災の教訓等についての研修・講義等を強化した。「UR防災セミナー」においてはライブ配信・アーカイブ配信視聴者を含めて658名が参加し、参加者から「新たな知見が得られた」「ぜひ継続して開催してほしい」との評価を受けた。また、「復興まちづくりケースメソッド演習」においては、東日本大震災の復興現場で実際に生じた重大局面を演習課題として設定し、実践対応力の養成を図った。参加者から「座学の研修と違い復興現場における臨場感を体験できた」「県下の市町村職員にもぜひ受講させたい」等の評価を受けるなど、受講者の復興まちづくりに対する意識・理解や技術力向上に寄与した。住家の被害認定業務説明会においては、概要や具体的な調査方法等講義の全編を機構にて担当し、関係構築先のニーズに応じた内容・構成の講義を実施したほか、被災建築物</p>	
--	--	--	--	---	---	--

				<p>地の提供に関する協定」を締結した。</p> <p>関係構築済団体に対しても、各地方整備局が主催する会議体・訓練への参画や講義・研修を実施するなど、各団体のニーズに合わせて連携を強化した。具体的には、東京都が市区町村職員を対象として実施した「都市復興訓練」において、ファシリテーター及び事務局として訓練の企画・運営をサポートしたほか、三重県が復興まちづくりの事前準備の機運醸成と対応力向上を図るため、市町村職員を対象として実施した研修において、津波被災地における復興計画の作成や住民との合意形成の知見を活かし、運営をサポートした。また、被災宅地危険度判定講習会や被災建築物応急危険度判定講習会等においても講義を実施した。</p> <p>上記以外にも、国立研究法人防災科学技術研究所（以下、「防災科研」という。）とは、災害に強い社会の実現に貢献することを目指した連携を継続している。具体的には、災害時の応援受援活動の円滑化を目的とした共同研究において、令和4年度は先進的な取組や直近で災害対応を経験した行政・民間団体（計6団体）へのヒアリングを実施し、官民連携に関する現状・課題の把握と応援受援体制のあり方について、検討を実施した。</p> <p>令和5年度においても、引き続き共同研究を実施し、関係構築先と互いの強みを活かした復旧・復興に資する連携を継続していく。</p>	<p>応急危険度判定研修や被災宅地危険度判定研修においては、平成28年熊本地震等における危険度判定支援経験に関する講義を実施し、発災初期の効率的な判定実施のための工夫点等を伝えることで、地方公共団体の災害対応力向上に寄与した。「防災スペシャリスト養成研修」においては、今年度から新たに機構がカリキュラムの一つを担当し、密集市街地での機構の豊富な事業経験に基づく知見を活かした講義を行うことで内閣府の研修運営に寄与するとともに、受講者の6割が「都市防災事業の先進事例を説明できる」と回答するなど、受講者にとっても有益な情報を提供した。</p> <p>関係構築については、過去の被災県や南海トラフ巨大地震被害想定エリアに位置する都府県等を中心に13団体（計画値対比130%）と新規に関係を構築したことに加え、既に関係を構築した団体のニーズに対応した研修や講義の実施、共同研究の継続等により連携を強化し、災害対応力の向上に寄与した。</p> <p>民間企業と連携して千葉県、三菱地所・サイモン株式会社及び機構の3者で「発災時における民有地の提供に関する協定」を締結し、千葉県の熊谷知事から「1日も早い復旧復興においては活動拠点が不可欠であり、協定締結には感謝している。」との言葉をいただくなど、地域のニーズに即した災害対応力の向上に寄与した。</p> <p>関係構築済団体に対しては、各団体のニーズに合わせた連携を</p>	
--	--	--	--	--	--	--

					<p>強化した。具体的には、東京都が主催する「水害」「震災」による複合災害を想定した都市復興訓練において、機構の震災復興事業で培った知見を活かした企画・運営のサポートにより、21の市及び区職員の災害対応力向上に貢献した。本訓練について、東京都から機構の運営支援に対するお礼状を受領したほか、国土交通省の復旧・復興まちづくりサポーター制度の連絡会議においても好事例として紹介された。そのほか、地方整備局に対しては、各地方整備局が主催する情報交換会等の会議体や訓練への参画、関東地方整備局と連携した関東防災連絡会における講義の実施や東北地方整備局との災害対応の連携に関する覚書締結等、連携を強化した。</p> <p>防災科研との共同研究については、内閣府が実施している調査と連携しながら、住家の被害認定調査を主軸とした罹災証明申請・発行から罹災証明書を活用した被災者の生活再建段階に関する災害対応について、横断的な支援（パッケージ支援）の仕組みづくりへの貢献を目指し、連携を進める。</p> <p>以上により、量及び質ともに年度計画上回る顕著な成果をあげた点を考慮し、S評定とする。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、直接建設費の増によるものである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (3) 都市開発の海外展開支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 2 : 国際協力、連携等の推進 施策目標 4 3 : 国際協力、連携等を推進する	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	都市再生機構法第 11 条 2 項 9 号等
当該項目の重要度、難易度 (困難度)	難易度: 「高」 我が国事業者、関係府省、関係公的機関、外国政府等の多様な関係者間の意見調整等を必要とすることに加えて、海外における政治的要因、急激な為替変動や、景気悪化等による経済的要因等に由来する都市開発事業の遅延・延期・中止等が生じる可能性があるため難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 (計画値)	10 件	—	2 件	2 件	2 件	2 件	—	予算額 (百万円)	122, 463	133, 795	99, 907	69, 348	—
海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 (実績値)	—	—	2 件	3 件	2 件	2 件	—	決算額 (百万円)	112, 424	101, 046	70, 383	76, 643	—
達成率	—	—	100%	150%	100%	100%	—	経常費用 (百万円)	171, 372	122, 341	98, 801	61, 582	—
								経常利益 (百万円)	7, 835	47, 270	6, 284	7, 154	—
								行政コスト (百万円)	171, 49	122, 638	98, 939	61, 779	—
								従事人員数 (人)	34	39	43	42	—

注) 主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報) については、次のとおり記載。①予算額、決算額: セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益: セグメント別に記載。③従事人員数: 年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(3) 都市開発の海外展開支援</p> <p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針において、海外における都市開発事業について、機構に対して、公的機関としての中立性や交渉力、国内業務を通じて蓄積された技術やノウハウを活用し、案件形成の川上段階から積極的に関与することが求められている。</p> <p>このため、機構は、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等のコーディネートを行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行うこと。</p>	<p>(3) 都市開発の海外展開支援</p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成30年国土交通省告示第1066号）に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。</p> <p>これらの実施に当たっては、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、10件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。</p>	<p>(3) 都市開発の海外展開支援</p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」（平成30年国土交通省告示第1066号）に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。</p> <p>これらの実施に当たっては、社会情勢等を踏まえながら、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、2件の海外の都市開発事業等</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 2件 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の海外展開支援に関係する研修・視察の受入れ件数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等の業務を行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行ったか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 2件 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の海外展開支援に関係する研修・視察の受入れ件数 28件 <p>海外の都市開発事業への我が国事業者の参入促進を図るべく、事業進展の各段階において、相手国機関や企業との連携を図りながら、都市開発プロジェクトの計画策定・事業支援を進めた。</p> <p>具体的な事例は以下のとおり。</p> <p>中国においては、令和元年に中国城市科学研究会（以下、「城科会」という。）と日中エコモデルシティに係る協力覚書を交換し、共同で対象プロジェクトの検討を行ってきたところ、大連金普新区が進める日中エコモデルシティ建設に向けた計画策定支援及び事業実施支援を行うことで合意し、令和4年7月に大連金普新区を含めた三者間で協力覚書を交換した。</p> <p>同覚書に基づき、機構及び城科会は、大連金普新区に対して日中エコモデルシティの基本理念である、低炭素と省エネルギー、都市と自然の共生及び持続的発展経営の3つの理念に基づき、エコモデルシティ建設に必要な計画策定支援を行った。</p> <p>本計画については、令和5年1</p>	<p><評定と根拠>1-1- (3)</p> <p>評定：B</p> <p>海外の都市開発事業等への我が国事業者等の参入促進を目的に、都市開発プロジェクトの計画策定・事業支援業務を行っており、新たな関係構築や相手国機関との連携方法について先方との協議を重ねた。その結果、中国にかかる計画策定支援、オーストラリアにおいて先行開発エリアの開発促進支援に関して、当初の目標通り2件の覚書交換が実現できた。また、オーストラリアやタイにおいて、日本企業の進出可能な案件組成に向け、関係構築段階から検討・協議を推進する体制を構築するとともに、官民プラットフォームの活性化や各種セミナー等を通して相手国との関係構築や機構の都市開発実績・知見を共有し、相手国に対し日本企業の参入への期待を高めた。</p> <p>覚書を交換した2件については、いずれも過年度から関係構築を進めてきた成果であり、具体的なプロジェクトの検討に着手するなど、我が国事業者の参入促進に向けた環境整備段階に向けた次のステップに向けて進捗している。</p> <p>中国の案件については、世界一の炭素排出国であることから、機構がエコモデルシティの計画策定支援を通して環境問題解決に貢献できることを示したものであり、今後、優位性のある環境技</p>	<p>評定：B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>年度計画等で定めた主な定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の都市開発事業等に関して、機構が相手国、海外公的機関及び民間事業者等との間で締結した協定・覚書の件数について、新たな関係構築や相手国機関との連携方法について先方との協議を重ね、年度計画での目標「2件」に対し、実績値「2件（達成率100%）」であった。 ・機構は、都市開発の海外展開支援に当たって、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、以下の取組を実施した。 ・過年度に関係を構築した国において、日本企業の参入に向けた課題抽出や案件発掘、具体的検討を実施するとともに、オーストラリアやタイにおいては、日本企業の進出可能な案件組成に向け、関係構築段階から検討・協議を推進する体制を構築した。 ・官民プラットフォーム（J-CODE）においてアクションプランを作成・実行することにより、案件組成を活性化させるとともに、各種セミナー等を通して相手国との関係構築や機構の都市開発実績・知見を共有し、相手国に対し日本企業の参入への期待を高めた。 ・JICA との連携においては、JICA の ODA による社会インフラ整備やマスタープラン策定支援について日本企業に共有を図ることで、日本企業が参画する具体的なプロジェクトへシームレスにつなげ、特にインドネシアとフィリピンにおける JICA の技術協力プロジェクトへの参画については、機構が持つ調整ノウハウの提供により民間事業者との相互補完をしつつ業務を効率的に推進した。

		<p>の協定・覚書を締結する。特に独立行政法人国際協力機構（JICA）とは、海外における都市開発案件の形成において、計画策定から事業実施までシームレスな連携を重視し協力する。</p>		<p>月に城科会と共同で開催した外部有識者を交えた審査会にて適格と評価され、大連金普新区に対して日中エコモデルシティ（第1号）の称号を授与することとなった。</p> <p>オーストラリアでは、ニューサウスウェールズ州政府と平成30年に覚書（MOU）を交換し、西シドニー・エアトロポリス開発を対象に、計画調整を担う州政府傘下のウェスタン・パークランド・シティ公社（WPCA）に対して、計画策定等の支援を実施してきた。</p> <p>令和4年度は、シドニーにおいて日本企業20社48名が参加した現地セミナーをWPCAとともに令和4年11月に開催し、また令和5年2月には先行開発エリアであるブラッドフィールドシティセンターにおける都市開発と産業集積に係る協力に関する文書（LOI：Letter of Intent）に署名し、両者の関係を深化させた。</p> <p>なお、過年度から継続して支援している国のうち、主要な国において以下のとおり支援を進めている。</p> <p>タイについては、国交省・タイ運輸省・タイ国鉄との間で令和2年度に締結した協力覚書の更新と、令和3年4月に設立されたタイ国鉄資産管理会社と令和4年12月にミニッツ締結をすることで、バンサー地区開発に関する今後の政府間協力の継続と、同開発の促進に向けた協力関係を強化した。また、タイ側の幹部や関係機関が参加するステアリングコミッティにおいて、民間投資を喚起する開発ビジョンとリーディ</p>	<p>術等を有する日本企業の中国進出を後押しする上での足掛かりとなることが期待される。</p> <p>オーストラリアの案件については、日本企業20社48名が参加した現地セミナーを開催したことで、日本企業の当開発への参画意欲を高めるとともに、WPCAに対し開発に対する日本側の期待を示すことができた。</p> <p>また、WPCAとの先行開発エリアにおける都市開発と産業集積に関する協力に関する文書への署名は、相手側との関係をより強固にするものであり、現地の都市開発の推進に寄与するとともに、日本企業の参画に向けた環境整備に貢献した。</p> <p>過年度覚書を交換した国においても、我が国事業者の参入に向け、課題抽出や案件発掘、具体的検討を適切に実施している。</p> <p>タイでは、協力覚書の更新やミニッツ締結により開発の促進に向けた協力関係を強化し、タイ側の日本に対する期待を再確認することができた。また、日本側で導入可能なスマート要素技術について検討し、タイ側に提案することで、開発ビジョンとリーディングプロジェクトの実現に寄与するとともに、機構としても大型の受託契約締結に向けた道筋をつけることができた。</p> <p>インドネシアのMITJとの覚書に基づく案件形成については、現在、複数の日本企業が参画に興味を示していることから、具体的な日本企業参画の実現が期待される。</p> <p>MRTJについては、勉強会を通し</p>	<p>・海外の政府関係者等に対して、機構が培ってきた都市開発に係るノウハウ等を紹介するセミナーを、WEB会議等を活用することにより年間28件実施した。オンライン開催のメリットを活かし、より多くの参加者に情報提供を行い、日本の都市開発に対する理解を深め、新たな関係構築への足がかりとした。</p> <p>これらを踏まえ、機構の活動により、令和4年度における所期の目標を達成していること、官民プラットフォームの改革アクションプランを作成・実行し案件組成を活性化していること、JICAやJOIN等の他機関との関係を強化し、将来的に我が国事業者の参入を促す効果が認められることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項・業務運営上の課題> 該当なし</p> <p><その他の事項> 評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定量目標については年間あたり2件となり達成率の変動が大きいと、達成率は参考値として扱うことが望ましい。 ・都市再生のためのノウハウをさらに深化させていくことは機構としても必要なことであり、これを海外にも展開していくことは国としての責務でもある。計画に従い着実に進捗していると認められる。 ・コロナ禍においても着実に進められてきていると考える。本格的にコロナ禍が収束した後に業務量が増加することが考えられるが、専門的人材をどの程度確保できるかが課題であろう。
--	--	---	--	--	---	--

				<p>ングプロジェクトの開発計画を日本側で検討することを提案した。日系スマート企業 11 社によるワーキンググループを組成し、導入可能なスマート要素技術についての提案をとりまとめ、リーディングプロジェクトをタイ側に提案することで、日本企業進出の道筋をつけた。</p> <p>インドネシアでは、令和 3 年度にジャカルタ首都圏交通統合公社 (MITJ) との間で交換した覚書に基づき、ジャカルタ首都圏の中心部における TOD プロジェクトにおいて日本企業参画機会の創出を踏まえた検討を共同で行い、関心企業の発掘を行った。</p> <p>その他、新規の関係構築として、MITJ の親会社であるジャカルタ都市高速鉄道公社 (MRTJ) との間で、交流を開始することに合意するミニッツを令和 4 年 11 月に交換し、機構の知見紹介を重ねて実施した。</p> <p>カンボジアでは、令和 3 年度に交換した覚書に基づき、渡航による現地調査や勉強会を実施した。勉強会では、公有地開発に関する日本企業の関心ヒアリング結果や日本の公有地活用事例の紹介等を実施した。</p> <p>このほか、官民プラットフォーム「海外エコシティプロジェクト協議会 (J-CODE)」を活性化するため「改革アクションプラン」を作成し、「J-CODE 案件の形成」「情報発信」「会員企業の交流・連携」等の活動を強化した。その一環として、都市開発案件の形成に向けた国や国内政府機関との連携強化のため、在外大使館に向けて株式</p>	<p>て、先方から機構の知見や経験に高い評価を得ており、今後、具体的な案件進捗に向けての道筋をつけることができた。</p> <p>カンボジアでは、公有地を活用したモデルプロジェクト検討に向け、日本の具体的な事例紹介や、日本企業の具体的な進出課題等を相手国へ共有できた。これらは、経済成長が見込まれる同国の都市開発分野への日本企業進出が進まない現状を解決する糸口となることが期待される。</p> <p>官民プラットフォームの J-CODE では「改革アクションプラン」を作成及び実行することにより、会員企業が、GtoG の枠組みを最大限に活かし、都市開発案件の形成に向けて取り組むことが期待される。また、在外大使館との関係構築をすることにより、現地の大使館を通じた相手国への日本の PR や事業化に向けた協議が行えるようになり、官民連携のプラットフォーム機能が強化された。また、これまで行えなかった J-CODE 全体での企業交流の実施は、J-CODE の強みである多業種の企業連携を強化できるものである。</p> <p>J-CODE の活性化や現地視察や調査報告会、ワーキンググループでの地区紹介、日本大使館による最新の都市開発に係る状況報告等の実施により、日本企業の海外進出に向けた有益な情報提供に寄与した。</p> <p>JICA との連携においては、JICA の ODA による社会インフラ整備やマスタープラン策定支援について日本企業に共有を図ることで、</p>	
--	--	--	--	--	--	--

				<p>会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）とともに説明会を開催し、J-CODE・JOINの概要や会員企業の海外での活動を説明した。</p> <p>また、会員間での意見交換及び情報共有を図るため、会員企業、国土交通省、JICA、JOIN、横浜市等約100名が集まる全体交流会を実施した。</p> <p>さらに、日本企業の海外進出促進に向け、J-CODE会員に対し、オーストラリア西シドニー地区の視察やワーキンググループの運営、セミナーの開催等、情報交換や交流を活発化するなど、各種の企画立案を行った。</p> <p>令和3年度に独立行政法人国際協力機構（JICA）との間で交換した覚書に基づき、JICAが行うODAによる社会インフラ整備やマスタープラン策定支援の業務について、J-CODE会員企業への共有を図り、会員企業の関心のあるプロジェクトに関する勉強会の開催や事業化に向けたJICAと会員企業の面談を実施するなど、案件形成に向けた連携を推進した。</p> <p>また、インドネシアとフィリピンにおけるJICAの技術協力プロジェクトへ参画し、職員を現地へ渡航させ、民間事業者との役割分担による計画策定支援を推進した。</p> <p>JOINとは、同機構に持ち込まれた案件において、都市開発分野での協力可能性を検討した。さらに、海外インフラ市場への日本企業参画の促進に資することを目的とした相互連携の協議を開始した。</p> <p>人的支援に関しては、JICA長期</p>	<p>日本企業が参画する具体的なプロジェクトへシームレスにつなげ、大きな相乗効果を生み出すことが期待される。</p> <p>また、インドネシアとフィリピンにおけるJICAの技術協力プロジェクトへ参画については、機構が持つ調整ノウハウの提供により民間事業者との相互補完をしつつ業務を効率的に推進した。</p> <p>JOINとの連携については、都市開発案件の計画段階から相互協力を行い案件形成することで、JOINの出資の蓋然性を高め、日本企業の参画意欲を高めることが期待される。</p> <p>人的支援については、JICA長期専門家や各機関へ職員を派遣することで、各組織において機構の都市開発等にかかる知見の共有やノウハウを伝えることができた。人材育成面については、派遣終了後の復職職員が派遣先で得た知識と経験を職員間で共有することにより、今後の海外部門の事業展開や海外展開支援業務に従事する職員のモチベーション向上の効果があつた。</p> <p>海外からの視察・研修の受け入れについては、継続的にニーズがあり多方面から要請を受けているなど、機構や日本の都市開発の知見が求められている。</p> <p>以上により、量及び質ともに年度計画と同等の成果をあげた点を考慮し、B評定とする。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

				<p>専門家としての技術職員の派遣や JICA 本部・独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO)・JOIN 等への職員の派遣により、各機関との連携強化及び人的支援を推進した。また、人材育成に関して、復職職員は原則として海外展開支援部へ配置した。</p> <p>海外の都市開発事業への日本企業の参入促進にあたって、対面・ウェブの両方式による海外からの視察・研修を行い、計 28 件のセミナーを開催し、海外にいる政府関係者や日本企業等に対して機構や日本の知見を紹介することができた。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に 1. 1 倍以上の乖離がある理由は、直接建設費の増によるものである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現		
業務に関連する政策・施策	<p>政策目標1：少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1：居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>政策目標2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3：総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>政策目標7：都市再生・地域再生の推進 施策目標25：都市再生・地域再生を推進する</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法11条第1項第12号から第15号まで等
当該項目の重要度、困難度	<p>重要度：「高」</p> <p>< I-2-1 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備 > 住生活基本計画（全国計画）において、UR賃貸住宅団地の地域の医療福祉拠点化団地数を平成37年度に150団地とすることが成果指標として掲げられており、当該成果指標を着実に達成することで、高齢者世帯、子育て世帯等が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、福祉・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現することが重要であるため。</p> <p>< I-2-2 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進 > 住生活基本計画（全国計画）において、コンパクトシティ等のまちづくりと連携しつつ、買い物、医療、教育等に関して居住者の利便性等を向上させるなど、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境や住宅地の魅力の維持・向上を図るものとされているため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>< I-2-1 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備 > 地域医療福祉拠点化に当たっては、居住者の居住の安定を確保しつつ、地方公共団体、地域包括支援センター社会福祉協議会、大学、民間事業者等の多様な地域関係者の協力や理解を得ながら、連携体制を構築して対応する必要があるため、難易度が高い。</p> <p>< I-2-2 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進 > UR賃貸住宅の居住者に占める高齢者の割合が増えるなか、居住者の居住の安定を確保しつつ、居住者の理解・協力を得た上で、団地再生事業を進める必要があるため、難易度が高い。</p> <p>< I-2-3 UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現 > 今後耐震改修等を実施する必要がある住宅棟については、居住性等に配慮した計画・工法検討を要する等、改修難易度が高い高層建築物等や区分所有者との合意が必要となる建物が多いことや、耐震改修等の内容によっては、店舗及び住宅の賃借人との合意も必要となるなど、多くの居住者の方々の理解を得て耐震改修を進めることが必要不可欠であることから、難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	<p>事前分析表（令和4年度）4-①、4-③</p> <p>行政事業レビューシート番号 0004、0105</p>

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
					<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>各評価単位での評定を踏まえ、「2. 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現」としての評価をAとした。</p>	<p>「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現」</p> <p>※細分化した項目（1）～（3）の評定の算術平均により算定 $\left((A\ 4点 \times 1項目 \times 2) + (B\ 3点 \times 1項目 \times 2) + (B\ 3点 \times 1項目) \right) \div (1項目 + 2項目 \times 2) = 3.4点$ ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。 ※算定に当たっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p> <table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> </table> <p><評定に至った理由></p> <p>（1）多様な世代が安心して住み続けられる環境整備について 令和4年度における所期の目標を上回っていること、幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備に係る優れた取組を実施していること、団地居住者や地域に暮らす住民のニーズに即した地域医療福祉拠点化の形成が着実に進むとともに、一層の施策推進が期待されることを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p> <p>（2）持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進について 令和4年度における所期の目標を達成していること、持続可能で活力あるまちづくりを推進するための取組を着実に実施していることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p>（3）UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現について 令和4年度における所期の目標を達成していること、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進するための取組を着実に実施していることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項> 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化社会への対応を図る観点から、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な供給及び確保に加え、安心して住めるまちづくりの創生は、機構の基本的な責務の一つである。計画に基づき適切に業務が推進されている。 ・ 年度計画における所期の目標を達成していると認められる。 	評定	B
評定	B							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-1	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置 2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現 (1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備		
業務に関連する政策・施策	政策目標1：少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1：居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条第1項第12号から第15号まで等
当該項目の重要度、難易度（困難度）	重要度：「高」 住生活基本計画(全国計画)において、UR賃貸住宅団地の地域の医療福祉拠点化団地数を平成37年度に150団地とすることが成果指標として掲げられており、当該成果指標を着実に達成することで、高齢者世帯、子育て世帯等が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、福祉・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現することが重要であるため。 難易度：「高」 地域医療福祉拠点化に当たっては、居住者の居住の安定を確保しつつ、地方公共団体、地域包括支援センター社会福祉協議会、大学、民間事業者等の多様な地域関係者の協力や理解を得ながら、連携体制を構築して対応する必要があるため、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和4年度）4-① 行政事業レビューシート番号 0004

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
医療福祉拠点化団地の形成 (計画値)	71団地 (累計120 団地程度)	—	20団地 (累計69団 地)	16団地 (累計100 団地)	5団地 (累計117 団地)	8団地 (累計128 団地)	—	予算額(百万円)	459,519	486,713	488,101	506,727	—
医療福祉拠点化団地の形成 (実績値)	—	—	35団地 (累計84 団地)	28団地 (累計112 団地)	8団地 (累計120 団地)	13団地 (累計133 団地)	—	決算額(百万円)	445,711	459,748	464,914	471,585	—
達成率	—	—	175%	175%	160%	163%	—	経常費用(百万円)	568,809	575,730	584,227	554,762	—
								経常利益(百万円)	76,549	74,358	87,167	104,646	—
								行政コスト(百万円)	632,684	663,696	679,799	669,599	—
								従事人員数(人)	1,592	1,643	1,678	1,703	—

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>2. 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現</p> <p>UR賃貸住宅においては、居住者の高齢化、建物の高経年化等の課題が存在するとともに、ライフスタイルの変化や、医療福祉機能、コミュニティ機能といった団地に求められる機能が多様化している状況にある。</p> <p>これまで、独立行政法人改革等に関する基本的な方針等を踏まえ、ストック量の適正化を図るとともに、住宅管理コストの効率化に努め、繰越欠損金の解消が見込まれるなど、財務体質の強化に取り組んできたところである。こうした状況を踏まえ、将来の家賃収入を確保するため、これまで抑制してきたストックへの投資を促進することが必要である。</p> <p>また、UR賃貸住宅は、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に適切に対応するため、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るとともに、国民共有の貴重な地域資源として、今後も政策的役割を果たすため、「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち」の実現を目指すことが重要である。</p> <p>このため、機構は、持続可</p>	<p>2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現</p> <p>UR賃貸住宅については、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に適切に対応するため、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るとともに、国民共有の貴重な地域資源として政策的役割を果たすため、持続可能な経営基盤の確立に向け、ストック量の適正化を進めつつ、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現の3つの視点で、UR賃貸住宅ストックの多様な活用を行い「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）」の実現を目指す。</p>	<p>2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現</p> <p>UR賃貸住宅については、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に適切に対応するため、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るとともに、国民共有の貴重な地域資源として政策的役割を果たすため、持続可能な経営基盤の確立に向け、ストック量の適正化を進めつつ、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現の3つの視点で、UR賃貸住宅ストックの多様な活用を行い「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）」の実現を目指す。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・UR賃貸住宅団地（大都市圏の概ね1,000戸以上の団地約200団地が対象）における地域の医療福祉拠点化団地の形成数 新たに8団地（累計128団地） <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守りサービス提供数 ・健康寿命サポート住宅等の高齢者向け住宅の供給戸数 ・子育て世帯を支援する住宅の供給戸数 ・大学等との間で締結した連携協定等の件数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携しつつ、地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進することにより、団地やその周辺地域に居住する高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備を推進しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・UR賃貸住宅団地（大都市圏の概ね1,000戸以上の団地約200団地が対象）における地域の医療福祉拠点化団地の形成数 新たに13団地（累計133団地） <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守りサービス提供数 1,155件 ・健康寿命サポート住宅等の高齢者向け住宅の供給戸数22,000戸を維持 ・子育て世帯を支援する住宅の供給戸数 25戸 ・大学等との間で締結した連携協定等の件数 64件 	<p><評定と根拠> I-2-(1)</p> <p>評定：A</p> <p><評価の概要></p> <p>UR賃貸住宅の地域医療福祉拠点化団地の形成数について、年度計画に定めた8団地を上回る13団地で形成に至った結果、第4期中期目標期間の計画値71団地（累計目標120団地）形成に対し、84団地（累計133団地）を形成し、目標及び累計目標を大きく上回ることとなった。</p> <p>これは、地方公共団体や地域包括支援センター、事業者、居住者等の地域関係者との丁寧な対話を継続し、連携体制を円滑に構築できたこと、また、地域関係者との信頼関係に基づくネットワークを活用し、団地・地域ごとの状況・課題等に応じた多種多様な施策を実施するなど、これまで培ってきたノウハウを総動員したことによるものである。</p> <p>また、地域医療福祉拠点化団地に配置した「生活支援アドバイザー」等が、地域関係者等と連携し、コロナ禍における連携体制の再構築を図ったことや途絶えた地域活動をオンライン会議・配信を活用するなど工夫を凝らして再開するなどしたことは、高齢者等多様な世代の顔の見える関係性づくりや交流機会創出に対する高いニーズに適切に対応した成果である。</p> <p>連携体制の中での地域関係者とのネットワークをベースとし</p>	<p>評定：A</p> <p><評価に至った理由></p> <p>年度計画等で定めた定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UR賃貸住宅団地（大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象）における地域の医療福祉拠点化団地の形成数について、地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進したこと等により、年度計画での目標「新たに8団地」に対し、実績値「新たに13団地（達成率163%）」であった。 ・ストック再生・再編等の推進により生み出された整備敷地を活用すること等により、高齢者施設（令和4年度末現在491件）や子育て支援施設（令和4年度末現在622件）を誘致した。 ・子育て世帯向けのコミュニティスペースを整備し、当該スペースを活用した親子向けイベントを開催するなど、施設改修と連動したイベント等のソフト施策を実施し、UR賃貸住宅団地を中心としたミクストコミュニティの形成に資する取組を実施した。 ・健康寿命の延伸をサポートすることを目的としたバリアフリー仕様の住戸である「健康寿命サポート住宅」を823戸供給し、既存の高齢者向け優良賃貸住宅と合わせ、高齢者向け住宅の管理戸数約22,000戸を維持した。 ・民間事業者と連携し、基本的に全国の居住者が低廉な料金で受けられる見守りサービスを提供（令和4年度申込件数1,155件）し、令和4年度には提供事業者を2社追加する

<p>能な経営基盤の確立に向け、ストック量の適正化の取組を着実に進めつつ、UR賃貸住宅ストックの多様な活用を図るため、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現の3つの視点で取り組むこと。</p>					<p>て、令和4年度に地域医療福祉拠点化を進めた団地で実施されている施策についても、各団地の地域関係者等から「高齢者を含む近隣トラブルが解決した」「コロナ禍ではあるがイベントで良い思い出ができた」など評価の声を得ている。</p> <p><具体的な事例・評価> (①及び②)</p> <p>日本赤十字社との連携について、きっかけとなった品川八潮パークタウン（東京都品川区）における救命・健康支援等の講習会の開催等、令和2年度以降計10回のイベント等を開催し、地域コミュニティの醸成を図った。</p> <p>青戸第一団地（東京都葛飾区）では、「屋外の樹木を活用してウォーキングをしながら交流を深めたい、コミュニティづくりに活用したい」との地域の声を踏まえてウォーキングコースを整備した。そこで開催されたウォーキング&屋外調査イベントである「地域住民と花木マップ」について、「花木マップを使って友達と散歩したい」「花木マップに樹木を記入して自分のマップを作りたい」など団地居住者や近隣住民から好評を得ており、さまざまな交流機会創出のきっかけづくりに貢献した。</p> <p>(②及び③)</p> <p>高齢者向け住宅や子育て世帯を支援する住宅の供給や見守りサービスの提供等を進めた。</p> <p>また、生活支援アドバイザーについては、徘徊等を行う認知症高</p>	<p>ことにより、駆け付け等のサービス提供内容の向上が図られた。また、団地に常駐し、高齢者への相談対応等を行う生活支援アドバイザーを令和4年度までに170団地に配置し、個別に対応が必要な事案においても、地域の関係者等と連携した適切な対応がとられた。</p> <p>・子育て世帯及び新婚世帯を対象とした家賃減額を行う「子育て割」を実施（令和4年度適用件数25戸）したほか、子育て世帯とそれを支援する親世帯が近居するに当たり、UR賃貸住宅に子育て世帯が入居する場合に適用される「近居割」について、令和4年度においては1,258戸で実施し、子育て世帯を支援する住宅を供給した。さらに、UR賃貸住宅団地やその周辺地域における子育て関連情報の発信、子育て世帯の交流イベントの企画や相談対応等により、子育て世帯の支援に取り組む「子育てサポーター」を3エリアに試行的に配置し、子育てしやすい環境の充実を図っており、今後、本取組が広がることに期待する。</p> <p>・多様なライフスタイルに対応するため、大学や民間事業者等との連携拡大（令和5年4月1日現在有効な連携協定数64件）を図り、新たなサービスの提供に取り組んだ。また、機構と関わりのある地方都市と連携したマルシェ等、機構の強みを生かしたイベントを開催するなどの取組を行った。</p> <p>これらを踏まえ、機構の活動により、令和4年度における所期の目標を上回っていること、幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備に係る優れた取組を実施し地域医療福祉拠点の形成を進めたこと、既存サービスの拡充や政策的なニーズに対応した新たな取組に着手したことを総合的に勘案し、「A」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p>
<p>(1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備</p> <p>少子高齢化の進展、単身世帯等の増加等に伴い、住民同士のコミュニティが希薄化するといった事態に直面しており、UR賃貸住宅団地及びその周辺地域も含めた住民が安心して健やかに住み続けられるよう、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携し、高齢者、子育て等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境を整備することが求められている。</p> <p>このため、機構は、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UR賃貸住宅団地を活用し、地域の医療福祉拠点化の形成を一層推進すること。 ・UR賃貸住宅団地を含む地域一体で、幅広い世代や多様な世帯が互いに交流し、支え合い、生き生きと暮らし続けられるミクストコミュニティの形成に向けた取組を実施すること。また、コミュニ 	<p>(1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備</p> <p>UR賃貸住宅においては、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、民間事業者等、地域関係者と連携しつつ、地域の医療福祉拠点化や高齢者向け住宅の供給、安心して子育てができる住環境の整備により、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図り、高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境を整備する。また、多様化するライフスタイルへの対応を図るため、民間事業者等との連携による生活支援サービスの提供等を行う。</p> <p>① 地域の医療福祉拠点化</p> <p>機構は、UR賃貸住宅団地内に地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療、福祉サービス等が提供されることで、団地やその周辺地域において、安心して健やかに住み続けることができるよう、平成26年度から</p>	<p>(1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備</p> <p>UR賃貸住宅においては、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、民間事業者等、地域関係者と連携しつつ、地域の医療福祉拠点化や高齢者向け住宅の供給、安心して子育てができる住環境の整備により、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図り、高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境を整備する。また、多様化するライフスタイルへの対応を図るため、民間事業者等との連携による生活支援サービスの提供等を行う。</p> <p>① 地域の医療福祉拠点化</p> <p>機構は、UR賃貸住宅団地内に地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療、福祉サービス等が提供されることで、団地やその周辺地域において、安心して健やかに住み続けることができるよう、平成26年度から</p>		<p>① 地域の医療福祉拠点化</p> <p>超高齢社会への対応として、UR賃貸住宅団地内へ地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療・介護サービス等を提供する地域の医療福祉拠点の形成に向け、令和4年度には、新たに全国6団地（大都市圏の概ね1,000戸以上の団地）において着</p>	<p>日本赤十字社との連携について、きっかけとなった品川八潮パークタウン（東京都品川区）における救命・健康支援等の講習会の開催等、令和2年度以降計10回のイベント等を開催し、地域コミュニティの醸成を図った。</p> <p>青戸第一団地（東京都葛飾区）では、「屋外の樹木を活用してウォーキングをしながら交流を深めたい、コミュニティづくりに活用したい」との地域の声を踏まえてウォーキングコースを整備した。そこで開催されたウォーキング&屋外調査イベントである「地域住民と花木マップ」について、「花木マップを使って友達と散歩したい」「花木マップに樹木を記入して自分のマップを作りたい」など団地居住者や近隣住民から好評を得ており、さまざまな交流機会創出のきっかけづくりに貢献した。</p> <p>(②及び③)</p> <p>高齢者向け住宅や子育て世帯を支援する住宅の供給や見守りサービスの提供等を進めた。</p> <p>また、生活支援アドバイザーについては、徘徊等を行う認知症高</p>	<p>ことにより、駆け付け等のサービス提供内容の向上が図られた。また、団地に常駐し、高齢者への相談対応等を行う生活支援アドバイザーを令和4年度までに170団地に配置し、個別に対応が必要な事案においても、地域の関係者等と連携した適切な対応がとられた。</p> <p>・子育て世帯及び新婚世帯を対象とした家賃減額を行う「子育て割」を実施（令和4年度適用件数25戸）したほか、子育て世帯とそれを支援する親世帯が近居するに当たり、UR賃貸住宅に子育て世帯が入居する場合に適用される「近居割」について、令和4年度においては1,258戸で実施し、子育て世帯を支援する住宅を供給した。さらに、UR賃貸住宅団地やその周辺地域における子育て関連情報の発信、子育て世帯の交流イベントの企画や相談対応等により、子育て世帯の支援に取り組む「子育てサポーター」を3エリアに試行的に配置し、子育てしやすい環境の充実を図っており、今後、本取組が広がることに期待する。</p> <p>・多様なライフスタイルに対応するため、大学や民間事業者等との連携拡大（令和5年4月1日現在有効な連携協定数64件）を図り、新たなサービスの提供に取り組んだ。また、機構と関わりのある地方都市と連携したマルシェ等、機構の強みを生かしたイベントを開催するなどの取組を行った。</p> <p>これらを踏まえ、機構の活動により、令和4年度における所期の目標を上回っていること、幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備に係る優れた取組を実施し地域医療福祉拠点の形成を進めたこと、既存サービスの拡充や政策的なニーズに対応した新たな取組に着手したことを総合的に勘案し、「A」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p>

<p>ティを維持し、活性化させる取組や、高齢者の健康寿命の延伸や生きがい創出に寄与する取組を充実すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が団地に住み続けられる住環境を整備するため、高齢者向けの住宅を適切に供給するとともに、見守りサービス等を推進すること。併せて、高齢化や健康寿命の延伸の状況を踏まえ、UR賃貸住宅における高齢者向けの住宅供給のあり方について検証すること。 ・子育て世帯が安心して子育てしやすい環境を整備すること。 ・民間事業者等との連携により、多様なライフスタイルや柔軟な働き方の実現に向けた取組を充実すること。 	<p>UR賃貸住宅団地を活用した地域の医療福祉拠点化（以下「地域医療福祉拠点化」という。）を進めており、今後も更なる推進を図る。</p> <p>地域医療福祉拠点化に当たっては、地域と連携しつつ、地域に不足している医療施設・介護施設・子育て支援施設等の充実を図るとともに、高齢者向け住宅や子育て世帯向け住宅の供給等により幅広い世代や多様な世帯に対応した居住環境の整備を進める。また、高齢者世帯だけでなく若者世帯、子育て世帯等を含むコミュニティ醸成を推進することで地域における包括的な支援やサービスを提供する地域包括ケアシステム等の体制の構築に貢献する。さらに、これらの施策を進めたことによる効果を把握、分析し、適切に地域医療福祉拠点化を推進するものとする。</p> <p>地域医療福祉拠点化については、令和5年度までに累計で120団地程度の形成を目指す。</p>	<p>UR賃貸住宅団地を活用した地域の医療福祉拠点化（以下「地域医療福祉拠点化」という。）を進めており、今後も更なる推進を図る。</p> <p>地域医療福祉拠点化に当たっては、地域と連携しつつ、地域に不足している医療施設・介護施設・子育て支援施設等の充実を図るとともに、高齢者向け住宅や子育て世帯向け住宅の供給等により幅広い世代や多様な世帯に対応した居住環境の整備を進める。また、高齢者世帯だけでなく若者世帯、子育て世帯等を含むコミュニティ醸成を推進することで地域における包括的な支援やサービスを提供する地域包括ケアシステム等の体制の構築に貢献する。さらに、これらの施策を進めたことによる効果を把握、分析し、その結果を適切に活用して地域医療福祉拠点化を推進するものとする。</p> <p>地域医療福祉拠点化については、令和3年度末時点において、中期目標に定められている「累計で120団地程度」（概ね1,000戸以上に限る。）の形成を前倒しで達成。引き続き施策を推進し、令和4年度においては、新たに8団地（累計で128団地）の形成を目指す。</p>		<p>手するとともに、13団地（うち大都市圏の概ね1,000戸以上の団地）において形成した。</p> <p>これにより、大都市圏の概ね1,000戸以上の団地における地域の医療福祉拠点化団地の形成数が累計133団地となり、第4期中期目標期間の累計目標120団地を13団地上回って達成している。</p> <p>具体的には、ストック活用・再生等の推進により生み出された整備敷地の活用等により、高齢者・子育て支援施設を誘致した。令和4年度末現在の高齢者支援施設は491件、子育て支援施設は622件となっている。</p> <p>また、地域医療福祉拠点化の進捗状況や特徴を定期的に評価・見える化し、その後の整備等の方向性を共有化した。</p>	<p>高齢者への対応等について、必要な各地域関係者や専門機関等に適切に繋ぎ、団地を含む地域の高齢者等の見守りを連携して実施するなどしており、地域住民や地域関係者からは感謝の声をいただいている。このように、居住者の安心感の醸成に寄与するとともに、地域関係者との連携を一層深化させ、団地の住環境の向上に貢献している。</p> <p>（③及び⑤）</p> <p>豊成団地（愛知県名古屋市の）においては、機構が地域関係者と協働で実施したイベントに参加していた団地居住者からの要望を踏まえて、地域住民を主体とした「あいちフェスタ」サークルを立ち上げ、多世代が参加するコミュニティ形成イベントを開催し、参加者からは、「楽しい活動で生活も楽しくなる」「住民とのコミュニケーションがとれた」などの声をいただくなど、交流機会の創出が図られた。</p> <p>また、シャレール東豊中（大阪府大阪市）においては、読み聞かせや本の貸出等の未就園児向けの本に関わる活動がなされていた経緯による地域住民からの要望を受け、集会所を活用した地域の交流拠点として「本で繋がるコミュニティスペース」を整備した。オープニングイベントとして子どもや子育て世代のニーズを踏まえたイベントを行い、「お友達と学校の宿題の作業を一緒に作れて楽しかった」など交流機会の創出を図るとともに、多様なライフスタイルの実現に貢献して</p>	<p><その他事項></p> <p>評価について、外部有識者5名全員が「A」評価が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保の観点から少子高齢化社会への対応を図る必要があり、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備は、機構の基本的な責務の一つである。地域医療福祉拠点化団地の形成等、中期計画等に基づき適切に業務が推進されている。 ・医療福祉拠点化団地の形成数が、令和4年度の実績に関しては計画値8団地のところ実績13団地となっている。地域医療福祉拠点化は平成26年度から始まって、令和3年度には既に第4期中期目標期間の目標値を達成しており、令和4年度の実績はいわばその上乗せである。医療福祉拠点化は、我が国の超スピードで進む高齢化社会を支えるまさにインフラとなってくるものであり、これを前倒して進めた実績は大きく、A評価に値する。 ・評価指標である地域医療福祉拠点数も着実に伸ばしており、A評価で問題ないと考える。また、生活支援アドバイザーを充実させていることも評価でき、一層の継続的な努力をお願いしたい。可能であれば、「団地の資源を活用したコミュニティの醸成」「団地を活用した地方都市の魅力発信」について件数の増加を図られたい。
<p>② 豊かなコミュニティ醸成</p> <p>UR賃貸住宅団地を含む地域一体で、互いに交流し、支え合い、幅広い世代や多様な世帯が生き生きと暮らし続け</p>	<p>② 豊かなコミュニティ醸成</p> <p>UR賃貸住宅団地を含む地域一体で、互いに交流し、支え合い、幅広い世代や多様な世帯が生き生きと暮らし続け</p>	<p>② 豊かなコミュニティ醸成</p> <p>UR賃貸住宅団地を含む地域一体で、互いに交流し、支え合い、幅広い世代や多様な世帯が生き生きと暮らし続け</p>		<p>② 豊かなコミュニティ醸成</p> <p>UR賃貸住宅団地を含む地域一体で交流を促進し、ミクストコミュニティの形成を推進するため、施設等のハード改修と並行し</p>	<p>また、シャレール東豊中（大阪府大阪市）においては、読み聞かせや本の貸出等の未就園児向けの本に関わる活動がなされていた経緯による地域住民からの要望を受け、集会所を活用した地域の交流拠点として「本で繋がるコミュニティスペース」を整備した。オープニングイベントとして子どもや子育て世代のニーズを踏まえたイベントを行い、「お友達と学校の宿題の作業を一緒に作れて楽しかった」など交流機会の創出を図るとともに、多様なライフスタイルの実現に貢献して</p>	

	<p>られる住まい・まち（ミストコミュニティ）を形成するため、団地内でのコミュニティ拠点の整備やイベントの開催等、交流、支え合いの場の提供を推進する。</p> <p>また、地域のコミュニティを維持し、活性化させるとともに、健康寿命の延伸や生きがいの創出に寄与するため、地域関係者や大学等との連携を図り、多様な世帯の交流を促進させるとともに、高齢者の社会参画機会の創出等を図る。</p>	<p>られる住まい・まち（ミストコミュニティ）を形成するため、団地内でのコミュニティ拠点の整備やイベントの開催等、交流、支え合いの場の提供を推進する。</p> <p>また、地域のコミュニティを維持し、活性化させるとともに、健康寿命の延伸や生きがいの創出に寄与するため、地域関係者や大学等との連携を図り、多様な世帯の交流を促進させるとともに、高齢者の社会参画機会の創出等を図る。</p>		<p>てコミュニティ形成に資するイベントを開催するなどソフト面の施策を実施した。令和2年度から続くコロナ禍により、イベント開催等が困難な状況となる中、国の指針等に則った感染予防対策を徹底し、オンライン配信の活用等創意工夫しながら推進した。</p> <p>具体的には、日本赤十字社との間において、品川八潮パークタウン（東京都品川区）での日本赤十字社の職員やボランティアによる救命・健康支援等の講習会開催等を契機に、連携を深化させ、令和4年12月に包括協定を締結した。今後、連携する地域の拡大、活動内容を更に深化させ、これまで参加頻度の高くなかった層の居住者等の呼び込みを図っていく。</p> <p>青戸第一団地（東京都葛飾区）では、地域関係者の課題意識やニーズを丁寧に確認した上で、地域住民と一緒にウォーキングをしながら、屋外の樹木について調査し、コミュニティづくりを行うイベント「地域住民と花木マップ」を実施し、団地や地域の新たなコミュニティ交流機会や交流する場の創出等を行った。</p> <p>豊成団地（愛知県名古屋市）では、団地居住者から団地自治会等にあたるコミュニティ形成の核となる組織が求められており、地域住民を主体とした、「あいちフェスタ」サークルを機構と地域関係者が連携して立ち上げた。立ち上げに際しては、説明会や意見交換会を積み重ね、コミュニティの醸成を図った。その中で、多世代が参加するコミュニティ形成イ</p>	<p>いる。</p> <p>（④及び⑤）</p> <p>原団地（福岡県福岡市）では、自治会等地域関係者との拠点化施策のニーズに係る協議を重ねる中で出た「共同花壇等の屋外環境を資源に活性化したい」という声を踏まえ、健康広場等の屋外環境を整備した。その活用においては、ボディペインティングなどのイベントを行いつつ、キッチンカーの出店を併せて行い、団地の活性化を図り、「子どもがのびのび遊べて、自宅ではなかなかできないことをさせてもらえたのでとてもよかった」などの声をいただいている。</p> <p>このほか「地方都市と団地等を繋ぐプロジェクト」として、東坂戸団地（埼玉県坂戸市）、四箇田団地（福岡県福岡市）及び千島団地（大阪府大阪市）において開催したマルシェ等を通じ、団地を活用した地方都市の魅力発信や、団地を中心とした地域住民と地方都市の交流の促進に寄与し、新しいつながりを創出している。</p> <p>以上により、「新たな日常」への対応を進めつつ、団地だけでなく地域コミュニティの拠点となる施設整備や多様な世代・ライフスタイルへ対応するソフト展開を実施するなど、量及び質ともに年度計画を上回る成果をあげた点を考慮し、A評定とする。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

	<p>③ 高齢者向け住宅の供給、見守りサービスの推進</p> <p>高齢者が団地に住み続けられる住環境を整備するため、既存のUR賃貸住宅団地を活用し、高齢者の自立した生活を前提とした地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅の供給や見守りに関するサービスの推進等を行うほか、住替え支援等高齢者の身体状況の変化に応じた対応などを推進する。</p> <p>併せて、高齢化や健康寿命の延伸の状況を踏まえ、UR賃貸住宅における高齢者向けの住宅供給のあり方について検証する。</p>	<p>③ 高齢者向け住宅の供給、見守りサービスの推進</p> <p>高齢者が団地に住み続けられる住環境を整備するため、既存のUR賃貸住宅団地を活用し、高齢者の自立した生活を前提とした地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅の供給や見守りに関するサービスの推進等を行うほか、住替え支援等高齢者の身体状況の変化に応じた対応などを推進する。</p> <p>併せて、高齢化や健康寿命の延伸の状況を踏まえ、UR賃貸住宅における高齢者向けの住宅供給のあり方について検証する。</p>		<p>ベントを開催し、交流機会の創出を図った。</p> <p>③ 高齢者向け住宅の供給、見守りサービスの推進</p> <p>自立高齢者が安心して住み続けられるよう、移動に伴う転倒防止等に配慮した住宅「健康寿命サポート住宅」を供給（823戸）し、既存の高齢者向け優良賃貸住宅と合わせ、高齢者向け住宅の22,000戸供給を維持した。</p> <p>また、高齢者世帯等が安心して住み続けられる環境を整備するため、民間事業者と連携し、基本的に全国の居住者が低廉な料金で利用でき、人感センサーを室内に設置して本人に異常がないか確認・連絡等を行う「見守りサービス」を引き続き提供し、令和4年10月からは新たな提供事業者を2社追加した（令和4年度申込件数は1,155件）。事業者の選択肢が増加したことにより、駆け付け等のオプションを含め、サービスの向上が図られた。</p> <p>加えて、賃貸住宅ストックの多様な活用として、バリアフリー化等を施した高齢者向け住宅の供給や子育て世帯を支援する住宅の供給等を適切に実施するとともに、前述の見守りサービスの提供等を含め、高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備を実施した。</p> <p>また、団地に常駐し、高齢者等に対する見守りや相談対応等の居住者サービスを提供する生活支援アドバイザーを令和4年度末時点において累計170人を配置しており、地域関係者との連携を</p>		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>図った上で高齢者等を中心とした地域住民各々のニーズに対応した活動を進めた。地域関係者と協働・交流してイベントを企画することやハード整備の際に必要な機能等についてニーズ把握するといった連携を行うことにより、緩やかな見守り体制の構築に資するとともに、地域に寄り添った施策を展開することで高齢者等の生きがい創出につなげている。</p>	
	<p>④ 安心して子育てができる住環境の整備</p> <p>子育て世帯が安心して子育てしやすい住環境を整備するため、地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅や子育て世帯に配慮した設備等を備えた住宅等の子育て世帯向け住宅の供給、子育て支援施設の誘致、子育て世帯の相互交流や助け合いを支援するサービスの提供などを促進する。</p>	<p>④ 安心して子育てができる住環境の整備</p> <p>子育て世帯が安心して子育てしやすい住環境を整備するため、地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅、子育て世帯に配慮した設備等を備えた住宅等の子育て世帯向け住宅の供給や子育て世帯に対する近居促進制度による支援の実施、子育て支援施設の誘致、子育て世帯の相互交流や助け合いを支援するサービスの提供などを促進する。</p>		<p>④ 安心して子育てができる住環境の整備</p> <p>子育て世帯及び新婚世帯を応援するため、地域優良賃貸住宅制度を活用し、一定の要件を満たす新規居住者の家賃を最大2割減額する「子育て割」を、引き続き着実に供給し、令和4年度は新たに25戸の供給を行った。</p> <p>また、令和4年1月からは、子育て世帯とこれを支援する親世帯等が近居する場合に、UR賃貸住宅に新たに入居する子育て世帯に対して家賃減額（近居割）を拡充することとし、令和4年度末時点において1,258戸で実施するなど、安心して子育てできる環境整備を図った。さらに、子育て世帯向けの情報発信やイベント開催等を行う子育てサポーターを令和4年度に3エリア9団地において試行配置し、子育てしやすい環境の充実を図っている。</p> <p>加えて、ストック活用・再生等の推進により生み出された整備敷地の活用等により、子育て支援施設等を誘致した。令和4年度末現在の子育て支援施設は622件となっている。（再掲）</p>	

				<p>子育て世帯の相互交流や助け合いを支援するサービスの提供等を促進した。</p> <p>具体的には、シャレール東豊中（大阪府豊中市）では、団地集会所を整備・活用して、友人と一緒に読書スペースで読書したり、学習スペースで一緒に勉強したりするなどを企図した「本で繋がるコミュニティスペース」を令和4年11月に開設した。オープニングイベントにおいては、施設紹介を兼ねたクイズ大会やオリジナルしおり作りのワークショップ、スーパーボールすくい等を開催し、子どもや子育て世帯のニーズを踏まえた地域住民の「楽しみ・繋がり」を軸にコミュニティ形成を進めた。</p>	
	<p>⑤ 多様なライフスタイルへの対応</p> <p>多様なライフスタイルに対応し、柔軟な働き方の実現に寄与するため、民間事業者、大学等との連携により、高齢者世帯、子育て世帯等の生活利便性の向上に資する生活支援サービスの導入や、テレワークへの対応等を図る。</p> <p>民間事業者等との連携に当たっては、民間事業者等の意向や収益性等、事業上の課題を考慮し、機構と連携する民間事業者等がともに収益向上を図ることが可能となる事業スキームを導入するなど、連携手法の多様化を図るとともに、民間等のノウハウを適切に活用することで、サービス水準の向上を図る。</p>	<p>⑤ 多様なライフスタイルへの対応</p> <p>多様なライフスタイルに対応し、柔軟な働き方の実現に寄与するため、民間事業者、大学等との連携により、高齢者世帯、子育て世帯等の生活利便性の向上に資する生活支援サービスの導入や、テレワークへの対応等を図る。これらの施策については、コロナ禍を契機とした生活様式や働き方の変化も踏まえて実施する。</p> <p>民間事業者等との連携に当たっては、民間事業者等の意向や収益性等、事業上の課題を考慮し、機構と連携する民間事業者等がともに収益向上を図ることが可能となる事業スキームを導入するなど、連携手法の多様化を図るとともに</p>		<p>⑤ 多様なライフスタイルへの対応</p> <p>コロナ禍の中、これまで蓄積してきたノウハウ・団地の豊かな空間・豊富な住戸バリエーション等、団地の強みを活かした「新しい暮らし」の提案を行い、新たなサービスを試行的に実施した。</p> <p>具体的には、キッチンカーや移動販売の誘致、民間事業者との連携による団地内の野菜販売を実施した。</p> <p>原団地（福岡県福岡市）においては、健康広場や共同花壇等の共用空間を整備した。その環境を活かし、地域関係者等と連携し、集会所での親子イベント（ボディペインティング）やウォーキングイベント等、子どもから高齢者までの多様な世代の地域居住者向けのイベントを実施し、同時にキッチンカーの出店を行うことで、ラ</p>	

		<p>に、民間等のノウハウを適切に活用することで、サービス水準の向上を図る。</p>		<p>ライフスタイルの多様化に対応しつつ、団地の活性化を図った。</p> <p>また、大学や民間事業者等との連携を推進し、ライフスタイルの多様化への対応を図った。森之宮第2団地（大阪府大阪市）においては、大阪市城東区、社会医療法人大道会森之宮病院、大阪公立大学との間で、森之宮地域におけるまちづくりに関する四者協定を締結し、大阪公立大学による居住者向けアンケート調査を行い、その結果を踏まえて「自宅で安心して暮らす！『健康・医療・介護』を体験できるモデルルーム」を令和4年12月に開設した。この中で、転倒予防・介護予防のためのICT活用や暮らしでの工夫、認知症の方への理解・接し方等をわかりやすく展示・紹介し、理解の醸成を図った。</p> <p>このように、令和4年度においても着実に連携先の拡大に努め、令和5年4月1日現在で有効な連携協定数は64件となっている。</p> <p>このほか「地方都市と団地等を繋ぐプロジェクト」として、機構が事業で関わる地方都市等と団地の連携を令和3年度から本格的に実施している。令和4年度は東坂戸団地（埼玉県坂戸市）では岩手県復興局と、四箇田団地（福岡県福岡市）では熊本県荒尾市・福岡県朝倉市と、千島団地（大阪府大阪市）では岡山県津山市及び岩手県復興局とそれぞれ連携し、産地直送の野菜や果物などが並ぶマルシェ等を開催し、地域住民と地方都市の交流促進を図った。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-2	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現 （2）持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1：少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1：居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 政策目標 7：都市再生・地域再生の推進 施策目標 25：都市再生・地域再生を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条第1項第12号から第15号まで等
当該項目の重要度、難易度（困難度）	重要度：「高」 住生活基本計画(全国計画)において、コンパクトシティ等のまちづくりと連携しつつ、買い物、医療、教育等に関して居住者の利便性等を向上させるなど、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境や住宅地の魅力の維持・向上を図るものとされているため。 難易度：「高」 UR賃貸住宅の居住者に占める高齢者の割合が増えるなか、居住者の居住の安定を確保しつつ、居住者の理解・協力を得た上で、団地再生事業を進める必要があるため、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和4年度）4-①、4-② 行政事業レビューシート番号 0004 0105

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的とした供給割合（計画値）	概ね 過半	—	50%	50%	42%	40%		予算額（百万円）	459,519	486,713	488,101	506,727	—
団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的とした供給割合（実績値）	—	—	78%	75%	60%	45%	—	決算額（百万円）	445,711	459,748	464,914	471,585	—
達成率	—	—	156%	150%	143%	113%	—	経常費用（百万円）	568,809	575,730	584,227	554,762	—
	—	—	—	—	—	—	—	経常利益（百万円）	76,549	74,358	87,167	104,646	—
	—	—	—	—	—	—	—	行政コスト（百万円）	632,684	663,696	679,799	669,599	—
	—	—	—	—	—	—	—	従事人員数（人）	1,592	1,643	1,678	1,703	—

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進</p> <p>国民共有の貴重な地域資源であるUR賃貸住宅団地は、地域や団地の特性、住宅需要の動向を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携・協力し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力あるまちづくりを進め、地域の価値と魅力を高めることが求められている。</p> <p>このため、機構は、次の取組を行うこと。</p> <p>・地域の魅力を高める地域・まちづくりを推進するため、教育、業務、防災、交流、賑わい等の地域の多機能拠点の形成、安全・安心で快適なオープンスペース等を備えた居住環境の創出、良好な景観の形成等を進めるとともに、建替え、集約、改善等を複合的・選択的に実施し、計画的にストック再生を進めること。</p> <p>・持続可能な地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等と連携し、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築するとともに、団地再生を通じて、地域の防災機能の強化、コンパクトシティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援、公共公益施設</p>	<p>(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進</p> <p>団地再生に当たっては、UR賃貸住宅団地のみならずその周辺地域の価値や魅力を高めるため、地域や団地の特性、住宅需要の動向、機構の経営環境を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携、協力し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進する。</p> <p>① 地域の魅力を高める団地への再生</p> <p>地域の魅力を高めるため、幅広い世代が安心して居住可能な環境整備を推進するほか、教育、業務、防災、交流、賑わい等の地域の多機能拠点の形成、安全・安心で快適なオープンスペース等を備えた居住環境の創出、良好な景観の形成等、団地の役割、機能を多様化させ、より一層、地域に開かれた団地に再生する。</p> <p>なお、事業の実施に当たっては、団地の特性、住宅需要の動向等を踏まえ、近接地建替えの実施も視野にエリア単位での団地の統廃合・再配置等を図り、建替え、集約、改善等を複合的、選択的に行い、資産の良質化とストック量の適正化を図る。</p> <p>また、事業を予定する団地</p>	<p>(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進</p> <p>団地再生に当たっては、UR賃貸住宅団地のみならずその周辺地域の価値や魅力を高めるため、多様な主体と連携し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進しているか。</p> <p>① 地域の魅力を高める団地への再生</p> <p>地域の魅力を高めるため、幅広い世代が安心して居住可能な環境整備を推進するほか、教育、業務、防災、交流、賑わい、柔軟に働ける場等の地域の多機能拠点の形成、安全・安心で快適なオープンスペース等を備えた居住環境の創出、良好な景観の形成等、団地の役割、機能を多様化させ、より一層、地域に開かれた団地に再生する。</p> <p>なお、事業の実施に当たっては、団地の特性、住宅需要の動向等を踏まえ、近接地建替えの実施も視野にエリア単位での団地の統廃合・再配置等を図り、建替え、集約、改善等を複合的、選択的に行い、資産の良質化とストック量の適正化を図る。</p> <p>また、事業を予定する団地</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合 40% <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストック削減戸数 ・地方公共団体との間で締結した連携協定等の件数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・UR賃貸住宅団地のみならずその周辺地域の価値や魅力を高めるため、多様な主体と連携し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合 45% <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストック削減戸数 3,851 戸 ・地方公共団体との間で締結した連携協定等の件数 42 件（令和5年3月末時点で有効なもの） <p>① 地域の魅力を高める団地への再生</p> <p>地域の魅力を高めるため、幅広い世代が安心して居住可能な環境整備を推進するほか、団地の役割、機能を多様化させ、より一層、地域に開かれた団地への再生を推進した。</p> <p>事業の実施に当たっては、建替住宅を561戸(泉北竹城台一丁(大阪府堺市))供給するとともに、UR賃貸住宅ストックを3,851戸削減し、資産の良質化とストック量の適正化を両輪で推進した。</p> <p>事業を予定する団地において、コミュニティの活性化、資産の有効活用の観点から、定期借家契約の導入を推進した。(令和4年度契約件数547件)</p> <p>全面借地方式市街地住宅については、土地所有者等と協議し、10団地の譲渡、返還等の手続を完了した。</p> <p>特別借受賃貸住宅については、</p>	<p><評定と根拠> I-2-(2)</p> <p>評定：B</p> <p><評価の概要></p> <p>団地再生事業により供給した整備敷地等11件のうち、5件は、地方公共団体と連携協力の上、新たな機能の導入等を目的に供給し、社会課題の解決に貢献した。供給済みの整備敷地等では、地域の価値・魅力向上に資する施設が開設した。団地施設では、陸上養殖の共同研究等で新たな有効活用方策を実証研究した。</p> <p>これらにより、地方公共団体等とともに、団地を貴重な地域資源とした、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進に貢献した。</p> <p><具体的な事例・評価></p> <p>ヌーヴェル赤羽台（東京都北区）では、団地の建替えを契機に、北区等と連携し、地域に必要とされる多様な機能を導入するなど、地域に開かれた団地への再生を実現しており、令和4年度には、商業・住宅等用地を供給した。赤羽台地区は、駅等の低地部と約10mの高低差によるバリアフリー上の課題や大規模水害時に高台である当地区への避難経路の確保、区道上の駐輪場再整備等が課題となっていた。この課題に対し、機構と区は、双方土地の一体活用によるまちづくりの課題解決を図るため、都市計画変更（地区計画及び高度地区、用途地域の</p>	<p>評定：B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>年度計画等で定めた主な定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合について、地方公共団体との連携構築・強化を図り、地域に必要な拠点機能等の整備を推進したこと等により、年度計画での目標「40%」に対し、実績値「45%(達成率113%)」であった。 <p>機構は、団地再生事業に当たって、持続可能で活力あるまちづくりを推進するため以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・561戸の建替住宅を供給するとともに、居住者に対する説明会や移転折衝を行い、3,851戸のストックを削減し、住宅ストックの良質化とストック量の適正化を図った。 ・地域のまちづくりと団地再生事業を連携して進めるに当たり、地方公共団体等との間で連携協定等を締結（令和4年度に新たに締結した4団体を含め、有効な連携協定等の件数は42件（令和4年度末時点））し、地方公共団体等との連携構築・関係強化を図った。このうち、ヌーヴェル赤羽台や澄川団地では、整備敷地の供給に当たり、地域の特性や需要に応じた新たな機能を導入するため、地方公共団体への提案、調整を通じて用途地域等の都市計画の変更を実現させるなど、機構の有するノウハウを生かした取組が認められた。 <p>また、地域の関係者等から整備敷地等に導入された新たな機能等に対する期待の声等も寄せられている。</p>

<p>の再編・再整備を推進すること。</p>	<p>においては、個別団地の状況等を踏まえ、必要に応じて、コミュニティの活性化、資産の有効活用の観点から、定期借家契約を導入する。</p> <p>全面借地方式市街地住宅及び特別借受賃貸住宅については、土地所有者等との協議を行い、譲渡、返還等を着実に進める。</p>	<p>においては、個別団地の状況等を踏まえ、必要に応じて、コミュニティの活性化、資産の有効活用の観点から、定期借家契約を導入する。</p> <p>全面借地方式市街地住宅及び特別借受賃貸住宅については、土地所有者等との協議を行い、譲渡、返還等を着実に進める。</p>		<p>期間満了に伴い建物所有者に2団地を返還した。</p>	<p>変更)、事業者の共同公募を実施し、事業者を決定した。その結果、「擁壁を切り開き、地域をつなぐ」をコンセプトに、地域に開かれた広場、バリアフリー化されたアクセスルート(エレベーター、エスカレーターを含む)、商業施設・公共駐輪場等が整備される見込みとなった。区や団地自治会等は、赤羽駅から人の流れを創出し、賑わいが生まれる機能整備に期待している。</p>	<p>これらを踏まえ、令和4年度における所期の目標を達成していること、持続可能で活力あるまちづくりを推進するための取組を実施したことを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項> 評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本項目の業務実績評価に当たり、定量目標については、整備敷地等の供給件数の見込みと実績、地域に必要な新たな機能の導入等を目的とした供給件数の見込みと実績を参考値として示すことが適切ではないか。 ・建て替えを契機とした新たなまちづくりの推進は機構にとって重要な事業であり、地域交流支援、利便性向上、高齢者支援、教育支援等多様な視点から事業を推進している。 ・年度計画における所期の目標を達成していると認められ、B評定で問題ないと考える。
	<p>② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献</p> <p>持続可能で活力ある地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等との密接な意見交換の実施等により、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築する。また、団地再生に併せて、地域に必要とされる拠点機能の整備、防災機能の強化、コンパクトシティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援や公共公益施設の再編・再整備等を推進する。</p> <p>さらに、団地再生に伴い整備した敷地の民間事業者等への譲渡等を通じて、民間事業者、社会福祉法人、医療法人等の多様な事業主体と協働し、医療、福祉、介護、商業、生活支援施設等、地域に必要な拠点機能の整備を推進するとともに、民間事業者の事業機会を創出する。</p>	<p>② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献</p> <p>持続可能で活力ある地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等との密接な意見交換の実施等により、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築する。また、団地再生に併せて、地域に必要とされる拠点機能の整備、防災機能の強化、コンパクトシティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援や公共公益施設の再編・再整備等を推進する。</p> <p>さらに、団地再生に伴い整備した敷地の民間事業者等への譲渡等を通じて、民間事業者、社会福祉法人、医療法人等の多様な事業主体と協働し、医療、福祉、介護、商業、生活支援施設等、地域に必要な拠点機能の整備を推進するとともに、民間事業者の事業機会を創出する。</p>		<p>② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献</p> <p>団地の再生に併せ、地域の課題解決に資する地方公共団体との連携・協力体制を構築するため、地方公共団体との間で新たに4件*の連携協定等を締結し、有効な連携協定等は42件(令和5年3月末時点)となった。なお、令和4年度内に1件失効した連携協定等があるが、これは、令和4年度に同一の地方公共団体(東京都北区)等と新たな連携協定等に発展したことによるものである。</p> <p>※相手先(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都北区等(赤羽台周辺地区中高層住宅複合B地区の土地利用等に係る三者協定) ・東京都足立区(竹の塚まちづくりラボ・プロジェクト推進に関する基本協定) ・東京都板橋区等(高島平地域及び高島平団地における連鎖的都市再生の推進に向けた連携協定) ・大阪府堺市(包括連携に関する協定) <p>このほか、新多聞団地(兵庫県神戸市)にて、民間事業者等と陸上養殖の共同研究を開始し、従来の手法にとられない建物の新</p>	<p>澄川団地(北海道札幌市)では、当該地域は積雪地域であり、高齢化の進む居住者の自立した生活支援のため、徒歩圏内の生活利便施設の不足が課題となっていた。機構は、施設誘致にあたり、事業者の需要を確認し、利便施設の誘致のためには用途地域の緩和(建設可能な店舗等規模の緩和)が必要と認識した。そこで、令和4年6月に札幌市に都市計画(用途地域変更及び地区計画決定)を提案し、市と連携の上、同年12月に都市計画決定を実現した。公募の結果、複数の施設(ドラッグストア、サービス付き高齢者向け住宅等)を計画する事業者に決定し、令和5年3月、利便施設等用地を供給し、地域の課題に対応し、スピード感ある事業を展開した。市は、施設の実現と今後のまちづくりに期待しており、団地自治会は、ドラッグストアによる利便性向上やサービス付き高齢者向け住宅におけるデイサービスの利用に期待している。</p> <p>平塚高村団地(神奈川県平塚市)では、当該地域が市内でも人口減少・少子高齢化が進んでいる</p>	

	<p>これらの施策を推進することにより、団地再生事業により供給する整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給する割合について、概ね過半を目指す。</p>	<p>これらの施策を推進することにより、令和4年度において団地再生事業により供給する整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給する割合について、40%を目指す。</p>		<p>たな活用方策を模索した。</p> <p>団地再生事業により供給した整備敷地等（全11件）のうち、5件*については、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した（全体の約45%）。</p> <p>※ 主な用途（対象5件：団地名等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利便等：2件（①ヌーヴェル赤羽台（東京都北区）商業施設及び住宅等、②澄川団地（北海道札幌市）ドラッグストア及びサービス付き高齢者向け住宅等） ・ 高齢者生活支援：1件（平塚高村団地（神奈川県平塚市）特別養護老人ホーム等） ・ 地域交流：1件（浜見平団地（神奈川県茅ヶ崎市）グラウンド及び公園） ・ 教育：1件（村上団地（千葉県八千代市）日本語学校及び学生寮） <p>（この他、住宅用途：6件（館ヶ丘団地（東京都八王子市）、高森台団地2件（愛知県春日井市）、山の田団地2件（山口県下関市）、槻田団地（福岡県北九州市））</p>	<p>ことから、在宅医療・介護との連携の深化等高齢者施策の推進等が課題となっていた。そこで、市が定めた「地域医療福祉拠点整備モデル地区構想」の実現に向け、市と連携の上、令和3年度に医療・福祉の両街区で連携可能な事業者を一体的に公募し、決定した。令和4年度は、福祉施設用地を供給し、公募条件となる高齢者生活支援（地域密着型特別養護老人ホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）や地域交流（地域交流スペース約100㎡）の機能が整備される見込みとなった。市は、医療・福祉及び地域包括支援センター等との更なる連携によるケア・コンパクトシティの実現や地域交流スペースの実現による地域住民の交流促進、「ふれあい」と「にぎわい」の創出等に期待している。</p> <p>浜見平団地（神奈川県茅ヶ崎市）では、団地のグラウンドは、建設当初（昭和39年度）から、スポーツ施設のみならず、運動会やお祭り等を行う地域交流の場として機能しており、団地再生事業に伴うグラウンドの再整備等が課題となっていた。機構は、市と連携し、平成25年度に、市とグラウンドの移設に伴う協定を締結した。公園等は、事業進捗に応じて、段階的に整備しており、令和4年度には、グラウンド及び公園を市に移管し、貴重な地域交流の場を再生するとともに、災害時に避難エリアとして活用するなど、防災機能も強化した。団地自治会等は、日常的にボール遊びができる貴重な場所であることや</p>	
--	---	---	--	--	--	--

					<p>少年サッカーや少年野球、お祭り等のイベント会場としての利用に期待している。</p> <p>村上団地(千葉県八千代市)では、団地及び地域の活性化に繋がる土地利用の実現が課題となっていた。機構は、住宅以外の用途を想定し、各業種にヒアリングする中で、既存住棟の活用に興味を示す事業者を発掘し、令和4年度、公募により、既存住棟を改修の上、教育施設(日本語学校、学生寮)として活用する事業者を決定した。日本語学校開校により、居住・交流人口の増加や地域と連携したイベント開催が見込まれ、団地及び地域の活性化に寄与することが期待できる。</p> <p>過年度供給済みの整備敷地について、令和4年度は、前年度に並び最多となる6施設が開設し、地域の価値・魅力向上に大きく貢献した。そのうち、コンフォール松原(埼玉県草加市)の青少年交流センターは、松原児童館(平成27年度閉館)に代わり、従来機能に青少年の活動や多世代交流、音楽活動の場としての機能を加えた、草加市の新たな施設として、令和5年1月に開設され、団地自治会等は、児童から青少年まで利用できる新たな施設等であることを評価している。</p> <p>コンフォール松原では、生鮮三品の販売等を公募条件としていた商業施設が令和5年3月に開設し、地域が集える空間や地域交流のイベント等が実現した。</p> <p>豊四季台団地(千葉県柏市)では、コミュニティ食堂・スポーツクラブ(マシンジム、プール等)</p>
--	--	--	--	--	--

					<p>が令和5年3月に開設し、地域の交流創出、フレイル予防（栄養・運動・社会参加）の機能が実現した。東京大学高齢社会総合研究機構と柏市は「高齢者の欠食防止やコミュニティ形成の場等の機能」を期待している。</p> <p>このほか、団地再生事業を進めている新多聞団地（兵庫県神戸市）では、住宅団地の高経年化への対応として、住宅以外の新たな機能導入等が課題となっているため、団地施設の有効活用を実証的に研究する観点から、空き施設を活用して、民間事業者等と陸上養殖の共同研究を開始し、従来の手法にとられない建物の新たな活用方を模索した。具体的には、団地施設の空き区画にて、完全閉鎖循環型陸上養殖システムの特許を有する民間事業者等と日常的な飼育水の排水が不要な「完全閉鎖循環型の水質浄化システム」を導入し、多くのメディアにも掲載された。また、住宅地での地産地消（消費地立地）の実現に向けた「団地」の活用、施設見学・イベント等によるコミュニティの醸成、高齢者雇用等による就業機会の創出を目指し、陸上養殖の共同研究により従来の手法にとられず、建物の有効活用方を実証的に研究した。</p> <p>地方公共団体との連携構築・強化では、令和4年度、新たに4件の連携協定等を締結し、地方公共団体等とともに、社会課題に柔軟に対応した。そのうち、東京都北区及び民間事業者との連携協定等では、令和2年度、区有地と機構所有地の一体活用を図るため、</p>
--	--	--	--	--	--

					<p>区と機構の間で土地譲渡の共同公募等を定めた連携協定を締結しており、令和4年度は、土地譲受事業者の決定に伴い、区・民間事業者・機構の間で、土地利用及び周辺地区を含めたまちづくりの推進等について三者協定を締結した。</p> <p>東京都足立区との連携協定等では、令和3年度、区・鉄道事業者・機構の三者で竹ノ塚駅周辺のまちづくりに関する基本協定を締結しており、令和4年度は、協定を具体的に進めるため、区と機構が「まちづくりラボ・プロジェクト」を始動させるにあたり、区と機構の間でプロジェクト推進に関する基本協定を締結するとともに、竹の塚第三団地（東京都足立区）に、まちづくりに係る交流・情報発信の拠点施設として、まちづくりラボ「ミントポ」を令和5年1月に開設し、駅周辺のまちの活性化等を推進した。</p> <p>東京都板橋区及び民間事業者との連携協定等については、移動を始めとする地域課題等の解決並びに魅力ある団地再生等に向けた施策を区・民間事業者・機構の三者で協働して推進するため、連携協定を締結し、環境に配慮した次世代モビリティサービスの提供及び利活用、高島平駅周辺等における交通結節機能の強化等に関し、連携し共同で施策の推進を図ることとなった。</p> <p>大阪府堺市との連携協定等については、市と機構が相互に連携することにより、両者が進める施策をより一層加速させるため、包括連携に関する協定を締結し、U</p>
--	--	--	--	--	--

					<p>R賃貸住宅の更新と合わせた一体的なエリア全体の都市機能の更新及び魅力向上等、協定締結に伴い、両者の施策を推進している。</p> <p>以上のとおり、居住者から移転等に対する理解等を得ることによって初めて創出できる整備敷地等に、地域の価値や魅力の向上に資する機能を導入するという、重要度及び難易度（困難度）の高い定量目標について、計画値を上回る実績（計画値対比 113%）を達成したことに加え、団地施設では、陸上養殖の共同研究を開始し、従来の手法にとらわれない建物の新たな活用方策を模索しており、これらは、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進に貢献し、地域関係者も当該機能に高く期待している。</p> <p>以上により、量及び質ともに年度計画と同等の成果をあげた点を考慮し、B評定とする。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現 （3）UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3：総合的なバリアフリー化を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条第1項第12号から第15号まで等
当該項目の重要度、難易度（困難度）	難易度：「高」 今後耐震改修等を実施する必要がある住宅棟については、居住性等に配慮した計画・工法検討を要する等、改修難易度が高い高層建築物等や区分所有者との合意が必要となる建物が多いことや、耐震改修等の内容によっては、店舗及び住宅の賃借人との合意も必要となるなど、多くの居住者の方々の理解を得て耐震改修を進めることが必要不可欠であることから、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和4年度）4-① 行政事業レビューシート番号 0004

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
バリアフリー化を図った住宅の割合 （計画値）	60%	—	56%	57%	59%	61%		予算額（百万円）	459,519	486,713	488,101	506,727	—
バリアフリー化を図った住宅の割合（実績値）	—	—	57.0%	59.0%	60.8%	62.5%	—	決算額（百万円）	445,711	459,748	464,914	471,585	—
達成率	—	—	102%	104%	103%	102%	—	経常費用（百万円）	568,809	575,730	584,227	554,762	—
UR賃貸住宅ストックの耐震化率（住宅棟の耐震改修等の実施） （計画値）	95%以上 （200棟）	—	— （30棟）	— （40棟）	— （30棟）	— （27棟）	— （—）	経常利益（百万円）	76,549	74,358	87,167	104,646	—
UR賃貸住宅ストックの耐震化率（住宅棟の耐震改修等の実施） （実績値）	—	—	— （44棟）	— （65棟）	— （33棟）	— （37棟）	— （—）	行政コスト（百万円）	632,684	663,696	679,799	669,599	—
達成率	—	—	147%	163%	110%	137%	—	従事人員数（人）	1,592	1,643	1,678	1,703	—

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現</p> <p>UR賃貸住宅の高経年化が進むなか、居住者のライフスタイルの変化やニーズの多様化に適切に対応し、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するためには、UR賃貸住宅ストックの質や価値の向上を図ることが求められる。</p> <p>このため、機構は、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化するニーズに対応した快適で魅力ある賃貸住宅の供給を図るため、建替えやリノベーション、バリアフリー化等の改修の実施を推進すること。 ・安全で安心な賃貸住宅の供給を図るため、適時・適切な計画的修繕や耐震改修等を推進すること。 ・高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、住宅セーフティネットの役割を果たすこと。 ・ミクストコミュニティの形成を図るため、近居促進制度など様々な制度を活用したサービスの提供を推進すること。 ・低所得の高齢者世帯、団 	<p>(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現</p> <p>UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するため、多様化する居住ニーズに対応した魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理等の実施等により、賃貸住宅ストックの価値向上を図り、経営基盤を安定化させ、住宅セーフティネットとしての役割の充実など政策的役割を持続的に果たす。</p>	<p>(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現</p> <p>UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するため、多様化する居住ニーズに対応した魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理等の実施等により、賃貸住宅ストックの価値向上を図り、経営基盤を安定化させ、住宅セーフティネットとしての役割の充実など政策的役割を持続的に果たす。なお、新型コロナウイルス感染症の流行下においても、感染拡大防止に最大限配慮しつつ、これらの施策実現に継続して努める。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化を図った住宅の割合 61%以上 ・UR賃貸住宅ストックの耐震化率 27棟の耐震改修等を実施 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リノベーション住宅、建替住宅の供給戸数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化する居住ニーズに対応した魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理、様々な制度を活用したサービスの提供等の実施により、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図り、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進したか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化を図った住宅の割合 62.5% ・UR賃貸住宅ストックの耐震化率 37棟の耐震改修等を実施 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リノベーション住宅の供給戸数 8,747戸 ・建替住宅の供給戸数 561戸 	<p><評定と根拠> I-2-(3)</p> <p>評定：B</p> <p><評価の概要></p> <p>多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給や適時・適切な修繕・維持管理等により、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現に貢献した。</p> <p>また、国からの財政支援を活用した近居促進制度の拡充や契約手続きのオンライン化をはじめとするDXの推進や地方公共団体と連携したセーフティネット専用住宅の提供により、顧客ニーズに対応したサービスの提供に寄与した。</p> <p><具体的な事例・評価></p> <p>① リノベーション住宅の供給やバリアフリー化の推進により、多様化する居住ニーズの対応や顧客満足度の向上に寄与した。</p> <p>また、バリアフリー化率については、第4期中期目標期間に定める計画値(60%)を令和3年度達成しており、新たに年度計画で設定した計画値(61%)も令和4年度達成しており、高齢化等のニーズへ対応した成果を上げた。</p> <p>さらに花見川団地(千葉県千葉市)で行っている「MUJI×UR団地まるごとリノベーション」によって、多様化するニーズに対応し、共用部も含めたリノベーションを行い、より良い住空間の提供と地域関係者と連携したコミュニティ形成を行うことで、地域の生活圏活性化に寄与した。</p>	<p>評定：B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>年度計画等で定めた主な定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化を図った住宅の割合について、空家修繕時等に手すり等を設置するバリアフリー化を推進したことにより、年度計画での目標「61%以上」に対し、実績値「62.5%」(達成率「102%」)であった。 ・UR賃貸住宅ストックの耐震化率について、耐震改修工事等を推進したことにより、年度計画での目標「27棟の耐震改修等を実施」に対し、実績値「37棟の耐震改修等を実施(達成率137%)」であった。 <p>機構は、住宅セーフティネットとしての役割の充実に当たって、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進するため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の多様化する居住ニーズに対応するため、建替えによる住宅を561戸、改修によるリノベーション住宅を8,747戸供給した。 ・民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続して実施した。 ・UR賃貸住宅をセーフティネット登録住宅として活用可能とされたことを受け、地方公共団体からの要請に応じ、3地域において家賃低廉化補助付きの専用住宅として登録されるに至った。また、居住支援法人等と連携して生活支援等を行う取組への住戸の提供について、新たな地域でも取組を開始した。これらの取組について、令和5年度以降も引き続き推進されることを期待する。 ・若年・子育て世帯向けの近居割、子育て割や、高齢者向けの健康寿命サポート住宅、高齢者
	<p>① 多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給</p> <p>国民の多様化する居住ニーズに対応するため、既存のUR賃貸住宅について、建替えやリノベーション、バリアフリー化等の改修を推進し、快適で魅力ある賃貸住宅を供給する。なお、バリアフリー化率*は、令和5年度末時点において60%以上とする。</p> <p>また、地域や団地の特性に応じて、費用対効果を踏まえた投資を行うこととし、民間事業者等と連携、顧客満足度</p>	<p>① 多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給</p> <p>国民の多様化する居住ニーズに対応するため、既存のUR賃貸住宅について、建替えやリノベーション、バリアフリー化等の改修を推進し、快適で魅力ある賃貸住宅を供給する。なお、バリアフリー化率*は、令和3年度末時点において、中期目標に定められている「60%以上」を前倒しで達成。引き続き施策を推進し、令和4年度末時点において61%以上を目指す。</p>		<p>① 多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給</p> <p>国民の多様化する居住ニーズに対応するため、既存のUR賃貸住宅について、建替えによる住宅を561戸供給し、改修ではリノベーション住宅を8,747戸供給するとともに空家修繕時等に手すり等を設置するバリアフリー化を推進した。これらにより、UR賃貸住宅ストック全体でバリアフリー化を図った住宅の割合は、62.5%となった。</p> <p>この結果、第4期中期目標期間の計画値を令和3年度に前倒して</p>		

<p>地再生事業等の実施に伴い移転が必要となる居住者等の居住の安定の確保を図るため、国からの財政支援を得つつ、適切に家賃減額措置を講じること。</p>	<p>の向上と収益力の確保を図る。 * i) 2箇所以上の手すりの設置、ii) 屋内の段差解消、iii) 車椅子で通行可能な広い廊下幅の確保の全部又は一部がなされた住宅の割合</p>	<p>また、地域や団地の特性に応じて、費用対効果を踏まえた投資を行うこととし、民間事業者等と連携、顧客満足度の向上と収益力の確保を図る。 * i) 2箇所以上の手すりの設置、ii) 屋内の段差解消、iii) 車椅子で通行可能な広い廊下幅の確保の全部又は一部がなされた住宅の割合</p>		<p>達成し、新たに年度計画で定めた「バリアフリー化率は、令和4年度末時点において61%以上とする」との目標を達成した。 そのほか花見川団地(千葉県千葉市)において、民間事業者等と締結した団地を拠点とした地域生活圏活性化に関する協定書に基づき、過年度から実施している住戸のリノベーションに加え、共用部である商店街区のリノベーションを開始するとともに、団地マルシェ等のイベントも引き続き実施した。</p>	<p>② 適時・適切な修繕・維持管理等に関しては、特に耐震改修等について37棟(計画27棟)で実施し、安全で安心なUR賃貸住宅の提供の促進に貢献した。 また、令和3年度から子育て世帯の減額率を拡充した近居促進制度の子育て世帯の利用は1,039件に達し、子育て世帯を支援する国の政策実現に寄与した。加えて、団地内に子育て層が増えることで、ミクストコミュニティ形成の促進に寄与した。 セーフティネット登録住宅(専用住宅)について、複数の地方公共団体と協議を進め、機構として初めてのセーフティネット専用住宅として募集を行った。これにより、住宅セーフティネットを補完するというUR賃貸住宅に期待されている役割を果たし、地域における住宅セーフティネットの裾野拡大に貢献した。 さらに、住宅確保要配慮者に対する住宅提供に留まらない総合的な支援スキームの提供については、令和3年度に連携した地方公共団体に加えて、別の地方公共団体と協議を進めた。本スキームの提供について、要配慮者に対して住宅の提供だけでなく、総合的な自立支援サポートにも貢献した。 以上により、量及び質ともに年度計画と同等の成果をあげた点を考慮し、B評定とする。</p>	<p>優良賃貸住宅への入居者の割引制度等、様々な入居制度を活用したほか、低所得の高齢者世帯等に居住の安定を図るため、適切な家賃減額を継続して実施した。 これらを踏まえ、令和4年度における所期の目標を達成していること、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進するための取組を着実に実施していることを総合的に勘案し、「B」評定とする。 ＜指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他の事項＞ 評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現は機構の基本的な使命である。建て替え、リノベーション、バリアフリー化等多様な視点から事業が推進されている。住棟へのエレベーターの設置率が低く、早急の対応が必要ではないかと思料する。 ・年度計画における所期の目標を達成していると認められ、B評定で問題ないと考える。</p>
	<p>① 安全で安心なUR賃貸住宅の提供 安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、適時・適切な計画的修繕、耐震改修等を実施し、住宅棟のうち耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有するものの割合を令和5年度末時点において95%以上とする。 高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続するとともに、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応するため、近居促進制度など様々な入居制度を活用しサービスの提供を行う。また、引き続き、居住者との意思疎通を図り、信頼関係を強化する。</p>	<p>② 安全で安心なUR賃貸住宅の提供 安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、適時・適切な計画的修繕、耐震改修等を実施する。令和4年度においては27棟の耐震改修等を実施し、令和5年度以降も計画的に耐震改修等を行うことにより、住宅棟のうち耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有するものの割合を令和5年度末時点において95%以上とすることを目指す。 高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続するとともに、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応するため、近居促進制度など様々な入居制度を活用しサービスの提供を行う。このほか、CS(顧客満足)</p>		<p>② 安全で安心なUR賃貸住宅の提供 安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、令和4年度は37棟の耐震改修等を行い、住宅棟のうち耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有するものの割合は95.3%となった。 高齢者世帯・子育て世帯・障がい者・外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集をこれまで同様に実施するとともに、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応するため、様々な入居制度を積極的に活用した。 例えば、高齢者・子育て世帯等と支援する親族の世帯の双方が、同一駅圏(概ね半径2km)のUR賃貸住宅に近居する場合(近居割)や、機構が指定するエリア内のあらゆる住宅で近居する場合(近居割ワイド)において、新たに入居する世帯の家賃を5年間5%割引する「近居割」をこれま</p>		

		<p>の観点を踏まえつつ、契約内容説明のオンライン化等、DXの推進を図る。</p> <p>また、引き続き、居住者との意思疎通を図り、信頼関係を強化する。</p> <p>さらに、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、その入居に関する地方公共団体の要請等に対し、地方公共団体との役割分担を踏まえ、必要に応じてNPO法人等との連携を図るなど、適切に対応する。</p>		<p>で引き続き実施（近居割対象1,195団地、近居割ワイド対象150エリア587団地）したことに加え、国の財政支援を得て、一定の所得以下の子育て世帯であれば、減額率を5%から20%に拡充(令和4年1月から募集開始)し、更なる推進を図ることで、本制度による契約件数についても7,288件(前年度実績6,864件)と増加した。</p> <p>このほか、郵送とオンライン手続きを組み合わせ、営業拠点に向くことなく賃貸借契約が締結できるオンライン契約の利用を引き続き推進(令和3年2月から利用開始)し、167件の利用に繋がった。</p> <p>また、居住者との相互理解の深化及び適切な管理水準の維持に努めるべく、居住者団体等との懇談会等を開催した。</p> <p>これらに加え、UR賃貸住宅がセーフティネット登録住宅(専用住宅)における家賃低廉化補助の対象として活用可能となったことで、複数の地方公共団体からの要請を受け、入居者募集に向けた協議を行い、神奈川県横浜市・福岡県福岡市・東京都墨田区において、UR賃貸住宅として、初のセーフティネット専用住宅の登録及び募集を開始した。</p> <p>さらに、令和3年度に構築した住宅確保要配慮者に対する住宅提供・生活支援・就労支援等、自立に向けた総合的な支援スキーム(地方公共団体との役割分担の下、社会福祉協議会やNPO法人と連携)について、令和4年度、支援スキームを継続したほか、新たに別の地方公共団体と協議を進</p>		
--	--	--	--	--	--	--

				め、困窮者支援を行う居住支援法人等にUR賃貸住宅を提供した。		
	<p>③ 居住者の居住の安定の確保</p> <p>UR賃貸住宅に居住する低所得の高齢者世帯等に対して、国からの財政支援を得つつ、家賃減額措置を適切に講じ、また、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、これに加え、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講ずることにより、居住者の居住の安定の確保に努める。</p>	<p>③ 居住者の居住の安定の確保</p> <p>UR賃貸住宅に居住する低所得の高齢者世帯等に対して、国からの財政支援を得つつ、家賃減額措置を適切に講じ、また、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、これに加え、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講ずることにより、居住者の居住の安定の確保に努める。</p>		<p>③ 居住者の居住の安定の確保</p> <p>家賃改定に伴い家賃が上昇する低所得高齢者世帯等(約 15,200 世帯)について、国から財政支援約 3.1 億円を得て、総額約 7.3 億円の家賃減額を実施した。</p> <p>また、高齢者向け優良賃貸住宅(高賃貸)に入居する低所得高齢者世帯(約 19,500 世帯*)については、国から財政支援約 21 億円を得て、総額約 52 億円の家賃減額を実施した。</p> <p>(*減額適用世帯数は管理戸数である。)</p> <p>平成 28 年度から地域優良賃貸住宅制度に基づき家賃減額を実施している健康寿命サポート住宅に入居する低所得高齢者世帯(約 2,600 世帯)について、国から財政支援約 1.4 億円を得て、総額約 2.8 億円の家賃減額を実施した。</p> <p>子育て世帯を応援するため、地域優良賃貸住宅制度を活用し、一定の要件を満たした新規入居者の家賃を最大 2 割減額する「子育て割」(約 3,500 世帯)については、国から財政支援約 2.2 億円を得て、総額約 4.5 億円の家賃減額を実施した。</p> <p>さらに、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講じるとともに、UR賃貸住宅へ移転する者(約 22,400 世帯(うち低所得高齢者世帯等約 15,200 世帯))について、国から財政支援約</p>		

				58 億円を得つつ、総額約 73 億円 (うち低所得高齢者世帯等約 62 億円) の家賃減額を実施した。		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
無し						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 (1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 (2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条第1項並びに第2項第2号、第6号及び第7号等
当該項目の重要度、難易度（困難度）	<p>重要度：「高」</p> <p>「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成28年3月11日閣議決定）において、平成28年度から平成32年度までの「復興・創生期間」では、災害に強く、かつ、被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進め、完了させることに重点的に取り組むこととされており、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）においても、令和3年度から令和7年度までの「第2期復興・創生期間」では、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととされていることから、機構においても被災地方公共団体から受託した事業等を計画通りに進める必要があるため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>復興まちづくり事業は、早期の復興を実現し、遅延することなく計画通りに確実に進める必要がある一方で、まち全体が事業区域となるなど、一般的な事業と比べ、事業規模が大規模なことに加え、特に福島県における復興まちづくり事業は、未だ多くの住民が避難中であることや事業区域への立ち入り規制があること等の事業実施に当たっての制約が多いことから、難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
								予算額（百万円）	73,788	55,528	21,808	10,049	—
								決算額（百万円）	60,533	43,784	4,741	4,565	—
								経常費用（百万円）	65,910	46,533	6,860	6,005	—
								経常利益（百万円）	▲311	▲803	▲1,228	▲732	—
								行政コスト（百万円）	65,940	46,705	6,948	6,042	—
								従事人員数（人）	245	189	112	87	—

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>3. 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</p> <p>東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎えているものの、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する状況にあり、これらに取り組むことが必要である。</p> <p>このため、機構は、復興支援を引き続き機構の最優先事項として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業を着実に実施すること。また、事業進捗に合わせた体制整備や機動的な組織運営を行うこと。</p>	<p>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</p> <p>東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎え、また、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する中、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。また、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。</p>	<p>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</p> <p>東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での宅地等の引渡し完了したもの、土地の有効活用など復興まちづくりへの対応が求められている地域もある。また、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する中、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。また、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3町（大熊町、双葉町、浪江町）から委託を受けた復興拠点整備事業等7地区約208haについて、令和5年度までに約133haの宅地等の引渡しを完了。各地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施 ・岩手県、宮城県、福島県の12地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業22地区約1,314haについて、各地方公共団体が定める事業計画に基づき着実に実施 	<p><主要な業務実績></p> <p>東日本大震災の復興支援業務については、令和3年度から令和7年度までの5か年が「第2期復興・創生期間」と位置付けられたことから、引き続き復興支援を機構の最優先業務として位置付け、進捗状況に合わせた現地復興支援体制を整備し、事業を着実に実施した。</p> <p>福島県の原子力災害被災地域においては、住民・経済活動がゼロからの復興となるため、地元の意向を汲み取りながら、ハードとソフトの様々な施策を確実に積み上げ、継続して支援を実施した。国等と連携しながら被災地方公共団体の復興支援を進め、（3町（大熊町・双葉町・浪江町）から委託を受けた復興拠点整備事業等約208haのうち令和4年度末までに約108haの引渡しを完了した。なお、原子力災害被災地域における一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業については、全体約142ha、5地区の全てを機構が実施）支援体制の強化を行った。（福島県内の現地復興支援体制：令和3年度末61名⇒令和4年度末67名）</p> <p>津波被災地域においては、令和3年度末に全ての受託業務を完了した（復興市街地整備事業の大半を占める土地区画整理事業については、地域全体約1,889ha、65箇所（機構調べ）の約6割1,122ha（25箇所）において機構</p>	<p><評定と根拠> I-3-(1)(2)</p> <p>評定：A</p> <p><評価の概要></p> <p>福島県の原子力災害被災地域においては、帰還困難区域を除く全ての避難指示が解除され、復興・再生が本格的に進んでいる。住民・経済活動もゼロからの復興という状況において、機構は適切な支援体制を確保しながら、ハードとソフトの様々な施策を確実に積み上げ継続して支援を行い、復興まちづくりの推進に寄与した。</p> <p>津波被災地域における復興市街地整備事業では、整備完了後の造成地や移転元地においても、アフターフォローとして会議体に参画し、機構のまちづくり支援を通じて得られた知見等を提供するなど様々な支援も行い、被災地域の土地利活用の推進に寄与した。</p> <p>このように、事業を着実に実施するとともに、事業進捗に合わせて現地復興支援体制を整備しながら、令和4年度においても、国、県及び被災自治体の要請に応じ、地元の意向を汲み取りながら、様々な施策を確実に積み上げ、継続して支援を実施したことは、被災地の復興まちづくりの推進に大きく寄与したといえる。</p> <p><具体的な事例・評価></p> <p>① 福島県の原子力災害被災地域における支援</p>	<p>評定：A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>年度計画等で定めた目標については、以下のとおり所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <p>機構は、令和3年度から令和7年度の5か年が「第2期復興・創生期間」と位置付けられたことから、東日本大震災からの復興に係る業務を引き続き機構の最優先業務に位置付け、①福島県の原子力災害被災地域における復興支援、②津波被災地域における復興市街地整備事業の推進を図るため、以下の取組を実施した。</p> <p>①福島県の原子力災害被災地域における復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部事業地区については立入りの規制が継続しているなど、困難な状況の中、3町（大熊町、双葉町、浪江町）から受託した7地区約208haの復興拠点整備事業について、約108haの宅地等の引渡しを完了するなど、着実に事業を実施した。 ・地元の意向を汲み取りながら、建築物整備事業支援や地域再生支援を行うなど、ハードとソフトの様々な施策を確実に積み上げ継続して支援を実施し、避難者が帰町できる環境づくり、関係人口の創出に寄与した。 ・特に双葉町においては、町新庁舎建設の発注者支援を実施し、住民の居住再開に不可欠な役場機能再開に大きく貢献した。これらを含めた機構の支援が評価され、今後の双葉町の復興まちづくり推進に向けた、連携協力協定を締結した。 <p>上記のように、被災自治体に「町の地域再生」に係る提案を行いながら、地域の様々な分野（生業・福祉・交通等）において協働し、避難</p>
	<p>(1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援</p> <p>被災地方公共団体からの委託を受けた復興拠点整備事業等（3地区約117ha。令和2年度までに宅地等引渡し完了予定。令和3年度以降は7地区約208ha。そのうち、令和5年度までに約133haの宅地等引渡し完了予定。）を着実に実施するとともに、被災地方公共団体からの復興拠点整備事業や復興まちづくりに係るコーディネート等の技術支援の要請に応じ、引き続き、国と連携しながら、復興まちづくり支援を更に進める。</p>	<p>(1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援</p> <p>被災地方公共団体からの委託を受けた復興拠点整備事業等（既に宅地等の引渡しを完了した地区を含む累計7地区約208ha。）を着実に実施するとともに、被災地方公共団体からの復興拠点整備事業や復興まちづくりに係るコーディネート等の技術支援の要請に応じ、引き続き、国と連携しながら、復興まちづくり支援を更に進める。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の早期の復興を実現するため、復興事業を遅延することなく、計画どおり着実に進めているか。 			
	<p>(2) 津波被災地域における</p>	<p>(2) 津波被災地域における</p>				

	<p>復興市街地整備事業の推進</p> <p>被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業（22 地区 約 1,314ha。令和 2 年度までに宅地等引渡し完了予定。）等について、事業計画に基づき着実に実施する。</p>	<p>復興市街地整備事業の推進</p> <p>被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業（22 地区 約 1,314ha。）等について、事業計画に基づき着実に実施し、令和 2 年度までに宅地等引渡しを完了した。</p> <p>国、県及び被災地方公共団体の要請に応じ、復興まちづくりに係る復興事業間調整やコーディネート等の技術支援を進める。</p>		<p>が支援を実施）一方で、未活用地の土地活用を推進するため、復興庁と連携し、被災 3 県による会議体に参画し、知見を提供するなど様々な支援を実施した。</p> <p>現地支援体制は、事業完了に向けて適切な規模に見直しを行った。（岩手震災復興支援事務所と宮城震災復興支援事務所を令和 4 年度末に閉鎖、令和 5 年 4 月から岩手・宮城震災復興支援事務所に統合した。）</p> <p>現地復興支援体制：令和 3 年度末：109 名⇒令和 4 年度末：74 名）</p> <p>① 福島県の原子力災害被災地域における支援</p> <p>【大熊町】</p> <p><下野上地区></p> <p>令和 2 年度に受託した JR 常磐線大野駅周辺の下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業については、令和 4 年 3 月から本格的に着工し、工事を着実に進め、令和 4 年 12 月から町へ段階的に宅地の引渡しを開始した。</p> <p>さらに、同地区（大野駅西交流エリア）においては、令和元年度に働く人や町を訪れる人を呼び込む産業交流施設や商業施設（令和 6 年冬開業目標）の整備に係る建築物整備事業支援業務を受託し、産業交流施設について町公募の設計・施工一括発注を支援した。これらの支援により、令和 4 年 9 月に施設整備事業者が決定し、また、同年 8 月に産業交流施設及び商業施設と広場・駐車場の指定管理予定者が決定した。</p> <p><大熊西工業団地地区></p>	<p>福島の原子力災害被災地域における復興拠点等整備に向けた支援については、3 町（大熊町、双葉町、浪江町）から受託した 7 地区の復興拠点整備事業支援を着実に推進した。また、地元の意向を汲み取りながら、建築物整備事業支援や地域再生支援を行うなど、ハードとソフトの様々な施策を確実に積み上げ継続して支援を実施し、避難者が帰町できる環境づくり、関係人口の創出に寄与した。</p> <p>原子力災害被災地域においては、未だ多くの住民が避難中であり、事業実施に当たってより困難な側面がある中、避難者が帰町できる環境づくりや関係人口の創出等に向けた復興拠点整備事業等を遅延することなく、計画どおり確実に進め、双葉町では約 11 年半ぶりに住民の帰還が開始し、町民の帰還や経済活動が本格的に再始動するなど、被災地の復興に貢献した。</p> <p>② 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <p>復興市街地整備事業については、令和 3 年度において、津波被災地域で受託した 22 地区 1,314ha の面整備の業務は全て完了し、安全・安心な復興まちづくりに寄与した。</p> <p>なお、機構が復興支援した地区において、その復興まちづくりが評価され、令和 4 年度においては、日本不動産学会賞及び土木学会デザイン賞 2022 の最優秀賞（陸前高田市の川原川・川原川公園）を受賞するなど、復興事業完了後も自治体からの評価や継続支援要請の声が多いこと、知見等が有益と認められて多くの場で発信・啓発を行っている点も評価できる。</p> <p>これらを踏まえ、令和 4 年度における所期の目標を達成していること、東日本大震災という未曾有の災害からの復興という重要かつ難易度の高い業務を遅延することなく計画的に推進したこと、被災地の早期の復興とまちへの人々の帰還・居住を目指した自治体のニーズに合わせ様々な支援に取り組むなど優れた実施</p>	<p>住民、外部からの人や企業等を地域に呼び込むなど、交流・関係人口の「創出・拡大」「活動の場の構築」を図り、人の流れを強化することで復興まちづくりを支援した。</p> <p>②津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造成地、移転元地の土地利用推進のため、復興庁・被災 3 県による「土地利用推進に関する実務担当者会議」に参画するなど、様々な支援を実施した。 ・宮城県からの追加支援要請を受け、令和 2 年度から復興事業間調整に係る技術支援を行っており、令和 4 年度で気仙沼市への支援が完了した。 ・東日本大震災の発災から 12 年目を迎え、復興支援事業で得た知見や教訓の発信、事前復興支援の寄与等を目的として、講演会での積極的な発信を実施したほか、被災地の更なる復興を目的とし、メディア向け説明会の開催に加え、若年層向けの新規メディア媒体を活用するなど、被災地の「今」を伝えるような情報発信を積極的に行った。 <p>あわせて、これらの活動に対する外部・社会的評価として、機構が復興支援した地区において、日本不動産学会賞及び土木学会デザイン賞 2022 の最優秀賞（陸前高田市の川原川・川原川公園）、土木学会技術賞（陸前高田市震災復興事業）を受賞するなど、復興事業完了後も自治体からの評価や継続支援要請の声が多いこと、知見等が有益と認められて多くの場で発信・啓発を行っている点も評価できる。</p> <p>これらを踏まえ、令和 4 年度における所期の目標を達成していること、東日本大震災という未曾有の災害からの復興という重要かつ難易度の高い業務を遅延することなく計画的に推進したこと、被災地の早期の復興とまちへの人々の帰還・居住を目指した自治体のニーズに合わせ様々な支援に取り組むなど優れた実施</p>
--	---	---	--	---	---	--

				<p>令和3年5月に事業受託した大熊西工業団地については、令和4年度においても引き続き事業を推進中。令和5年5月に宅地引渡しを予定しているエリアには、次世代グリーンCO2燃料技術研究組合の進出が決まった。</p> <p><地域再生支援></p> <p>地域活動の担い手不足や地域コミュニティの希薄化といったハード整備だけでは解決できない課題解決に向けて、交流人口・関係人口の創出・拡大に向けた実証実験等を実施するため、町・地域関係者と連携しながら、令和4年2月に地域活動拠点「KUMA・PRE（クマ・プレ）」を下野上地区に隣接するエリアに機構自ら設置した。令和4年度においては、町や地域関係者との連携を図りながら、様々な活動を進めた。また、大野駅西交流エリアの施設オープン（令和6年12月頃）を見据え、まちづくりの試行の場として、KUMA・Lab（官民連携プラットフォーム）を設立し、民間事業への交付金導入を図りながら、コンテンツの検討・実証、まちづくり関連動向の情報共有・発信を実施した。</p> <p>【双葉町】</p> <p><双葉駅西側地区></p> <p>全町避難が続いていた双葉町において、令和4年8月に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。帰還困難区域内の双葉駅西側地区については、引き続き町から受託した一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業を実施した。また、これまで県外を含</p>	<p>園）、土木学会技術賞（陸前高田市震災復興事業）を受賞している。特に日本不動産学会賞は、東日本大震災という未曾有の大災害の中で、被災自治体や被災者との合意形成を尊重しながら、迅速な都市基盤整備及び災害公営住宅整備を行い、10年間で完成させるとともに、被災地の活性化に向けた商業・産業立地の促進を行ったこと、また、震災復興支援事業の中で得た教訓を社会還元していく活動を行っていることが評価された。</p> <p>被災地の土地利用促進支援については、令和3年度から開始した復興庁と被災3県主催の「土地利用推進に関する実務担当者会議」での知見提供や復興庁・復興局からの依頼により、土地利用率が低い市町へのヒアリングに同席し、被災地の土地利用推進に寄与した。</p> <p>埼玉県や神奈川県等が主催する将来の大規模災害に備えた研修にて、知見や教訓等の発表を依頼されるなど、事前復興支援にも寄与した。</p> <p>このほか、これまでの東日本大震災の実績が評価され、令和2年3月に宮城県からさらなる追加支援の要請があり、令和2年度から気仙沼市の復興事業間調整に係る技術支援を開始し、令和4年度で予定どおり支援が完了した。</p> <p>以上により、量及び質ともに年度計画を上回る成果をあげた点を考慮し、A評価とする。</p>	<p>状況にあること、地方自治体等からの評価により取組の効果が認められ、継続支援要請に繋がったことを総合的に勘案し、「A」評価とする。</p> <p><指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p> <p><その他の事項></p> <p>評価について、外部有識者5名全員が「A」評価が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・双葉町の11年半ぶりの居住再開は日本中が安堵した出来事と思われるが、これに大きく貢献した機構の原子力災害被災地域における復興支援や津波被災地域における復興市街地整備事業の推進は評価するところである。 ・東日本大震災からの復興に係る業務の実施に関しては、重要度も困難度もいずれも「高」に設定されているとおり、平成23年の東日本大震災からの復興・復旧は我が国の悲願ともいえるべき位置づけの業務であり、なんとしても成し遂げなければならない重要度が高いものである。かつ、原発事故被害による原子力災害被災地域の復興拠点の整備は、困難度の極めて高い国家事業であったが、この事業を機構が足下の日常的な業務と平行させながら、まさに先導的立場でやり遂げてきたことは、素晴らしい実績である。 ・福島復興については、ハードの復興、ソフトの復興の両輪が機能することが重要である。その点でソフトの復興についての貢献がやや低いと思われ、地元の団体や支援に入っている大学やNPO団体などとの連携を一層深めてもらいたい。
--	--	--	--	--	---	---

				<p>む4か所に移転していた役場については、機構が建築物整備事業支援を行い、令和4年9月に役場新庁舎が開庁した。</p> <p>令和4年10月には災害公営住宅への入居が開始されるなど、約11年半ぶりに住民の帰還が開始し、町民の帰還や経済活動が本格的に再始動した。</p> <p><地域再生支援></p> <p>双葉町においては、令和4年9月に締結した町との連携協力協定を踏まえ、駅東エリアでの交流人口・関係人口の創出・拡大や既存ストック活用の推進、町やまち会社の支援を軸に活動を展開した。活動の拠点として、令和4年9月「ちいさな一歩プロジェクト」を開始し、地域プレイヤーの発掘・連携を図りつつ、人の流れや賑わいの実証を進めている。</p> <p>また、上記の連携協力協定を踏まえ、令和4年12月に、震災により機能停止した海浜公園の機能回復を含めた憩い・交流拠点の施設整備に向けて、基本構想・事業化検討業務を町から受託し、検討を進めた。</p> <p>【浪江町】</p> <p><浪江駅周辺地区></p> <p>浪江駅周辺地区については、令和4年5月に一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業の事業執行管理・総合調整等業務を新たに受託した。</p> <p>その後、令和4年6月の「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画」の公表や令和4年9月の福島国際研究教育機構の立地決定等、取り巻く状況の変化に伴う町の</p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>意向変化により、令和5年度に工事についても受託し、更なる町の復興推進に寄与していく方針を固め、町と合意した。</p> <p><地域再生支援></p> <p>ソフト支援としては、浪江駅周辺地区と周辺の土地活用促進のため、駅周辺のにぎわいづくりや関係人口の拡大に向けた各種支援のため、令和3年11月に開設した地域交流スペース『なみいえ』において、イベント開催等を支援した。</p> <p>② 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <p>12自治体から委託を受けた22地区1,314haの事業を実施し、令和3年度中に全ての受託業務が完了した。</p> <p>令和4年度においては、造成地や移転元地の土地利活用の推進を支援するため、復興庁・被災3県による「土地利活用推進に関する実務担当者会議」に引き続き参画（岩手：令和4年7月・令和5年2月、宮城：令和4年7月・令和5年2月、福島：令和4年7月・令和5年3月）し、機構の支援事例等の知見を提供した。また、復興庁・復興局からの依頼により、土地利活用率が低い市町へのヒアリング（釜石市、気仙沼市、いわき市）に同席し、地方都市でのまちづくり支援やニュータウン事業での宅地販売等から得たノウハウ・知見等による助言等を行い、被災地の土地利活用推進に寄与した。</p> <p>宮城県からの要請により、令和2年度から気仙沼市の復興事業</p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>間調整に係る技術支援を開始した。気仙沼市曙橋周辺の道路・河川・防潮堤の工事が輻輳する地区にて、県や市、インフラ事業者の事業スケジュールの調整や事業推進上の課題整理・協議等の技術支援を行い、令和4年度内で全て完了した。</p> <p>東北震災復興支援本部でのメディア向け事業説明会の開催や学生を対象とした情報発信施策（現地滞在学習）を行うなど、東日本大震災からの復興支援に資する情報発信に努めた。</p> <p>また、各種講演会や講義にも積極的に登壇し、復興支援を通じて機構が得た教訓の幅広い層への普及展開も行った。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、地方公共団体からの受託事業における支出の減によるものである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な運営が行われる組織体制の整備 (1) 機動的・効率的な組織運営 (2) 管理会計の活用による経営管理の向上 2 業務の電子化		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
IV 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な運営が行われる組織体制の整備 効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要な、メリハリの効いた組織体制の整備を図ること。	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な運営が行われる組織体制の整備 (1) 機動的・効率的な組織運営 政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るため、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく組織の整備を行い、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保、災害からの復旧・復興支援、都市開発の海外展開支援等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に対し、SDGsやESG、DXといった視点を踏まえた確に对应するとともに、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを行う。	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な運営が行われる組織体制の整備 (1) 機動的・効率的な組織運営 政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るため、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく組織の整備を行い、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保、災害からの復旧・復興支援、都市開発の海外展開支援等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に対し、SDGsやESG、DXといった視点を踏まえた確に对应するとともに、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを行う。	<主な定量的な指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要な、メリハリの効いた組織体制の整備が図られている。	<主要な業務実績> 第4期中期目標期間及び年度計画における所期の目標達成に向けて最大限の成果を上げられる組織を目指すとともに、DX等の新たな政策課題への対応や金融情勢の変化への対応に資する体制を確保すること等を基本方針として、組織の見直しを行った。具体的には、賃貸住宅部門におけるデジタル化の推進や資金調達 の多様化の推進等の重点業務へ適切に配置・改編するなどした。	<評定と根拠> II-1-(1)(2)、II-2 評定：B 組織体制の整備に当たっては、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく、事務・事業や組織の点検を行った。結果として、震災復興支援業務の収束に伴う体制の縮小を行うなどの見直しを実施しており、その一方で、賃貸住宅部門におけるデジタル化の推進や資金調達の多様化の推進等といった業務に重点的に配置するなど、メリハリの効いた組織体制の整備が図られている。	評定：B <評定に至った理由> 機構は、①効率的な運営が行われる組織体制の整備、②業務の電子化に当たって、以下の取組を実施した。 ①効率的な運営が行われる組織体制の整備 ・事務・事業や組織の点検を行い、体制を縮小する部門と重点的に配置する部門のメリハリをつけた。 ・部門別及び圏域・地区別の経営情報を適時適切に把握し、経営管理の精度向上に努めた。 ②業務の電子化 ・動画配信機能を用いた研修・情報共有等、令和3年度に刷新した社内ネットワークシステムの更なる利活用の促進を図るとともに、デジタル人材の育成をすべくDX推進をサポートするための環境整備を行った。 これらを踏まえ、令和4年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし <その他事項> 評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・業務のDX推進による効率化とその指標となる管理会計の活用は機構の基本政策であり、着実に推進されている。 ・年度計画における所期の目標を達成していると認められる。
				(2) 管理会計の活用による経営管理の向上 経営情報を適時適切に把握する等、機構の経営管理・活動管理に、管理会計を引き続き活用する。		
	2. 業務の電子化 政策実施機能の最大化に資するIT基盤の整備、職員のワ	2 業務の電子化 情報セキュリティ対策の強化やIT技術の高度化にも対	2 業務の電子化 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12	DX推進方針に基づき、全職員のデジタルリテラシー向上を図りつつ、デジタル人材の育成をすべ	DX推進方針に基づき、デジタル人材の育成やチャレンジを後押しする仕掛けづくり等の各施策	

<p>ーク・ライフ・バランス推進、業務の効率化・生産性向上、テレワーク等の新たな勤務形態の実現等に資する新たなシステム導入を図ること。</p>	<p>応しつつ、各業務システム・情報開示のあり方の見直し・改善を行い、顧客ニーズの多様化へ対応した利便性の向上を図るため、必要なIT基盤の整備を計画的に進める。</p> <p>システムの整備及び管理にあたっては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、システムの適切な整備及び管理を行うとともに、システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。</p> <p>職員のワーク・ライフ・バランス推進、意思決定手続の迅速化など業務の効率化・生産性の向上、テレワーク等の勤務形態の実現に資する新たなシステム導入を図る。</p>	<p>月24日閣議決定)や「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)も踏まえ策定したDX推進方針に基づき、DXを推進する。</p> <p>情報セキュリティ対策の強化やIT技術の高度化にも対応しつつ、各業務システム・情報開示のあり方の見直し・改善を行い、顧客ニーズの多様化へ対応した利便性の向上を図るため、必要なIT基盤の整備を計画的に進める。</p> <p>システムの整備及び管理にあたっては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、システムの適切な整備及び管理を行うとともに、システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を進める。</p> <p>社会環境の変化を踏まえ、職員のワーク・ライフ・バランスの更なる推進、意思決定手続の迅速化など業務の効率化・生産性の向上、テレワーク等の勤務形態の実現に資する新たなシステムの導入やRPAの効果的な活用を推進する。</p> <p>BIMの活用を前提とした設計図書の作成等を試行的に実施し、効果的な活用方法等の検証を進める。</p>		<p>く、DX施策を主体的に推進する職員を「DXプロデューサー」として認定した。また現場発意による各部門のモデルケースにつながるDX施策を進めた。</p> <p>業務の電子化に係る施策として、以下のとおりシステム導入を図った。</p> <p>保全・点検管理システムを稼働させた。(令和4年6月)</p> <p>また、システムの整備及び管理にあたっては、「独立行政法人都市再生機構情報化等管理に関する達」を一部改正し、PMOの設置等の体制整備を開始した。加えてPMOの機能を満たすため、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(令和4年4月20日最終改定)に基づき手順書を作成した。</p> <p>業務の効率化・生産性の向上のため、令和3年度導入した動画配信機能を用いた研修・情報共有、Teamsのコミュニケーション機能の更なる利活用の促進を図った。また、RPAの効率的な導入・活用のためのガイドラインを策定するとともに、新規導入を進め、RPAの活用を推進した。</p> <p>また、顧客ニーズの多様化へ対応した利便性の向上を図るため、令和2年度に公表したウェブアクセシビリティ方針に基づく施策として、機構ホームページ全ページ検査によって検出された要改修箇所について対応を行った。</p> <p>新築分野については、「集合住宅設計BIMガイドライン」を令和5年3月に策定した。保全分野については、昨年度策定済みの「保全BIMガイドライン」の検証を実施し、業務実態に即したものとす</p>	<p>を推進し、機構内のDX推進をサポートするための環境を整備した。</p> <p>システム導入については、保全・点検管理システムを稼働させ(令和4年6月)、システムの整備及び管理にあたっては、「独立行政法人都市再生機構情報化等管理に関する達」を一部改正したことで、機構におけるPMO体制について明確化し、加えてPMOに係る手順書を作成したことにより、機構におけるPMOが担うべき役割を整理することができた。</p> <p>令和3年度に刷新した社内ネットワークシステムの導入に伴い、システム利便性が向上したため、今年度においては動画配信機能を用いた研修・情報共有やTeamsのコミュニケーション機能の更なる利活用の促進を図り、業務の効率化及び生産性の向上を実現した。</p> <p>機構ホームページについて、令和2年度に公表したウェブアクセシビリティ方針に沿って、誰もが支障なく利用できるようにするため、ウェブアクセシビリティの対応を行った。</p> <p>RPAの効率的な導入・活用のためのガイドラインの策定により、RPAの活用に向けた社内環境整備は概ね完了し、更なる新規RPAの導入を図った。</p> <p>集合住宅設計においてBIMを進めるため、「契約」・「実務」・「普及」に関する内容をまとめ、発注者及び設計者双方が活用出来る集合住宅設計BIMガイドラインを策定し、効果的な活用方法等の検証を進めた。</p>	
---	---	--	--	--	--	--

				るため、更新を行った。	以上により、量及び質ともに年度計画と同等の成果をあげた点を考慮し、B評定とする。	
--	--	--	--	-------------	--	--

4. その他参考情報

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 (2) 事業評価の実施 4 一般管理費、事業費の効率化		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費について、平成30年度と令和5年度を比較して3%以上に相当する額を削減 (計画値)	▲3%以上	—	—	—	—	—	▲3%以上	—
一般管理費について、平成30年度と令和5年度を比較して3%以上に相当する額を削減 (実績値)	—	—	▲3.87%	▲0.09%	+21.09%	+24.55%	—	—
達成率	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3. 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 機構が、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を進めるに当たっては、事業リスクの把握・管理及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。	3 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を推進する際には、事業リスクの的確な把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の通り事業着手の判断及び執行管理等を行う。 ① 新規事業着手に当たっては、機構が負うこととなる工事費、金利の変動等の事業リスクを十分踏まえて経営計画を策定し、事業着手の可否を判断する。 ② 事業着手後においても、定期的に、又は土地取得・工事着工等の重要な節目において、事業リスクの管理及び採算性の把握等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、その精度向上を図るため、適宜、事業リスクの管理手法の見直しを行う。	3 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を推進する際には、事業リスクの的確な把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の通り事業着手の判断及び執行管理等を行う。 ① 新規事業着手に当たっては、機構が負うこととなる工事費、金利の変動等の事業リスクを十分踏まえて経営計画を策定し、事業着手の可否を判断する。 ② 事業着手後においても、定期的に、又は土地取得・工事着工等の重要な節目において、事業リスクの管理及び採算性の把握等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、その精度向上を図るため、適宜、事業リスクの管理手法の見直しを行う。	<主な定量的な指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・事業リスクの把握・管理及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行っているか。 ・事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施しているか。	<主要な業務実績> ① 新規事業着手段階の14地区すべてについて、リスクの抽出とその軽減・分担方策を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定して、事業着手の可否の判断を行った。 ② 事業実施段階のすべての地区(令和4年4月1日時点:178地区)について、事業リスクの定期的管理を行い、これを踏まえ、64地区について事業の見直しを行った。事業リスク管理手法については、特段の問題はなく、適切に運用されていることから、見直しは行っていない。 事業評価実施規程等に基づき、新規採択時評価3件、再評価6件、事後評価1件を実施した。 再評価及び事後評価については、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の審議結果を踏まえ、機構の対応方針を決定した。 事業評価結果については、情報公開窓口、機構ホームページ掲載等により公表した。	<評定と根拠> II-3-(1)(2)、II-4 評定：B 新規事業着手段階の14地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、リスクの抽出・分析を行った上で、関係者との役割分担等のリスク軽減・分担方策を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定し、事業着手の可否について判断を適切に実施した。 また、事業実施段階の178地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、事業の進捗状況等を踏まえ、採算見通しやリスクの把握・分析を行った上で、定期的に事業の見直しの必要性を判断し、64地区で見直しを実施した。 事業評価実施規程等に基づき、新規採択時評価3件、再評価6件、事後評価1件を実施した。 うち、再評価及び事後評価については、事業評価監視委員会の審議を経て対応方針を決定した。 事業評価結果については、情報公開窓口、機構ホームページ掲載等により公表した。	評定：B <評定に至った理由> 機構は、①適切な事業リスクの管理等、②一般管理費及び事業費の効率化に当たって、以下の取組を実施した。 ①適切な事業リスクの管理等 ・事業リスクの抽出・分析を行い、リスク軽減・分担方策を検討した上で事業着手の可否についての判断を行うとともに、事業実施地区においても、進捗状況等を踏まえた適切な執行管理を行った。 ②一般管理費・事業費の効率化 ・事業費については、政策的意義が高い事業等に重点的に配分した。 ・入札契約方式の見直し、調達方法の最適化、工事発注の大括り化等によるコストや事務手続の軽減等により調達・コスト構造の改善に努めた。 これらを踏まえ、令和4年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし <その他事項> 評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・事業リスクの抽出・分析が基本であり、これに基づき計画を策定し第三者が改めて評価する仕組みが必要である。監視委員会の検証調書が公表されておりガバナンスが確保されていると評価できる。
(2) 事業評価の実施 事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施すること。	(2) 事業評価の実施 個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、機構独自の事業評価規程等に基づき、新規、事業中及び事後の各段階に応じて、評価対象となる事業毎に、事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行う。 また、再評価及び事後評価に当たっては、事業評価監視委	(2) 事業評価の実施 個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、機構独自の事業評価規程等に基づき、新規、事業中及び事後の各段階に応じて、評価対象となる事業毎に、事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行う。 また、再評価及び事後評価に当たっては、事業評価監視委				

	委員会の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直し、継続が適当でない場合の事業中止等の対応方針を定める。	員会の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直し、継続が適当でない場合の事業中止等の対応方針を定める。				・年度計画における所期の目標を達成していると認められる。
<p>4. 一般管理費、事業費の効率化</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減すること。</p> <p>事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進すること。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分すること。</p>	<p>4 一般管理費、事業費の効率化</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減する。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進する。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業において、多様な民間連携手法を活用し、事業特性やリスクに応じた適正な収益を確保することを前提に、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。</p>	<p>4 一般管理費、事業費の効率化</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）については、中期計画に掲げた目標の達成に向けた効率化に努める。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進する。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業において、多様な民間連携手法を活用し、事業特性やリスクに応じた適正な収益を確保することを前提に、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。</p>	<p><評価の視点></p> <p>・一般管理費・事業費の効率化について、適切な経費削減及びコスト削減等を行っているか。</p>	<p>一般管理費については、施設の整備等の一時的に増加する経費を除き、平成30年度同水準以下となるよう、第4期中期目標期間の目標達成に向け、効率化に努めた。</p> <p>また、事業費については、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分するとともに、調達・コスト最適化を目指し、コスト構造の改善をより一層推進するため、下記の施策を実施し、令和4年度1,195億円分の工事調達を行った。</p> <p>① 市場や調達環境の分析</p> <p>市場動向調査による適正コストの把握や契約実績の分析による調達の現状把握を行い、調達・コスト最適化に係る施策を評価するとともに、工事費の将来予測について全社的に発信した。</p> <p>② 入札契約方式の見直し・新たな制度の導入・調達方法の最適化</p> <p>入札不調・不落を回避し、適正なコストでの工事等調達を行うため、難度の高い工事への技術提案・交渉方式の試行導入促進を継続した。</p> <p>最適な施工計画や発注規模を判断し、円滑な工事調達を行うため、建設事業者に対して公正にヒアリングを行うためのガイドラインを策定し、活用した。</p> <p>品確法に基づく発注平準化や応札勸奨に資する施策の一環と</p>	<p>一般管理費については、施設の整備等の一時的に増加する経費を除き、平成30年度同水準以下となるよう、第4期中期目標期間の目標達成に向けた効率化に努めた。</p> <p>また、事業費については、市場動向調査や調達環境の分析のほか、働き方改革等社会情勢の変化を踏まえ、入札契約方式の見直し、新たな制度の導入に係る施策としては、技術提案・交渉方式の試行導入継続や事業者に対するヒアリングガイドラインの策定・活用、中長期的工事見通し公表の試行等、発注の効率化に係る施策としては、保全工事発注における公募資料の自動作成プログラム試行導入等、機構職員及び事業者の事務手続軽減を図り、調達・コスト構造の改善に資する施策を推進した。</p> <p>以上により、量及び質ともに年度計画と同等の成果をあげた点を考慮し、B評定とする。</p>	

				<p>して、従来の工事発注見通し公表（当年度・翌年度）に加え、工事の中長期的な見通し公表を試行した。</p> <p>③ 発注の効率化等</p> <p>機構職員の事務手続きを軽減するため、保全工事発注における公募資料等の自動作成プログラムを試行導入した。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
無し						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 5 入札及び契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>5. 入札及び契約の適正化の推進</p> <p>機構は国の財政支出や財政投融資を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること。</p> <p>また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。</p>	<p>5 入札及び契約の適正化の推進</p> <p>入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為排除の徹底及び調達合理化等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、引き続き研修等を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施する。これらについては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づいた「調達等合理化計画」において適切に反映し、毎年度当該計画の策定及び公表を行う。更に、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。</p> <p>また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。</p>	<p>5 入札及び契約の適正化の推進</p> <p>入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為排除の徹底及び調達合理化等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、引き続き研修等を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施する。また、働き方改革を推進する観点から入札及び契約手続の改善を進める。これらについては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づいた「調達等合理化計画」において適切に反映し、当該計画の策定及び公表を行う。更に、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。</p> <p>また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・「調達等合理化計画」を着実に実施するとともに、法令順守及び契約の適正性を確保するための取組を実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1 入札談合等関与行為を確実に防止するための活動</p> <p>・公正取引委員会から講師を招聘した談合防止研修を実施した。</p> <p>・各種研修やeラーニングを活用し「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行った。</p> <p>2 「調達等合理化計画」の着実な実施</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、「令和4年度調達等合理化計画」を策定、公表の上、計画に定めた発注の効率化に係る施策や調達コストの最適化及び競争性の確保等に係る施策、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。特に、働き方改革を推進する観点から令和2年度に策定した「コロナ時代の働き方改革と適切な発注・契約を両立させる業務改善プラン」に掲げた電子契約の試行導入等の施策を推進し、機構及び事業者双方の事務負担の軽減と手続期間の短縮を図った。</p> <p>また、本計画の実施状況については、年度終了後に自己評価に当たって、監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において自己評価の点検を実施し、併せてその結果について公表を行った。</p> <p>3 入札及び契約の適正な実施</p> <p>監事の監査によるチェックを</p>	<p><評定と根拠> II-5</p> <p>評定：B</p> <p>談合防止研修の継続実施及び「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行い、入札談合等関与行為の確実な防止を図った。</p> <p>「令和4年度調達等合理化計画」については、本計画で定めた、発注の効率化に係る施策や調達コストの最適化及び競争性の確保等に係る施策、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。特に、働き方改革を推進する観点から令和2年度に策定した「コロナ時代の働き方改革と適切な発注・契約を両立させる業務改善プラン」に掲げた電子契約の試行導入等の施策を推進し、機構及び事業者双方の事務負担の軽減と手続期間の短縮を図った。</p> <p>また、本計画の策定及び自己評価に当たっては、監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において点検を実施した。</p> <p>入札及び契約の適正な実施について監事の監査によるチェックを受けた。</p> <p>以上により、量及び質ともに年度計画と同等の成果をあげた点を考慮し、B評定とする。</p>	<p>評定：B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>機構は、入札及び契約の適正化の推進に当たって、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・談合防止研修やeラーニングを活用した「発注者綱紀保持規程」の周知徹底により入札談合等関与の防止に努めた。 ・発注・契約業務に係る事務負担軽減や効率化を目指して令和2年度に策定した「コロナ時代の働き方改革と適切な発注・契約を両立させる業務改善プラン」に掲げた電子契約の試行導入等の施策を推進した。 <p>これらを踏まえ、令和4年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p> <p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透明性の確保が基本であり、契約監視委員会の検証によりガバナンスが確保されていると評価できる。 ・年度計画における所期の目標を達成していると認められる。

				受けた。		
--	--	--	--	------	--	--

4. その他参考情報

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 財務体質の強化 2 予算 3 収支計画 4 資金計画		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	重要度：「高」 独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえて策定された経営改善計画に基づき、機構が持続的な経営をしていく上で、有利子負債の削減が不可欠であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
令和5年度末有利子負債 残高を平成25年度末比 で2兆円削減（計画値）	2兆円	—	812億円	1,081億円	1,215億円	508億円	—	—
令和5年度末有利子負債 残高を平成25年度末比 で2兆円削減（実績値）	—	—	1,762億円	2,822億円	2,731億円	2,218億円	—	—
達成率	—	—	217%	261%	225%	437%	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>V 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1. 財務体質の強化</p> <p>将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、キャッシュフローの最大化を図り、稼得したキャッシュフローにより、令和5年度末有利子負債残高を平成25年度末比で2兆円削減するとともに、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図ること。</p>	<p>III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 財務体質の強化</p> <p>将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、以下の方策を着実に実行する。</p> <p>賃貸住宅事業における家賃収入や都市再生事業における譲渡収入の最大化及び全社的なコスト削減により、キャッシュフローの最大化を図る。</p> <p>稼得したキャッシュフローにより、令和5年度末有利子負債残高を平成25年度末比で2兆円削減するとともに、都市再生事業における新規地区の立ち上げ促進や、賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化の加速など、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図る。</p>	<p>III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 財務体質の強化</p> <p>将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、以下の方策を着実に実行する。</p> <p>賃貸住宅事業における家賃収入や都市再生事業における譲渡収入の最大化及び全社的なコスト削減により、キャッシュフローの最大化を図る。</p> <p>令和2年度末時点において、中期目標に定められている「有利子負債残高2兆円削減」を前倒しで達成。引き続き、稼得したキャッシュフローにより、令和4年度末有利子負債残高を令和3年度末比で508億円削減するとともに、都市再生事業における新規地区の立ち上げ促進や、賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化の加速など、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図る。</p> <p>資金調達に当たっては、金融情勢を踏まえ、超長期資金を中心とした借入や債券発行を行うことにより将来の金利上昇リスクの回避を図りつつ、調達コストの抑制に努める。</p> <p>また、一層のIR活動と、ステークホルダーとの長期的な経営課題やSDGsの推進等についての「相互理解のた</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末有利子負債残高を平成25年度末比で2兆円削減 年度計画508億円を削減 <p><その他の指標></p> <p>－</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 財務体質の強化に当たって、将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、有利子負債残高の削減や戦略的な投資を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 年度計画2,218億円を削減 <p>令和4年度においては、不動産市況について、新型コロナウイルス感染症の影響による先行き不透明感がある中、各事業部門の営業努力の結果、家賃収入・敷地譲渡収入等のキャッシュフローを着実に確保し、業務活動等による収入は8,953億円と、年度計画の7,775億円に対して1,178億円増加した。</p> <p>これにより有利子負債は、年度計画（508億円）を上回る2,218億円を削減した。令和4年度末の有利子負債残高は9兆7,726億円となり、平成25年度末からは約2.6兆円を削減、機構設立時から約6.5兆円を削減した。</p> <p>また、有利子負債の削減を前提としつつ、持続的な経営基盤の確立を図るため、都市再生事業における新規地区の立ち上げや賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化を推進した。</p> <p>その結果、都市再生事業においては、令和4年度に新規の投資計画を決定した地区は、「虎ノ門一丁目中央地区（東京都港区）」等4地区となっている。賃貸住宅事業においては、令和4年度中に3,851戸のストックを削減するとともに、建替住宅561戸、リノベーション住宅8,747戸を供給する</p>	<p><評定と根拠>III-1、2、3、4</p> <p>評定：A</p> <p>有利子負債については、各事業部門における営業努力による業務収入等の確保、効率的な資金調達及び資金の活用により、年度計画（508億円）を大幅に上回る2,218億円（達成率437%）の削減を達成した。</p> <p>令和4年度末の有利子負債残高は9兆7,726億円となり、平成25年度末からは約2.6兆円を削減、機構設立時から約6.5兆円を削減した。</p> <p>なお、純利益については、82億円を確保した。</p> <p>資金調達においては、ESG債として国内最長年限である50年債について本邦初の2四半期連続で起債するなど、低利固定化等により将来の金利上昇リスクの回避を図りつつ、引き続き歴史的な金融緩和と環境継続のもとで調達コストを抑制した。</p> <p>また、機構が行う社会的・環境的便益事業活動の広報に繋がるサステナビリティボンドの新たな第三者認証取得（令和5年3月）及び積極的なIR活動を通じて、機構の更なるプレゼンス向上を図るとともに、機構事業への賛同の獲得及び投資家層の拡大を実現した。</p> <p>以上により、令和4年度における所期の目標を達成しており、経営の最重要課題として位置付け</p>	<p>評定：A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>年度計画で定めた定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有利子負債残高の削減（平成25年度末比）について、各事業部門の営業努力による家賃収入や敷地譲渡収入等のキャッシュフローの確保、効率的な資金調達及び資金の活用により、年度計画の目標「508億円」に対し、実績値「2,218億円（達成率437%）」であった。 <p>また、純利益も82億円確保した。</p> <p>資金調達においては、ESG債として国内最長年限である50年債について、本邦初の2四半期連続で起債するなど、低利固定化等により将来の金利上昇リスクの回避を図りつつ、金融緩和と政策の継続による低金利環境の下で調達コストを抑制した。</p> <p>これらを踏まえ、機構の活動により、令和4年度における所期の目標を上回っていること、将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するための優れた取組を実施したことを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p> <p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者5名全員が「A」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有利子負債の削減による財務体質の強化と事業の効率化による業務純益の確保は基本的

		めの深度ある対話」(エンゲージメント)を行うことにより、機構のソーシャル・ファイナンスに対する広い賛同の獲得と投資家層の拡大を図る。		<p>など、資産の良質化を積極的に推進した。</p> <p>なお、純利益については 82 億円を確保した。</p> <p>引き続き、金融情勢を踏まえ、財政融資資金・債券での超長期資金による資金調達を行い、低利固定化等により将来の金利上昇リスクの回避を図りつつ、歴史的な金融緩和環境継続のもとで調達コストの抑制に努めた。</p> <p>また、積極的な IR 活動によりソーシャル・ボンドへの投資表明を新たに 18 件獲得（令和 4 年度末時点累計では 155 件へと増加）し、加えて、機構が行う社会的・環境的便益事業活動の広報に繋がるサステナビリティボンドの第三者認証取得（令和 5 年 3 月）を行うことで、機構の更なるプレゼンス向上を図るとともに、機構事業への賛同の獲得及び投資家層の拡大を実現した。</p>	<p>られている財務内容の改善が大きく前進し、年度計画を上回る成果をあげた点を考慮し、A 評定とする。</p>	<p>な課題であり、適切に推進されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務体質の強化に関しては、令和 4 年度有利子負債残高については、年度計画 508 億円を大幅に上回る 2,218 億円の削減を達成しており、その達成率は 437%にもなるとのことなので、文句のない A 評定と史料する。 引き続き有利子負債の削減に努力されたい。
	2 予算 別表 1 のとおり。	2 予算 別表 1 のとおり。				
	3 収支計画 別表 2 のとおり。	3 収支計画 別表 2 のとおり。				
	4 資金計画 別表 3 のとおり。	4 資金計画 別表 3 のとおり。				

4. その他参考情報
無し

業務実績等報告書様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

別表 1 (予算)

[総表]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	22,282	21,419	△863	
資本収入	0	0	0	
借入金及び債券収入	642,656	468,256	△174,400	
業務収入	734,070	842,886	108,815	
受託収入	14,139	9,087	△5,052	
業務外収入	6,983	55,552	48,569	
計	1,420,130	1,397,200	△22,930	
支 出				
業務経費	582,382	562,437	△19,945	
受託経費	12,832	6,964	△5,868	
借入金等償還	693,982	690,649	△3,333	
支払利息	78,036	67,046	△10,990	
一般管理費	47,886	45,523	△2,363	
人件費	35,367	33,447	△1,920	
その他一般管理費	12,519	12,076	△443	
業務外支出	5,760	51,745	45,984	
計	1,420,879	1,424,365	3,486	

[都市再生勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	22,282	21,419	△863	
資本収入	0	0	0	
借入金及び債券収入	632,656	468,256	△164,400	①
業務収入	700,755	749,540	48,784	②
受託収入	14,139	9,087	△5,052	
業務外収入	6,816	55,395	48,579	③
計	1,376,648	1,303,697	△72,951	
支 出				
業務経費	573,292	545,564	△27,728	
受託経費	12,832	6,964	△5,868	
借入金等償還	660,087	656,754	△3,333	
支払利息	75,137	64,235	△10,902	
一般管理費	45,921	43,555	△2,366	
人件費	33,874	31,887	△1,987	
その他一般管理費	12,047	11,668	△379	
業務外支出	5,632	6,636	1,004	
計	1,372,901	1,323,709	△49,192	

[宅地造成等経過勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	0	0	0	
借入金及び債券収入	10,000	0	△10,000	①
業務収入	33,315	93,346	60,031	②
受託収入	0	0	0	
業務外収入	167	157	△10	
計	43,482	93,503	50,021	
支 出				
業務経費	9,090	16,873	7,783	
受託経費	0	0	0	
借入金等償還	33,895	33,895	0	
支払利息	2,900	2,811	△89	
一般管理費	1,965	1,968	3	
人件費	1,492	1,560	67	
その他一般管理費	472	408	△64	
業務外支出	129	45,109	44,980	③
計	47,978	100,656	52,678	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

①・・・財政融資資金借入金の減。

②・・・土地譲渡収入の増。

③・・・宅地造成等経過勘定からの債券移管による増

①・・・公募債発行額の減。

②・・・土地譲渡収入の増。

③・・・都市再生勘定への債券移管による増。

別表 2 (収支計画)

[総表]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
費用の部	723,459	810,075	86,616	
經常経費	593,208	609,484	16,277	
業務費	558,721	579,502	20,781	
受託費	14,139	8,177	△ 5,961	
一般管理費	20,348	21,805	1,457	
財務費用	83,888	65,694	△ 18,194	
たな卸資産評価損	0	866	866	
臨時損失	46,363	134,030	87,667	
収益の部	732,475	818,325	85,850	
經常収益	728,710	813,362	84,652	
業務収入	690,947	779,097	88,150	
受託収入	14,139	8,296	△ 5,843	
補助金等収益	23,519	25,127	1,608	
雑益	106	843	737	
財務収益	3,566	3,885	319	
臨時収益	198	1,078	879	
純利益	9,016	8,251	△766	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益	9,016	8,251	△766	

[都市再生勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
費用の部	700,049	737,421	37,372	
經常経費	572,753	558,517	△ 14,236	
業務費	538,922	529,142	△ 9,780	
受託費	14,139	8,177	△ 5,962	
一般管理費	19,692	21,198	1,506	
財務費用	80,932	62,972	△ 17,960	①
たな卸資産評価損	0	863	863	
臨時損失	46,363	115,070	68,707	②
収益の部	705,353	734,147	28,794	
經常収益	703,631	731,229	27,598	
業務収入	665,876	696,982	31,106	③
受託収入	14,139	8,296	△ 5,843	
補助金等収益	23,519	25,127	1,608	
雑益	97	824	727	
財務収益	1,622	2,190	568	
臨時収益	100	727	627	
純利益	5,304	△3,274	△8,578	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益	5,304	△3,274	△8,578	

[宅地造成等経過勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
費用の部	23,410	72,654	49,244	
經常経費	20,455	50,967	30,513	
業務費	19,799	50,361	30,562	①
受託費	0	0	0	
一般管理費	656	607	△49	
財務費用	2,955	2,723	△ 233	
たな卸資産評価損	0	4	4	
臨時損失	0	18,960	18,960	②
収益の部	27,122	84,178	57,056	
經常収益	25,080	82,133	57,053	
業務収入	25,071	82,115	57,044	③
受託収入	0	0	0	
補助金等収益	0	0	0	
雑益	9	18	10	
財務収益	1,944	1,695	△249	
臨時収益	98	350	252	
純利益	3,712	11,525	7,812	
目的積立金取崩額	—	—	—	
総利益	3,712	11,525	7,812	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

勘定間繰入を含んでいない。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

- ① …… 支払利息の減
 ② …… 固定資産の減損損失による増。
 ③ …… 土地譲渡収入の増。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

- ① …… 土地譲渡原価の増。
 ② …… 固定資産の減損損失による増。
 ③ …… 土地譲渡収入の増。

別表3 (資金計画)

[総表]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出				
建設費支出	74,326	64,976	△9,350	
管理費支出	455,829	352,266	△103,563	
受託業務費支出	12,832	5,987	△6,845	
その他支出	83,425	74,882	△8,543	
投資活動による支出				
建設費支出	84,606	135,769	51,163	
その他支出	13,213	39,400	26,188	
財務活動による支出				
長期借入金の返済による支出	653,982	650,649	△3,333	
債券の償還による支出	40,000	40,000	0	
その他支出	2,665	4,697	2,031	
次年度への繰越金	58,636	83,787	25,151	
資金収入				
業務活動による収入	764,419	870,026	105,607	
投資活動による収入	13,054	25,289	12,234	
財務活動による収入	642,656	468,256	△174,400	
前年度(前期)よりの繰越金	59,385	88,845	29,460	

[都市再生勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出				
建設費支出	72,980	64,845	△8,135	
管理費支出	446,485	345,184	△101,301	①
受託業務費支出	12,832	5,987	△6,845	
その他支出	80,397	72,107	△8,291	
投資活動による支出				
建設費支出	84,606	135,754	51,149	②
その他支出	12,850	27,606	14,756	
財務活動による支出				
長期借入金の返済による支出	640,087	636,754	△3,333	
債券の償還による支出	20,000	20,000	0	
その他支出	2,665	4,697	2,031	
次年度への繰越金	55,160	44,293	△10,867	
資金収入				
業務活動による収入	731,265	777,588	46,323	
投資活動による収入	12,727	14,258	1,531	
財務活動による収入	632,656	513,256	△119,400	③
前年度(前期)よりの繰越金	51,413	52,126	713	

[宅地造成等経過勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出				
建設費支出	1,346	131	△1,215	
管理費支出	9,345	7,082	△2,262	
受託業務費支出	0	0	0	
その他支出	3,028	2,917	△111	
投資活動による支出				
建設費支出	0	15	15	
その他支出	363	11,794	11,431	①
財務活動による支出				
長期借入金の返済による支出	13,895	13,895	0	
債券の償還による支出	20,000	20,000	0	
その他支出	0	45,000	45,000	②
次年度への繰越金	3,476	39,494	36,018	
資金収入				
業務活動による収入	33,155	92,580	59,425	③
投資活動による収入	328	11,031	10,703	
財務活動による収入	10,000	0	△10,000	
前年度(前期)よりの繰越金	7,972	36,719	28,747	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

- ①・・・修繕費の減。
 ②・・・修繕費の増。
 ③・・・財政融資資金借入金の減。

- ①・・・保証金返還の増。
 ②・・・都市再生勘定への債券移管による増。
 ③・・・土地譲渡収入の増。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	IV 短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額:3,800億円 想定される理由:予見しがたい事由による一時的な資金の不足に対応する。	IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額:3,800億円 想定される理由:予見しがたい事由による一時的な資金の不足に対応する。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> —	<主要な業務実績> 令和4年度における短期借入金の実績は無い。	<評定と根拠> 評定:—	

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> —	<主要な業務実績> —	<評定と根拠> 評定：—	

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VI	VI 剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> —	<主要な業務実績> —	<評定と根拠> 評定：—	

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1	VII その他業務運営に関する重要な事項 1 施設及び設備に関する計画 2 中期目標の期間を超える債務負担 3 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項（附則第 12 条第 7 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	VII その他業務運営に関する重要な事項 1 施設及び設備に関する計画 該当なし。 2 中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。 3 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項（附則第 12 条第 7 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 11 条に規定する業務に係る借入金の金利変動リスクへの対応に充てるものとする。	VII その他業務運営に関する重要な事項 1 施設及び設備に関する計画 該当なし。 2 中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。 3 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項（附則第 12 条第 7 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 11 条に規定する業務に係る借入金の金利変動リスクへの対応に充てるものとする。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> —	<主要な業務実績> 該当なし。	<評定と根拠> 評定：—	

4. その他参考情報

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-2	VII その他業務運営に関する重要な事項		
	4 内部統制の適切な運用 5 業務運営の透明性の確保等 (1) 業務運営の透明性の確保 (2) 情報セキュリティの確保 (3) 個人情報の保護 6 人事に関する計画 (1) 方針 (2) 人材育成 (3) 人件費管理の適正化 (4) ダイバーシティの推進		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
VI その他業務運営に関する重要な事項 1. 内部統制の適切な運用 コンプライアンスの徹底や内部監査の質の向上を図るとともに、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制の一層の充実・強化を図ること。	4 内部統制の適切な運用 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知）を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。 コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更	4 内部統制の適切な運用 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知）を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制会議等において、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。 また、業務実施の障害となる要因として識別したリスク	<主な定量的な指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・内部統制の仕組みが有効に機能するよう、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行ったか。 ・国民が利用しやすい形での情報提供、適切な情報セキュリティ対策の推進、個人情報保護に関する適切な管理の徹底等により、業務	<主要な業務実績> 業務方法書の規定に基づき整備した内部統制の推進に関する規程等により、以下のとおり実施した。 ・機構の重要な意思決定については、全役員で構成される理事会で審議を行った。 ・「内部統制会議」を新たに開催し、役員間で一元的に内部統制に関する議論を行った。 ・業務の適正確保を目的としたモニタリングを実施した。 ・「内部統制の推進に関する実施方針」に基づき、職員の意識向上及び普及啓発等を実施した。	<評定と根拠>VII-4、5-(1)(2)(3)、6-(1)(2)(3)(4) 評定：B 業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、モニタリングを通しての実態の検証・確認、必要な見直し等を行うことにより、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保した。 コンプライアンス研修等を実施することにより、コンプライアンスに係る役職員の意識向上及び周知徹底等を図った。	評定：B <評定に至った理由> 機構は、①内部統制の適切な運用、②業務運営の透明性の確保等、③人事に関する計画について、以下の取組を実施した。 ①内部統制の適切な運用 ・イントラネットを活用したコンプライアンス研修の実施等により職員の意識向上及び啓発を行い、内部統制の一層の充実・強化に努めた。 ②業務運営の透明性の確保等 ・財務情報や業務の実施状況をホームページに掲載したほか、本社、本部等で一般の閲覧に供し、国民が利用しやすい形で情報が手に入

	<p>なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p>	<p>に適切に対応するため、機構内におけるリスクコミュニケーションの活性化等により、リスク管理の実効性向上を図る。</p> <p>コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p>	<p>運営に関する透明性の確保等が図られているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス実践状況の確認等を実施した。 ・コンプライアンス研修について、職員が3年に1度は受講する方針に基づき、受講履歴を管理の上、実施した。 ・コンプライアンス講演会について、内部通報制度に知見を有する弁護士を講師に招き開催した。 ・イントラネットを活用した研修を実施した。 		<p>る環境を用意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役職員の情報セキュリティリテラシー維持・向上に向けた研修等に加え、訓練や自己点検等を実施した。 <p>③人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業における必要性を踏まえ人員配置を行った。 ・中期計画等で定める人材育成の方針を踏まえ、機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるために、外部研修期間が提供している公開型研修プログラムの活用や、国、地方公共団体、その他独立行政法人等外部組織への出向・派遣を行った。 ・女性の活躍推進に向け、管理職等の増加や採用拡大に努めた結果、令和4年度末時点における女性管理職が65名となり、昨年度から6名増加した。 ・障害者雇用に関しても積極的な採用と定着に努め、法定雇用率を上回る2.79%の雇用率となった。 <p>これらを踏まえ、令和4年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項> 評定について、外部有識者5名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の確保とガバナンスの維持は車の両輪であり、ともに達成されなければならない。また、これらを効率的に推進する必要がある。役員の意識向上が基本であり、内部統制会議は有効と料する。 ・年度計画における所期の目標を達成していると認められる。 ・ダイバーシティの推進に関して、住宅を扱う
<p>2. 業務運営の透明性の確保等</p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図るため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、財務情報、業務の実施状況等について積極的に情報公開を行うこと。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。</p> <p>さらに、機構が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な対応を行うこと。</p>	<p>5 業務運営の透明性の確保等</p> <p>(1) 業務運営の透明性の確保</p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するなど、国民が利用しやすい形で情報提供する。</p> <p>(2) 情報セキュリティの確保</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に</p>	<p>5 業務運営の透明性の確保等</p> <p>(1) 業務運営の透明性の確保</p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するとともに、事業報告書等の各種報告書の内容を充実させるなど、より国民が利用しやすい形で情報提供する。</p> <p>(2) 情報セキュリティの確保</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、増加が予想される外部からの</p>	<p>運営に関する透明性の確保等が図られているか。</p>	<p>財務情報や業務の実施状況について、事業報告書等にて機構ホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供した。</p> <p>機構ホームページの適切な管理に加え、掲載コンテンツについては、適切なタイミングで更新し、鮮度の高い情報を積極的に発信し、国民にタイムリーかつ分かりやすい情報提供に努めた。</p> <p>内閣サイバーセキュリティセンターによるサイバーセキュリティ協議会との連携により、国及び関係機関との脅威情報の共有を進めるとともに、外部からの不正アクセスに対するセキュリティ対策として、外部専門機関による脆弱性検査やペネトレーションテストを継続して適切に推進した。</p> <p>また、役職員等に対する情報セキュリティリテラシーの維持・向上については、階層別研修（新規採用職員・新任管理職・新任3～</p>	<p>財務情報や業務の実施状況について、事業報告書等にて機構ホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供し、利用者が最新の情報を利用しやすい形で提供したことにより、透明性の向上に寄与した。</p> <p>国及び関係機関と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセスに対して外部専門機関による脆弱性検査やペネトレーションテストを実施し、適切なセキュリティ対策を継続して推進した。</p> <p>また、階層別研修等に加え、標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ対策の自己点検等を適切に実施するとともに、毎月役職員等に対し、情報セキュリティ通信の発信を行い、情報セキュリティに係る啓発を行うことで、役職員等の情報セキュリティリテラシ</p>	<p>財務情報や業務の実施状況について、事業報告書等にて機構ホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供し、利用者が最新の情報を利用しやすい形で提供したことにより、透明性の向上に寄与した。</p> <p>国及び関係機関と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセスに対して外部専門機関による脆弱性検査やペネトレーションテストを実施し、適切なセキュリティ対策を継続して推進した。</p> <p>また、階層別研修等に加え、標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ対策の自己点検等を適切に実施するとともに、毎月役職員等に対し、情報セキュリティ通信の発信を行い、情報セキュリティに係る啓発を行うことで、役職員等の情報セキュリティリテラシ</p>

	<p>対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。</p> <p>さらに、役職員に対する研修を毎年実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。</p>	<p>不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。</p> <p>さらに、役職員に対する研修を実施し、情報セキュリティリテラシーの更なる維持・向上を図る。</p>		<p>5級職員に対する研修)及び中途採用職員研修、全役職員向け研修、IT担当者向け研修等に加え、標的型攻撃メール訓練や情報セキュリティ対策の自己点検等を実施した。</p> <p>更に、毎月役職員等に対し、情報セキュリティ通信を発信し、情報セキュリティに係る啓発を行った。</p>	<p>一の維持・向上を図った。</p>	<p>機構において女性人材の活用は重要である。活躍の場を充実されたい。</p>
	<p>(3) 個人情報の保護</p> <p>個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を毎年度実施し、適切な管理の徹底を図る。</p>	<p>(3) 個人情報の保護</p> <p>個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を実施し、適切な管理の徹底を図る。</p>		<p>個人情報の保護について、法令に基づき適切な対応を行うとともに、イントラネットを活用した研修に加え、職員が3年に1度は受講する方針に基づき研修を実施するなど、適切な管理の徹底を図った。</p>	<p>個人情報の保護について、法令に基づく適切な対応や各種研修を実施し、適切な管理の徹底を図った。</p>	
<p>3. 人事に関する計画</p> <p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努めること。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行うこと。</p> <p>また、社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に</p>	<p>6 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。</p> <p>(2) 人材育成</p> <p>社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させ</p>	<p>6 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。</p> <p>(2) 人材育成</p> <p>社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させ</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の的確な推進に必要な人員を確保し、人員の適正な配置により業務運営の効率化を図っているか。 ・社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力の承継を行っているか。 ・給与水準について、事務・事業の特性等を踏まえた水準とするとともに、職員の士気や業績の向上に資するような業績を反映した給与のあり方について検討を行っているか。 ・多様化する社会ニーズに対応し、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境 	<p>人員数については、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援業務の進捗状況及び各事業における必要性を踏まえ、業務上、経営上の目標達成のために必要な人員を適正な規模で配置した。</p> <p>機構の第4期中期目標期間に定める人材育成の方針を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力等機構の業務に求められる能</p>	<p>人員数については、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置し、業務運営の効率化に寄与した。</p> <p>人材育成については、コロナ禍にあってもオンライン化を積極的に進めること等により職員の感染予防に留意しつつ、管理職層</p>	

<p>求められる能力・専門性を向上させることや、都市再生、賃貸住宅に係る業務、東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継することに加え、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流等による人材育成を実施すること。</p> <p>人件費管理について、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、業務の特性等を踏まえた給与水準に留意するとともに、機構の業務実績等の給与への適切な反映など、給与体系の適切な運用を行う。</p> <p>多様化する社会ニーズに対応するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上に取り組むとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備するなど働き方改革に取り組むこと。</p>	<p>るため、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継する。さらに、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流、外部機関主催の研修への派遣等による人材育成を実施する。</p> <p>（３）人件費管理の適正化</p> <p>独立行政法人改革等に関する基本的な方針及び独立行政法人通則法第 50 条の 10 の規定の趣旨を踏まえ、給与について、その水準が事務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人業績の反映強化を行うとともに、法人の業績を反映した給与のあり方について検討を行い、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。</p> <p>（４）ダイバーシティの推進</p> <p>多様化する社会ニーズに対応し、働き方改革を推進するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整</p>	<p>るため、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継する。さらに、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、デジタル人材を含め高度な専門性を有する人材の確保・育成及び国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流、外部機関主催の研修への派遣等による人材育成を実施する。</p> <p>（３）人件費管理の適正化</p> <p>独立行政法人改革等に関する基本的な方針及び独立行政法人通則法第 50 条の 10 の規定の趣旨を踏まえ、給与について、その水準が事務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人業績の反映強化を行うとともに、令和元年度に導入した業績連動型賞与制度を適切に活用することで、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。</p> <p>（４）ダイバーシティの推進</p> <p>多様化する社会ニーズに対応し、働き方改革を推進するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整</p>	<p>整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備したか。</p>	<p>力・専門性の向上を目的として、令和 4 年度において、211 件、延べ 11,649 人に研修を実施した。これらの研修の約 6 割は、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、オンライン形式や録画配信形式、TV 会議システム等を変えて実施した。</p> <p>管理職を対象に、部下職員をマネジメントする能力を向上させることを目的として、令和 3 年度に引き続き部下職員マネジメント研修及びテレワーク時におけるマネジメント研修を実施した。</p> <p>また、外部研修機関が提供している公開型研修プログラムから、職員が希望する講座（数時間～1 日）を受講できる仕組みを引き続き活用するとともに、管理職層向けの自己啓発メニューの一部を若手職員も対象とするなどの拡充を図った。</p> <p>さらに、DX 推進に寄与するデジタルリテラシー向上のため、関連資格取得の奨励・支援を実施した。</p> <p>技術力の承継に関しては、技術系職員に対して「研修シラバス」に基づき、これまで蓄積してきた技術力を着実に承継できるよう、また、総合力と専門力の知識をバランスよく、体系的に習得できるよう努めた。</p> <p>さらには、政策課題を的確に捉え、課題解決に必要な情報や知見を得ることができるよう、国や地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織への出向・派遣を引き続き実施した。</p> <p>特別手当について、法人の業務実績が一定の要件を満たす場合に、</p>	<p>のマネジメント力強化の研修等必要な研修を実施することにより、質・量ともにコロナ禍前の水準の維持に努めた。</p> <p>自己啓発支援については、社外での学びも積極的に推進することで、職員の自己啓発への意識を高めた。</p> <p>人件費管理の適正化については、法人の業績を特別手当に反映させる仕組みを適切に活用することにより、職員の意欲向上とともに優秀な人材の確保と定着に寄与した。</p> <p>女性の活躍推進については、「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」における女性管理職等の人数目標</p>
--	--	---	--	--	---

	<p>備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備する。</p>	<p>備、育児や介護と両立しながら働き続けることのできる環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、時間と場所に捉われない多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する電子機器等の導入・活用及び職場環境の整備を進める。</p>		<p>当該実績を手当に反映させることのできる仕組みを適切に活用した。</p> <p>女性の活躍推進については、平成31年に策定した「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」(平成31年4月1日～令和6年3月31日)における目標(女性の管理職等の人数(平成30年度末39人)を期間内に倍増させる)達成に向け、令和4年度末時点で女性管理職等の人数を65人とするとともに、引き続き女性の採用拡大に努めた。</p> <p>また、働き方改革の一環として進めている働く時間と場所の柔軟化については、テレワーク時におけるコミュニケーション等に関する各種研修及び啓蒙を実施することにより、これまでに整備してきた制度・ツールの定着化を図った。</p> <p>障がい者雇用についても、積極的な採用と定着を図った。</p>	<p>達成に向け、令和4年度末時点で女性管理職等の人数を更に増加させるとともに、引き続き女性の採用拡大に努めた。</p> <p>また、働く時間と場所の柔軟化については、左記の措置を講じることによりワーク・ライフ・バランスの推進に寄与するとともに、コロナ禍における職員の感染予防と業務継続との両立に寄与した。</p> <p>障がい者雇用についても、積極的な採用と定着を図った結果、2.79%(令和4年6月1日時点)の雇用率となり、法定雇用率を達成した。</p> <p>以上により、量及び質ともに年度計画と同等の成果をあげた点を考慮し、B評定とする。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-3	VII その他業務運営に関する重要な事項 7 保有資産の適切な管理・運用 8 環境及び都市景観への配慮 (1) 地球温暖化対策の推進 (2) 建設副産物のリサイクルの推進 (3) 環境物品等の調達 (4) 都市の自然環境の保全・創出 (5) 良好な都市景観の形成 9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元 (1) 研究開発の実施 (2) 成果の社会還元	-	関連する政策評価・行政事業レビュー
当該項目の重要度、難易度（困難度）	-	-	-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
4. 保有資産の適切な管理・運用 機構が保有する賃貸宅地等の資産について、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や持続的な経営の確保の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行うこと。	7 保有資産の適切な管理・運用 機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。	7 保有資産の適切な管理・運用 機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。	<主な定量的な指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、機構が保有する資産の適切な管理・運用を行ったか。 ・環境への負荷の低減に配慮しつつ、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全	<主要な業務実績> 市街地整備特別業務に係る「賃貸宅地資産の管理・運用方針」(令和元年8月策定)に基づき、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応及び経営管理等の観点を踏まえ、金利上昇や地価下落に伴うリスクに備え資産圧縮を行うなど、適切に管理・運用を行った。	<評定と根拠>VII-7、8-(1)(2)(3)(4)(5)、9-(1)(2) 評定：B 機構が保有する資産については、適切に管理・運用を行った。	評定：B <評定に至った理由> 機構は、①保有資産の適切な管理・運用、②環境及び都市景観への配慮、③国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元 に当たって、以下の取組を実施した。 ①保有資産の適切な管理・運用 ・賃貸宅地資産について、金利上昇や地価下落に伴うリスクに備えた資産圧縮を行い、適切に管理・運用を行った。 ②環境及び都市景観への配慮 ・UR賃貸住宅の共用部において、照明器具を省エネ性能の高いものに改修したことなどにより、平成25年度を基準として二酸化炭
5. 環境及び都市景観への配慮 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、自然環境の保全、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達に	8 環境及び都市景観への配慮 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達を積極的に推進すると	8 環境及び都市景観への配慮 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達を積極的に推進すると				

<p>よる環境負荷の低減に配慮すること。また、機構が関与するまちづくりにおいては、質の高い景観形成を推進すること。</p>	<p>ともに、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。</p>	<p>ともに、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。</p>	<p>で快適なまちづくりを推進しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を行い、得られた成果を積極的に社会へ還元しているか。 			<p>素排出量を 34,500 トン削減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 脱炭素化への動き等、国際的な潮流の変化や社会の動きを踏まえ、新たに講じることとした施策や環境配慮推進体制の見直しなどを反映させるため、UR-eco Plan 2019 の一部見直しを実施した。 建設副産物のリサイクルや環境物品の適切な調達を行った。 既存樹木の利活用として、樹木を敷地内で移植・保存するなど、団地の記憶や歴史を継承する環境整備を 3 地区で実施した。また、地下水涵養を図る透水性舗装や浸透トレンチ等を 10 地区で実施するなど、グリーンインフラを活用したまちづくりの推進を図った。 整備敷地の譲渡等を行った豊四季台団地においては、良好な街並み及び景観形成・居住環境の向上を図るために策定した景観ガイドラインを公募条件とした。また、事業地区において、土木学会技術賞等を 18 件受賞した。
	<p>(1) 地球温暖化対策の推進 「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)、政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画 (UR-eco Plan 2019) に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。</p>	<p>(1) 地球温暖化対策の推進 政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画 (UR-eco Plan 2019) に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。</p> <p>また、政府の「2050 年カーボンニュートラル」宣言及び「地球温暖化対策計画」(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定) や「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方検討会」での結論を踏まえ、UR-eco Plan 2019 の見直しを行い、UR 賃貸住宅の省エネルギー性能の向上や再生可能エネルギーの創出を促進するとともに、次期地球温暖化対策実行計画の検討を行う。</p>		<p>地球温暖化対策を着実に推進するため、各本部支社のオフィスで実施した環境配慮の活動を相互に共有し、省エネ意識の向上を図るとともに、UR 賃貸住宅の共用部では省エネ性能の高い照明器具へ改修したこと等により、令和 4 年度における二酸化炭素排出量を、平成 25 年度を基準として 34,500 トン削減した。</p> <p>また、顕著となった世界的な脱炭素化への動き、日本政府による 2050 年カーボンニュートラル宣言、「地球温暖化対策計画」の改訂・建築物省エネ法の改正等、国際的な潮流の変化や社会の動きを踏まえ、新たに講じることとした施策や環境配慮推進体制の見直し等を反映するため、UR-eco Plan 2019 の一部見直しを実施した。</p> <p>なお、2022 年版環境報告書においては、「気候変動により激甚化する災害への対応」というテーマで特集を組み、気候変動に対する適応策という視点から、事前防災や復旧・復興に係る普及活動等の事例を掲載した。また、外部アンケート結果をもとに、報告書内容の改善・充実を図り、より効果的な環境配慮に関する情報発信を行うための方策について検討した。</p> <p>さらに、2022 年 11 月に行われた省エネルギー基準の見直しに対応するため、建替え住宅の断熱</p>	<p>地球温暖化対策を着実に推進するため、各本部支社のオフィスで実施した環境配慮の活動を相互に共有し、省エネ意識の向上を図るとともに、UR 賃貸住宅の共用部では省エネ性能の高い照明器具へ改修したこと等により、二酸化炭素排出量を、平成 25 年度を基準として 34,500 トンの削減を実現した。</p> <p>また、顕著となった世界的な脱炭素化への動きや日本政府による 2050 年カーボンニュートラル宣言、「地球温暖化対策計画」の改訂・建築物省エネ法の改正等、国際的な潮流の変化や社会の動きを踏まえ、新たに講じることとした施策や環境配慮推進体制の見直し等を反映するため、UR-eco Plan 2019 の一部見直しを実施した。</p> <p>なお、2022 年版環境報告書について、外部アンケートを実施したところ、約 220 件の回答中 8 割弱が評価できると回答し、企業イメージ向上に寄与した。</p>	<p>③国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <ul style="list-style-type: none"> 集合住宅ストックの維持・更新・再生等に係る研究開発を 67 件行った。そのうち、AI・IoT 等技術革新や建設分野における BIM・CIM 導入の推進、コスト削減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上、効率化等に資する技術に関する研究開発を 14 件実施した。 「Open Smart UR 研究会」については、令和 4 年度末時点で民間企業 67 社とともに、旧赤羽台団地(東京都北区)の保存住棟において、IoT や AI 等を活用した生活可能なモデル住戸を 4 戸整備し、報道機関、一般企業、行政等を対象に公開するなど、研究会活動を推進している。 スマート技術活用に資する取組として、UR 賃貸住宅の共用部において自動運転・遠隔操作ロボットの配送実証実験を実施し、UR のスマート技術活用の取組を広く PR した。 <p>これらを踏まえこれらを踏まえ、令和 4 年度</p>

				性能や一次エネルギー消費量の向上を目的とした設計基準を検討の上、改訂した。		における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。																																		
	<p>(2) 建設副産物のリサイクルの推進</p> <p>循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画 2014」(平成 26 年 9 月 1 日国土交通省公表)に準拠して設定した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建設リサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。</p> <p>さらに、UR 賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。</p>	<p>(2) 建設副産物のリサイクルの推進</p> <p>循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画 2020」(令和 2 年 9 月 30 日国土交通省公表)に準拠して設定した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建設リサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。</p> <p>さらに、UR 賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。</p>		<p>機構事業の建設工事において、建設副産物の発生抑制・減量化・再資源化等の施策として、工事発注時に建設副産物の分別処理の実施について発注図書に記載し、工事着手前に工事受注者が建設副産物の再生資源利用促進計画書を作成の上、建物内装材の分別解体等を実施した。その結果、令和 4 年度の建設副産物の再資源化・縮減率は、下表のとおり、国の「建設リサイクル推進計画 2020」に準拠して設定した目標値を達成した。</p> <p>令和4年度における建設副産物の再資源化率等</p> <table border="1" data-bbox="1552 888 2300 1241"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象品目</th> <th colspan="2">令和4年度</th> </tr> <tr> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>再資源化率</td> <td>99%以上</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>再資源化率</td> <td>99%以上</td> <td>99.7%</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>97%以上</td> <td>99.7%</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>90%以上</td> <td>99.8%</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>排出率</td> <td>30%以下</td> <td>2.76%</td> </tr> <tr> <td>建設廃棄物全体</td> <td>再資源化・縮減率</td> <td>98%以上</td> <td>98.4%</td> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td>建設発生土有効利用率</td> <td>80%以上</td> <td>98.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：集計対象は令和4年度に完了した契約金額500万円以上の工事</p>	対象品目		令和4年度		目標値	実績値	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.9%	コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.7%	建設発生木材	再資源化・縮減率	97%以上	99.7%	建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	99.8%	建設混合廃棄物	排出率	30%以下	2.76%	建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	98%以上	98.4%	建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上	98.5%	<p>建設副産物のリサイクルは設定した目標を達成した。</p> <p>環境物品等の調達については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たした特定調達品目等のうち、公共工事を除く調達については 100% (機能・性能上の理由から調達できなかったものを除く) 調達し、また、公共工事では数値目標を設定した 15 品目について 100% 目標を達成した。</p> <p>環境物品等の調達は設定した目標を達成した。</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項> 評定について、外部有識者 5 名全員が「B」評定が妥当であるとの意見であった。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生と良質な賃貸住宅の提供が機構の基本的な使命であり、この視点から自然環境や景観に配慮するとともに研究開発を推進し、その成果の還元を配慮しなければならないが、概ね良好に推進されている。 ・年度計画における所期の目標を達成していると認められる。 ・「8 環境および都市景観への配慮」における機構の実績は素晴らしいものがある。指標化しにくいという理由で定量的な評価が行われていないのはもったいないように思う。積極的に成果をアピールすることで、A 評定もあり得るのではないかと感じている。
対象品目		令和4年度																																						
		目標値	実績値																																					
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.9%																																					
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.7%																																					
建設発生木材	再資源化・縮減率	97%以上	99.7%																																					
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	99.8%																																					
建設混合廃棄物	排出率	30%以下	2.76%																																					
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	98%以上	98.4%																																					
建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上	98.5%																																					
	<p>(3) 環境物品等の調達</p> <p>環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号) に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目等の調達の目標は、同法第 6 条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成 13 年 2 月 2 日閣議決定) の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除</p>	<p>(3) 環境物品等の調達</p> <p>環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号) に基づき行うこととし、令和 4 年度における特定調達品目等の調達の目標は、同法第 6 条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和 4 年 2 月 25 日閣議決定) の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、</p>																																						

<p>6. 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <p>国の施策等への対応、機構</p>	<p>き、100%とする。</p> <p>また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。</p>	<p>100%とする。</p> <p>また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。</p>			
	<p>(4) 都市の自然環境の保全・創出</p> <p>環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。</p>	<p>(4) 都市の自然環境の保全・創出</p> <p>環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。</p>		<p>都市の自然環境の保全について、既存樹木の利活用として、浜見平団地（神奈川県茅ヶ崎市）において、クロマツやケヤキを敷地内で移植・保存するなど、団地の記憶や歴史を継承する環境を整備した。この他、泉北竹城台一丁（大阪府堺市）、城内地区（福岡県福岡市）でも同様に実施した。</p> <p>そのほか地下水涵養を図る透水性舗装や浸透トレンチ等をヌーヴェル赤羽台（東京都北区）他9地区で実施し、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進した。</p>	<p>既存樹木の活用を3地区で実施し、地下水涵養を図る透水性舗装や浸透トレンチ等を10地区で実施するなどグリーンインフラを活用した都市の自然環境の保全・創出についても着実に推進した。</p>
	<p>(5) 良好な都市景観の形成</p> <p>にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、居心地のよい団地の屋外空間や公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。</p>	<p>(5) 良好な都市景観の形成</p> <p>にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、プレイスメイキングの視点も踏まえた居心地のよい団地の屋外空間や公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。</p>		<p>令和4年度における、良好な都市景観の形成に資する実績として、整備敷地の譲渡等を行った豊四季台団地（千葉県柏市）において、良好な街並み及び景観形成・居住環境の向上を図るために策定した景観ガイドラインを公募条件として示した。また、事業地区において、従前の地域特性を継承しながら新たな景観を創出した点等が評価され、土木学会賞技術賞やグッドデザイン賞、全建賞等の賞を18件受賞した。</p>	<p>令和4年度における、良好な都市景観の形成に資する実績として、整備敷地の譲渡等を行った豊四季台団地（千葉県柏市）において、良好な街並み及び景観形成・居住環境の向上を図るために策定した景観ガイドラインを公募条件として示した。また、事業地区において、従前の地域特性を継承しながら新たな景観を創出した点等が評価され、土木学会賞技術賞やグッドデザイン賞、全建賞等の賞を18件受賞した</p>
	<p>9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <p>国の施策等への対応、機構</p>	<p>9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <p>D Xの推進を始めとする国</p>			

<p>が実施する事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を機構が実施する事業のフィールドで行い、得られた成果について積極的に社会還元するよう努めること。</p>	<p>事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等の研究開発を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。</p>	<p>の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等の研究開発を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。</p>				
	<p>(1) 研究開発の実施 集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を重点的に行う。 なお、急速なAI・IoT等技術革新やBIM・CIM推進への対応、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究等、関係者と連携した研究開発を積極的に推進する。</p>	<p>(1) 研究開発の実施 集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を重点的に行う。 なお、AI・IoT、自動運転、Maas等の急速な技術革新やBIM・CIM及びスマートシティ推進への対応、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究や実証実験等、関係者と連携した研究開発を積極的に推進する。</p>		<p>重点テーマとして掲げた、集合住宅ストックの維持・更新・再生や災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を67件実施した。(継続案件含む) このうち、急速なAI・IoT等技術革新や建設分野におけるBIM・CIM導入の推進、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上及び効率化等に資する技術に関する研究開発は14件である。 (継続案件含む) また、IoTやAI等を活用して様々な生活関連サービスを提供するという発想のもと、東洋大学情報連携学部と共同研究に取り組んでいるところ。令和元年に発足した「Open Smart UR研究会」には、URと東洋大学情報連携学部だけでなく、民間企業67社が入会している。令和4年度は、旧赤羽台団地(東京都北区)の保存住棟において生活可能なモデル住戸を4戸整備し、プレス・一般企業・行政等を対象に公開をしたところ、70社(延べ338人)が来場した。 さらに、スマート技術活用に資する施策として、金沢シーサイドタウン並木一丁目第二(神奈川県横浜市)において、団地の屋外環境におけるピンポイント情報をLINEアプリで配信する実証実験</p>	<p>研究開発については、国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を実施した。 また、「Open Smart UR研究会」については、民間企業67社に入会いただき、旧赤羽台団地(東京都北区)の保存住棟において生活可能なモデル住戸を4戸整備し、プレス・一般企業・行政等を対象に公開をしたところ、70社(延べ338人)が来場した。 さらに、スマート技術活用に資する施策として、金沢シーサイドタウン並木一丁目第二(神奈川県横浜市)において、団地の屋外情報をLINEアプリで配信する実証実験を実施し、居住者76名が参</p>	

				<p>を実施した。居住者 76 名に参加いただき、団地ピンポイントの情報を、LINE・Web アプリにより提供することについて、満足度やニーズが高く、団地における各種情報が個人のスマートフォンに発信されることを、お住まいの方が希望していることを確認した。また、Web ニュースに 16 件取り上げられるなど、機構のスマート技術活用の施策を広く PR した。</p>	<p>加した。Web ニュースに 16 件取り上げられた。また、居住者の方へのアンケート調査では約 9 割の方が満足との結果を得られた。</p>
<p>(2) 成果の社会還元 蓄積した研究開発の成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動等により情報発信を着実に実施し、普及を図る。</p>	<p>(2) 成果の社会還元 蓄積した研究開発の成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動、団地初の登録有形文化財となった旧赤羽台団地の保存住棟等の活用、情報発信施設整備の推進等により情報発信を着実に実施し、普及を図る。</p>		<p>蓄積した研究成果については、「URひと・まち・くらしシンポジウム」の開催や「住生活月間中央イベント」への出展等を通して広く社会へ発信するとともに、日本建築学会大会において「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」を実現するための技術的事項に関する論文(18編)の発表により、建築に関する学術・技術・芸術分野の関係者等へ情報発信を行った。</p> <p>また、団地初の登録有形文化財となった旧赤羽台団地の保存住棟については、一般社団法人日本建築学会の学術的監修の下、建物外壁を昭和 37 年竣工当時の色彩パターンに再現する改修工事を令和 4 年 5 月に完了するとともに、情報発信施設としての名称「URまちとくらしのミュージアム」と開館の時期(令和 5 年 9 月)を令和 4 年 10 月の URひと・まち・くらしシンポジウムで発表した。</p> <p>そのほか、集合住宅歴史館は、取材対応等により集合住宅の歴史や技術の普及に貢献した。(令和 3 年 3 月末で一般公開を終了している。)</p>	<p>蓄積した研究成果については、「URひと・まち・くらしシンポジウム」の開催や「住生活月間中央イベント」への出展等を通して広く社会へ発表するとともに、日本建築学会大会での技術論文発表により建築に関する学術・技術・芸術分野の関係者等への情報発信に努めた。</p> <p>以上により、量及び質ともに年度計画と同等の成果をあげた点を考慮し、B 評価とする。</p>	

4. その他参考情報

無し